

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【事業年度】	第112期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
【会社名】	三菱地所株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Estate Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表執行役 執行役社長 杉 山 博 孝
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
【電話番号】	(03)3287-5100
【事務連絡者氏名】	経理部長 四 塚 雄 太 郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
【電話番号】	(03)3211-0277
【事務連絡者氏名】	経理部長 四 塚 雄 太 郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 三菱地所株式会社横浜支店 （横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号） 三菱地所株式会社名古屋支店 （名古屋市中区栄二丁目3番1号） 三菱地所株式会社関西支店 （大阪市北区天満橋一丁目8番30号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

事業年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
営業収益 (百万円)	1,013,069	927,157	1,075,285	1,110,259	1,009,408
経常利益 (百万円)	120,665	92,381	139,638	133,113	144,851
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	56,512	45,507	64,297	73,338	83,426
包括利益 (百万円)	83,134	96,979	116,827	206,650	51,633
純資産額 (百万円)	1,373,915	1,366,011	1,447,093	1,640,163	1,659,180
総資産額 (百万円)	4,387,015	4,711,521	4,765,368	4,901,526	5,311,840
1株当たり純資産額 (円)	905.60	893.27	957.80	1,078.11	1,088.11
1株当たり当期純利益金額 (円)	40.72	32.79	46.34	52.85	60.13
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	40.71	32.78	46.32	52.84	60.12
自己資本比率 (%)	28.6	26.3	27.9	30.5	28.4
自己資本利益率 (%)	4.6	3.6	5.0	5.2	5.6
株価収益率 (倍)	36.25	79.16	52.79	52.73	34.77
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	203,243	122,286	336,489	200,078	135,821
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	272,009	217,992	133,537	46,568	231,003
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	57,189	27,150	177,514	189,109	309,237
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	215,771	191,837	224,739	198,489	412,392
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	7,904 [4,265]	8,001 [4,210]	7,952 [4,070]	8,388 [5,160]	8,474 [6,427]

(注) 1. 営業収益には消費税等は含まれておりません。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、親会社株主に帰属する当期純利益を用いて算出しております。

(2) 提出会社の経営指標等

事業年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
営業収益 (百万円)	426,947	380,844	405,316	414,683	380,951
経常利益 (百万円)	86,557	53,421	66,192	79,875	67,770
当期純利益又は当期純損失 ( ) (百万円)	36,700	29,889	11,082	51,347	43,418
資本金 (百万円)	141,373	141,373	141,373	141,373	141,373
発行済株式総数 (千株)	1,390,397	1,390,397	1,390,397	1,390,397	1,390,397
純資産額 (百万円)	1,203,423	1,178,640	1,178,084	1,289,833	1,289,785
総資産額 (百万円)	3,567,727	3,921,922	3,904,323	4,067,775	4,486,547
1株当たり純資産額 (円)	866.82	849.02	848.64	929.27	929.23
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	12.00 (6.00)	12.00 (6.00)	12.00 (6.00)	14.00 (6.00)	16.00 (7.00)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 ( ) (円)	26.45	21.54	7.99	37.01	31.29
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	26.44	-	7.98	37.00	31.29
自己資本比率 (%)	33.7	30.0	30.2	31.7	28.7
自己資本利益率 (%)	3.1	-	0.9	4.2	3.4
株価収益率 (倍)	55.81	-	306.25	75.31	66.80
配当性向 (%)	45.4	-	150.2	37.8	51.1
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	658 [153]	677 [158]	690 [169]	711 [166]	737 [162]

(注) 1. 営業収益には消費税等は含まれておりません。

2. 平成24年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 平成24年度の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

## 2【沿革】

当社は明治中期以来三菱合資会社の地所部が担当していた貸事務所経営部門を継承して、昭和12年5月7日設立され、爾来丸の内ビジネスセンターの整備拡充に努めて来ましたが、昭和40年代以降、事業の多様化を図ると共に、子会社をはじめとした当社グループによる事業の展開を進めることで経営規模の拡大を図っております。今日までの経過の概要は次の通りであります。

年月	摘要
昭和12年 5月	当社設立：資本金1,500万円 三菱合資会社より丸ノ内ビル並びに同敷地の所有権及び丸の内地区他の土地建物営業権を譲り受ける
昭和12年11月	三菱合資会社より同社建築課の業務一切を引継ぐ
昭和20年 4月	丸ノ内八重洲ビル並びに同敷地の所有権を(株)三菱本社より譲り受ける
昭和25年 1月	丸ノ内、八重洲両ビルを除く丸の内地区他の土地建物営業権を(株)三菱本社に返還 (株)三菱本社解散に伴い、第二会社として陽和不動産(株)、開東不動産(株)を設立
昭和28年 4月	陽和不動産(株)、開東不動産(株)両社を合併
昭和28年 5月	東京、大阪両証券取引所に株式を上場
昭和29年 8月	札幌証券取引所に株式を上場
昭和30年 1月	福岡証券取引所に株式を上場
昭和30年 2月	名古屋証券取引所に株式を上場
昭和34年 7月	丸ノ内総合改造計画策定
昭和44年 5月	赤坂パークハウス分譲（マンション事業に進出）
昭和47年 4月	三菱地所ニューヨーク社を設立
昭和47年 6月	泉パークタウン第1期起工
昭和47年10月	名菱不動産(株)、北菱不動産(株)両社を吸収合併
昭和47年12月	三菱地所住宅販売(株)（連結子会社）（平成19年4月三菱地所リアルエステートサービス(株)に改称）を設立
昭和48年11月	札幌、仙台（平成元年7月東北支店に改称）、名古屋、大阪各支店を新設
昭和58年 3月	「みなとみらい21」計画区域内土地取得
昭和58年 4月	名古屋第一ホテルを開業し、ホテル事業に進出
昭和59年 7月	三菱地所ホーム(株)（連結子会社）を設立
昭和61年 3月	メックユーケー社を設立
昭和61年10月	横浜事業所を新設（平成12年4月横浜支店に改組）

年月	摘要
平成元年 3月	イムズ開業（商業施設事業に進出）
平成元年 7月	広島支店（平成12年4月中国支店に改称）、九州支店を新設
平成 2年 4月	米国ロックフェラーグループ社（連結子会社）に資本参加
平成 3年 4月	大阪支店神戸営業所を新設（平成11年6月大阪支店に統合）
平成 5年 7月	横浜ランドマークタワー竣工
平成 8年11月	本店を東京ビルに移転
平成11年 4月	丸の内ビルの新築工事着工（丸の内再開発に着手）
平成12年 4月	機構改革の実施（関係会社一体の事業本部制導入等）
平成12年11月	ホテル事業統括会社として㈱ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツ（連結子会社）を設立
平成13年 6月	設計監理事業本部を㈱三菱地所設計（連結子会社）に分社
平成14年 8月	丸の内ビル竣工
平成15年 3月	本店を大手町ビルに移転
平成16年 9月	丸の内オアゾ（OA20）グランドオープン（当社所有ビル「丸の内北口ビル」）
平成17年 3月	藤和不動産㈱（持分法適用関連会社）に資本参加
平成17年10月	東京ビル竣工
平成19年 4月	機構改革の実施（事業本部制の廃止及び担当役員制への移行） 新丸の内ビル竣工
平成19年 9月	ザ・ペニンシュラ東京オープン（同年5月竣工）
平成20年 1月	藤和不動産㈱の増資引き受け（連結子会社化）
平成20年 2月	㈱サンシャインシティ株式の公開買付けを実施し、同年3月同社株式を追加取得（連結子会社化）
平成20年 4月	機構改革の実施（事業部門に替わり、事業グループを導入）
平成20年10月	三菱地所アジア社を開設
平成21年 3月	チェルシージャパン㈱（平成25年2月三菱地所・サイモン㈱に改称）を連結子会社化
平成21年 4月	藤和不動産㈱を完全子会社化 丸の内パークビル・三菱一号館竣工（平成22年4月三菱一号館美術館オープン）
平成22年 1月	札幌証券取引所及び福岡証券取引所における株式の上場廃止
平成23年 1月	三菱地所レジデンス㈱発足（当社、三菱地所リアルエステートサービス㈱及び藤和不動産㈱の住宅分譲事業を統合）
平成23年 4月	上海駐在員事務所開設（平成27年2月廃止）
平成24年 1月	丸の内永楽ビル竣工
平成24年10月	大手町フィナンシャルシティ ノースタワー、サウスタワー竣工
平成25年 4月	三菱地所（上海）投資諮詢有限公司を開設
平成26年 7月	三菱地所コミュニティホールディングス㈱発足（三菱地所コミュニティ㈱及び丸紅コミュニティ㈱） （平成26年7月三菱地所丸紅住宅サービス㈱に改称）が共同株式移転により持株会社を設立し経営統合）
平成27年10月	大名古屋ビル竣工
平成27年11月	大手門タワー竣工
平成28年 4月	大阪支店を関西支店に改称
平成28年 4月	大手町フィナンシャルシティ グランキューブ 及び 宿泊施設棟竣工
平成28年 6月	指名委員会等設置会社へ移行

### 3【事業の内容】

連結財務諸表提出会社（以下当社という）及び当社関係会社（あわせて以下当社グループという）においては、所有ビルの賃貸を中心とするビル事業、商業施設や物流施設の開発・賃貸を中心とする生活産業不動産事業、マンション・戸建住宅の販売を中心とする住宅事業、海外事業、投資マネジメント事業、設計監理事業、ホテル事業、不動産サービス事業等幅広い事業分野で事業活動を行っております。

各事業分野につきまして、当社グループの営む主な事業内容、当該事業における位置付け及びセグメントとの関係は次の通りであります。

なお、当連結会計年度より当社の組織を一部改正したことに伴い、セグメント区分についても変更いたしました。概要については、「第5 経理の状況（セグメント情報等）」をご覧ください。

#### (1) ビル事業

当社グループはビルの開発・賃貸事業を中心に、運営・管理事業、駐車場事業、地域冷暖房事業などを行っております。

##### ビル賃貸事業

- ・当社は、東京都内及び全国の主要都市において、オフィスを主とする当社の単独又は共同事業としてビルを開発・建設し、直接賃貸するほか、他のビル所有者からビルを賃借し、これを転賃しております。
- ・また当社は、竣工・稼働開始後に投資商品として不動産投資市場で売却することを基本的戦略とする収益用不動産の開発を行っております。
- ・連結子会社である㈱サンシャインシティ、㈱東京交通会館は、所有するビルを賃貸しております。
- ・連結子会社である豊洲三丁目開発特定目的会社は、収益用不動産の保有・賃貸等を行っております。

##### ビル運営・管理事業

- ・連結子会社である三菱地所プロパティマネジメント㈱は、当社ビルほかの運営・管理業務を受託しております。また、「建設業法」に基づく許可を取得し、当社所有ビルの賃借人より室内造作工事等の請負を行っております。
- ・連結子会社である㈱北菱シティサービス、有電ビル管理㈱は、当社ほかの所有ビルの管理業務を受託しております。

##### 駐車場事業

- ・連結子会社である㈱グランドパーキングセンター、東京ガレーヂ㈱は、駐車場事業を直営にて行うと共に、当社ほかより運営・管理業務を受託しております。

##### 地域冷暖房事業

- ・連結子会社である丸の内熱供給㈱、池袋地域冷暖房㈱及び持分法適用関連会社であるオー・エー・ピー熱供給㈱、みなとみらい二十一熱供給㈱は、各供給区域において地域冷暖房事業を行っております。

##### その他事業

- ・連結子会社である丸の内ダイレクトアクセス㈱は、丸の内エリアに光ファイバー網を敷設し、通信事業者等に賃貸しております。
- ・持分法適用関連会社である㈱丸ノ内ホテルは、当社ほかと建物を所有し、ホテルを経営しております。

ビル事業はビル事業セグメントに区分しております。

#### (2) 生活産業不動産事業

当社グループは商業施設や物流施設を中心とした、オフィス・住宅を除くあらゆるアセットタイプの開発・賃貸・運営・管理事業等を行っております。

##### 商業施設事業

- ・当社は、日本全国で、単独商業施設・都心複合施設・アウトレット等の商業施設の開発・賃貸・運営・管理を行っております。
- ・連結子会社である㈱横浜スカイビルは、所有するビルを賃貸しております。
- ・連結子会社である三菱地所・サイモン㈱は、「御殿場プレミアム・アウトレット」ほかの商業施設を所有し、これを賃貸しております。
- ・連結子会社である三菱地所リテールマネジメント㈱、㈱イムズは、当社商業施設ほかの運営・管理業務を受託しております。
- ・連結子会社であるアクアシティインベストメント特定目的会社は、所有する商業施設を賃貸しております。

#### 物流施設事業

・当社は、日本全国で物流施設の開発・賃貸・運営を行っております。

#### その他事業

・当社は、全国各地でホテルの開発のほか、オフィス・住宅以外のあらゆるアセットタイプの開発を行っております。

生活産業不動産事業は生活産業不動産事業セグメントに区分しております。

### (3) 住宅事業

当社グループはマンション・戸建住宅等の建設・販売・賃貸等を行うほか、マンション・住宅の管理、注文住宅の設計・請負、不動産仲介、ニュータウンの開発、ゴルフ場の経営等の余暇事業を行っております。

#### 不動産販売事業

・連結子会社である三菱地所レジデンス㈱はマンション・戸建住宅等の建設・販売等を行っております。

#### 住宅管理事業

・連結子会社である三菱地所コミュニティホールディングス㈱は、連結子会社である三菱地所コミュニティ㈱、三菱地所丸紅住宅サービス㈱、北海道ベニーエステート㈱の経営管理を行っております。

・連結子会社である㈱泉パークタウンサービス、三菱地所コミュニティ㈱、三菱地所丸紅住宅サービス㈱、北海道ベニーエステート㈱は、三菱地所レジデンス㈱ほかの供給したマンション・住宅の管理等を行っております。

#### 開発事業

・当社は、泉パークタウン等のニュータウンの開発事業を行っております。

#### 不動産仲介事業

・連結子会社である三菱地所ハウスネット㈱は不動産仲介事業等を行っております。

#### 注文住宅事業

・連結子会社である三菱地所ホーム㈱は、「建設業法」に基づく許可を取得し、注文住宅の受注並びに三菱地所レジデンス㈱ほかより戸建住宅等を請負建築しております。

・連結子会社である㈱三菱地所住宅加工センター及び持分法適用関連会社であるプライムトラス㈱は、建築資材を製造・加工し、三菱地所ホーム㈱ほかにも供給しております。

#### 余暇事業

・当社は、宮城県においてゴルフ場並びにテニスクラブ等を経営しております。

・連結子会社である東日本開発㈱は、静岡県においてゴルフ場を経営しております。

・連結子会社である㈱メックアーバンリゾート東北は、宮城県において当社よりゴルフ場の運営・管理業務を受託しております。

・連結子会社である藤和那須リゾート㈱は、栃木県において遊園地・ホテルの運営及び別荘地の販売・管理を行っております。

・持分法適用関連会社である佐倉ゴルフ開発㈱は、千葉県においてゴルフ場を経営しております。

#### その他事業

・当社、連結子会社である三菱地所レジデンス㈱は、賃貸マンションの建設・賃貸・売却事業を行っております。

・連結子会社である㈱メックecoライフは、住宅事業におけるエコ推進、先進的R & Dへの取り組み、また、住宅設備機器の共通化を中心としたコストマネジメントの推進を行っております。

・連結子会社である㈱三菱栄ライフサービスは、当社より建物を賃借し、高齢者向け住宅「ロイヤルライフ奥沢」を経営しております。

・持分法適用関連会社である㈱つなぐネットコミュニケーションズは、集合住宅に対して、インターネット接続事業を行っております。

住宅事業は住宅事業セグメントに区分しております。

### (4) 海外事業

当社グループは海外において、主に不動産開発事業、不動産賃貸事業を行っております。

・Rockefeller Group, Inc.をはじめとする連結子会社115社並びに持分法適用関連会社49社は、世界各地で不動産事業を展開しております。

・全米各地においてはRockefeller Group, Inc.を、英国ロンドン市、仏国パリ市においてはMitsubishi Estate London Limitedを通じて、オフィスビルを中心とした不動産開発事業、賃貸事業を行っております。

・シンガポール、ベトナム及びタイにおいてはMitsubishi Estate Asia Pte.Ltd.を通じ、住宅開発事業を展開しており、また、シンガポールにおいてはオフィス再開発事業も展開しております。中国においては、同国内にて住宅開発事業、商業施設開発事業及び物流施設事業に参画しております。また、台湾・台北においてはオフィス、商業、ホテル等から成る複合開発事業に参画しております。

海外事業は海外事業セグメントに区分しております。

#### (5) 投資マネジメント事業

当社グループは不動産投資に関する総合的サービスの提供を行っております。

- ・連結子会社である三菱地所投資顧問(株)は、不動産投資家のためのアセットマネジメント業務、資産取得のサポート業務等、不動産投資に関する総合的サービスを提供しております。
- ・連結子会社であるジャパンリアルエステイトアセットマネジメント(株)は、ジャパンリアルエステイト投資法人(東京証券取引所不動産投資信託証券市場上場)の資産運用を行っております。
- ・Rockefeller Group Investment Management Corp.、TA Realty LLCをはじめとする在外連結子会社35社並びに持分法適用関連会社9社は、米国等において不動産ファンドの運用業務を展開しております。

投資マネジメント事業は投資マネジメント事業セグメントに区分しております。

#### (6) 設計監理事業

当社グループは建築・土木工事の設計監理、建築工事・内装工事等の請負等を行っております。

- ・連結子会社である(株)三菱地所設計は、建築・土木工事の設計監理のほか、建築・土木全般に亙る各種コンサルティング業務を行っております。
- ・連結子会社である(株)メック・デザイン・インターナショナルは、ビル、マンション等の内装工事請負のほか、インテリア関連工事の設計監理等を行っております。

設計監理事業は設計監理事業セグメントに区分しております。

#### (7) ホテル事業

当社グループはホテル事業を「ロイヤルパークホテルズ」として展開しております。

- ・連結子会社である(株)ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツは、グループホテルの統括管理、運営支援並びにコンサルティングを含めた新規ホテル開発を行っております。また、当社より建物を賃借し、ホテルを経営、あわせて「ロイヤルパークホテル ザ 羽田」の運営を受託しております。
- ・連結子会社である(株)ロイヤルパークホテルは、建物を所有し、ホテル(「ロイヤルパークホテル」)を経営しております。
- ・連結子会社である(株)東北ロイヤルパークホテルは「仙台ロイヤルパークホテル」の運営業務を、(株)横浜ロイヤルパークホテルは「横浜ロイヤルパークホテル」の運営業務を、また、(株)ロイヤルパークホテルマネジメントは「ロイヤルパークホテル ザ 汐留」、「ロイヤルパークホテル ザ 名古屋」、「ロイヤルパークホテル ザ 京都」及び「ロイヤルパークホテル ザ 福岡」の運営業務をそれぞれ(株)ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツより受託しております。

ホテル事業はホテル事業セグメントに区分しております。

#### (8) 不動産サービス事業

当社グループは不動産仲介事業等を行っております。

- ・連結子会社である三菱地所リアルエステートサービス(株)は、不動産仲介事業等を行っております。

不動産サービス事業は不動産サービス事業セグメントに区分しております。

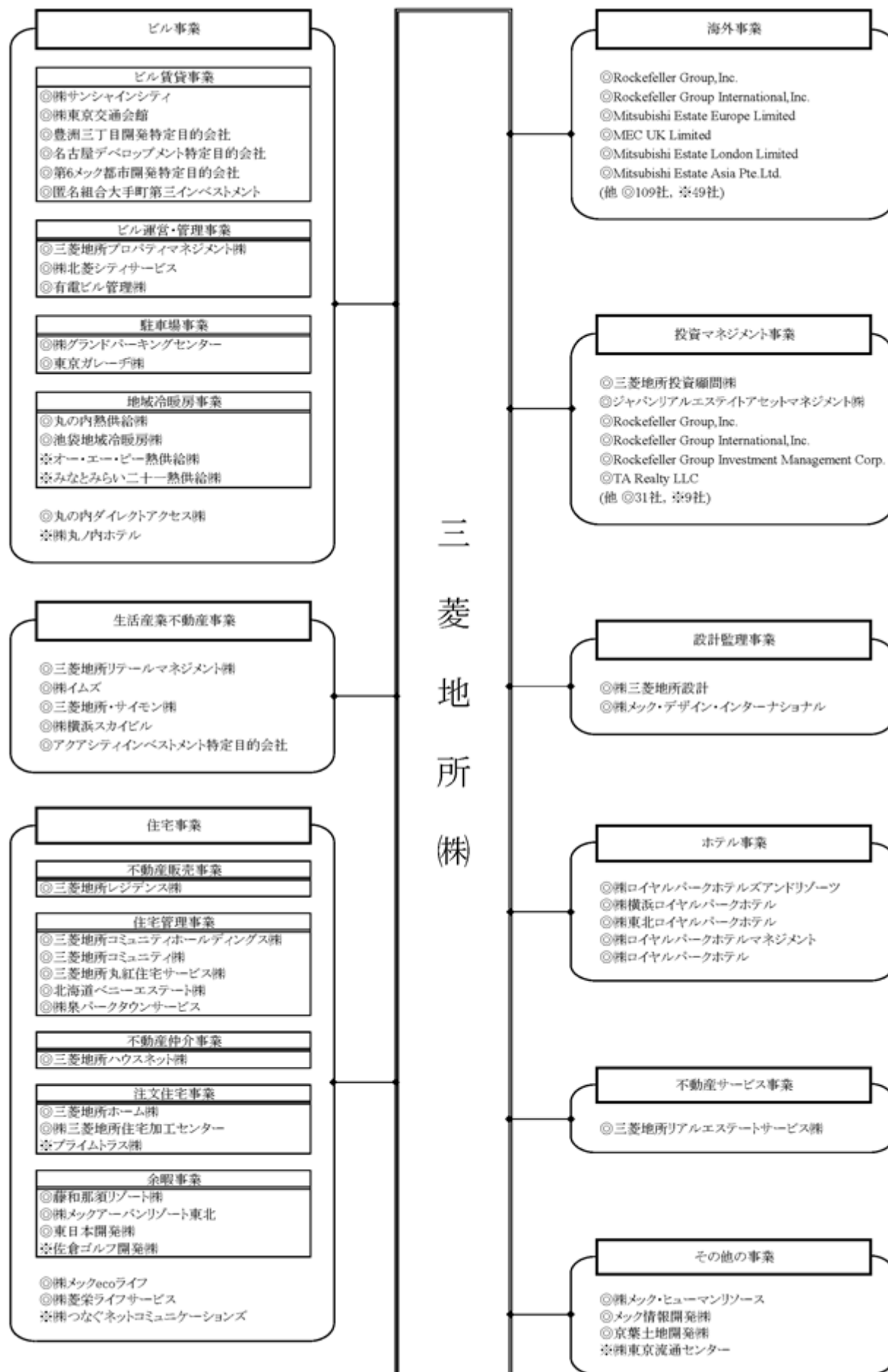
#### (9) その他の事業

- ・連結子会社であるメック情報開発(株)は、主として当社グループの利用に供する情報システムの開発、保守管理を行っております。
- ・連結子会社である(株)メック・ヒューマンリソースは、当社グループの給与厚生研修関連業務の受託を行っております。
- ・連結子会社である京葉土地開発(株)は、千葉県において商業施設を所有し、これを賃貸しております。

その他の事業はその他の事業セグメントに区分しております。

上記事項を事業系統図により示すと次頁の通りとなります。





(参考)◎:連結子会社 ※:持分法適用関連会社

4【関係会社の状況】  
連結子会社

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		摘要
					営業上の取引等	当社関係 者/全取締 役	
三菱地所プロパティマネジメント(株)	東京都 千代田区	390	ビル事業	100.0	ビルの運営管理委託	10/11	
(株)北菱シティサービス	札幌市 中央区	10	"	100.0	ビルの管理委託	6/6	
(株)グランドパーキングセンター	東京都 千代田区	202	"	100.0	駐車場の運営管理委託	4/5	
丸の内熱供給(株)	東京都 千代田区	2,775	"	64.2	資金の援助 冷温熱の購入	8/10	
(株)サンシャインシティ	東京都 豊島区	19,200	"	63.2	-	4/15	*5
有電ビル管理(株)	東京都 千代田区	10	"	62.5	ビルの管理委託	3/5	
東京ガレージ(株)	東京都 千代田区	10	"	54.9	駐車場の運営管理委託	3/5	
丸の内ダイレクトアクセス(株)	東京都 千代田区	490	"	51.0	-	4/6	
池袋地域冷暖房(株)	東京都 豊島区	1,200	"	68.0 (47.0)	-	4/9	
(株)東京交通会館	東京都 千代田区	400	"	50.0	不動産の賃貸	4/7	
豊洲三丁目開発特定目的会社	東京都 中央区	36,700	"	-	ビルの運営管理受託	-	*5
名古屋デベロップメント特定目的会社	東京都 千代田区	17,332	"	-	ビルの運営管理受託	-	*5
第6メック都市開発特定目的会社	東京都 中央区	24,300	"	-	ビルの運営管理受託	-	*5
匿名組合大手町第三インベストメント	東京都 中央区	37,200	"	-	ビルの運営管理受託	-	*5
三菱地所リテールマネジメント(株)	東京都 港区	100	生活産業 不動産事業	100.0	商業施設の運営管理委託	8/8	
(株)イムズ	福岡市 中央区	100	"	92.0	商業施設の運営管理委託	5/7	
三菱地所・サイモン(株)	東京都 千代田区	249	"	60.0	資金の援助	3/6	
(株)横浜スカイビル	横浜市 西区	3,591	"	54.4	資金の援助	6/10	
アクアシティインベストメント 特定目的会社	東京都 千代田区	23,322	"	-	商業施設の運営管理受託	-	
(株)泉パークタウンサービス	仙台市 泉区	30	住宅事業	100.0	-	5/7	
東日本開発(株)	静岡県 駿東郡	100	"	100.0	-	6/8	
(株)メックアーバンリゾート東北	仙台市 泉区	30	"	100.0	スポーツ施設の 運営管理委託	5/6	
三菱地所レジデンス(株)	東京都 千代田区	15,000	"	100.0	資金の援助	8/8	*5,6
藤和那須リゾート(株)	栃木県 那須郡	100	"	100.0 (100.0)	-	3/7	

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		摘要
					営業上の取引等	当社関係 者/全取締 役	
(株)メックecoライフ	東京都 千代田区	10	住宅事業	100.0 (100.0)	-	14/14	
三菱地所ハウスネット(株)	東京都 新宿区	100	"	100.0 (100.0)	-	6/7	
三菱地所ホーム(株)	東京都 港区	2,093	"	100.0	-	7/8	
(株)三菱地所住宅加工センター	千葉市 美浜区	400	"	91.7 (22.2)	資金の援助	6/7	
(株)菱栄ライフサービス	東京都 世田谷区	100	"	85.0	不動産の賃貸	4/5	
三菱地所コミュニティ ホールディングス(株)	東京都 千代田区	100	"	71.5 (11.1)	-	7/9	
三菱地所コミュニティ(株)	東京都 千代田区	100	"	100.0 (100.0)	-	7/10	
三菱地所丸紅住宅サービス(株)	東京都 千代田区	200	"	100.0 (100.0)	-	7/9	*7
北海道ベニーエステート(株)	札幌市 中央区	50	"	100.0 (100.0)	-	4/7	
(株)三菱地所設計	東京都 千代田区	2,000	設計監理事業	100.0	設計監理業務の委託	13/13	
(株)メック・デザイン・インター ナショナル	東京都 中央区	100	"	100.0 (100.0)	設計監理業務の委託	10/11	
(株)ロイヤルパークホテルズアンド リゾート	東京都 千代田区	495	ホテル事業	100.0	資金の援助 不動産の賃貸	9/9	
(株)横浜ロイヤルパークホテル	横浜市 西区	100	"	100.0 (100.0)	-	9/14	
(株)東北ロイヤルパークホテル	仙台市 泉区	10	"	100.0 (100.0)	-	9/10	
(株)ロイヤルパークホテルマネジメント	東京都 千代田区	10	"	100.0 (100.0)	-	4/7	
(株)ロイヤルパークホテル	東京都 中央区	6,000	"	55.7 (3.0)	-	6/22	
三菱地所リアルエステートサービス(株)	東京都 千代田区	2,400	不動産 サービス事業	100.0	不動産仲介業務の委託	8/8	
(株)メック・ヒューマンリソース	東京都 千代田区	10	その他の事業	100.0	給与、厚生サービス、 教育・研修関連業務の委託	9/9	
メック情報開発(株)	東京都 千代田区	30	"	100.0	情報システム管理・ ソフト開発委託	8/8	
京葉土地開発(株)	東京都 千代田区	400	"	66.7	資金の援助	3/4	

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		摘要
					営業上の取引等	当社関係 者/全取締 役	
三菱地所投資顧問(株)	東京都 千代田区	150	投資マネジメ ント事業	100.0 (25.0)	-	7/7	
ジャパンリアルエステイト アセットマネジメント(株)	東京都 千代田区	263	"	90.0	-	3/4	
Rockefeller Group Investment Management Corp.	米国・ デラウェ ア州	米ドル 100	"	100.0 (100.0)	-	1/3	
TA Realty LLC	米国・ マサ チュー セッツ州	千米ドル 3,229	"	70.0 (70.0)	-	5/8	
Rockefeller Group, Inc. (ロックフェラーグループ社)	米国・ ニュー ヨーク州	千米ドル 1,640	海外事業・ 投資マネジメ ント事業	100.0	-	5/6	
Rockefeller Group International, Inc.	米国・ ニュー ヨーク州	米ドル 100	"	100.0 (100.0)	-	8/9	
MEC USA, Inc.	米国・ デラウェ ア州	米ドル 34,903	海外事業	100.0 (100.0)	-	4/4	
MITSUBISHI ESTATE NEW YORK Inc.	米国・ ニュー ヨーク州	千米ドル 71,940	"	100.0 (100.0)	-	4/4	
MEC Finance USA, Inc.	米国・ デラウェ ア州	千米ドル 500	"	100.0 (100.0)	-	4/4	
Rockefeller Group Development Corp.	米国・ ニュー ヨーク州	米ドル 100	"	100.0 (100.0)	-	1/3	
Rockefeller Group Business Centers, Inc.	米国・ ニュー ヨーク州	米ドル 100	"	100.0 (100.0)	-	1/3	
Rockefeller Group Technology Solutions, Inc.	米国・ デラウェ ア州	米ドル 100	"	100.0 (100.0)	-	1/4	
Mitsubishi Estate Europe Limited	英国・ ロンドン 市	千英 ポンド 321,006	"	100.0	-	4/4	*5
Mitsubishi Estate London Limited (三菱地所ロンドン社)	英国・ ロンドン 市	千英 ポンド 146,250	"	100.0 (100.0)	債務保証	4/4	*5
MEC UK Limited	英国・ ロンドン 市	千英 ポンド 2,399	"	100.0 (100.0)	-	5/5	
Mitsubishi Estate Asia Pte.Ltd. (三菱地所アジア社)	シンガ ポール	千シンガ ポールド ル 375,822	"	100.0	-	4/4	*5
その他134社							

持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		摘要
					営業上の取引等	当社関係 者/全取締 役	
オー・エー・ピー熱供給㈱	大阪市 北区	1,200	ビル事業	35.0	冷温熱の購入	2/6	
㈱丸ノ内ホテル	東京都 千代田区	202	"	31.4	-	3/6	*3
みなとみらい二十一熱供給㈱	横浜市 中区	3,000	"	29.6	冷温熱の購入	3/10	
佐倉ゴルフ開発㈱	千葉県 佐倉市	100	住宅事業	49.0	-	2/4	
㈱つなぐネット コミュニケーションズ	東京都 千代田区	1,500	"	20.0	-	1/6	
プライムトラス㈱	東京都 江東区	280	"	20.0 (20.0)	-	1/7	
㈱東京流通センター	東京都 大田区	4,000	その他の事業	37.4	-	2/9	
その他58社							

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 関係内容の(当社関係者/全取締役)の欄は、各社の取締役役に占める当社関係者の人数を記載しております。なお、当社関係者は、当社役員、従業員及び転籍者であります。
- \*3. ㈱丸ノ内ホテルは有価証券報告書を提出しております。
4. 議決権の所有割合の( )内は間接所有割合で内数であります。
- \*5. ㈱サンシャインシティ、豊洲三丁目開発特定目的会社、名古屋デベロップメント特定目的会社、第6メック都市開発特定目的会社、匿名組合大手町第三インベストメント、アクアシティインベストメント特定目的会社、三菱地所レジデンス㈱、Mitsubishi Estate Europe Limited、Mitsubishi Estate London Limited、Mitsubishi Estate Asia Pte.Ltd.は特定子会社に該当しております。
- \*6. 三菱地所レジデンス㈱については営業収益(連結会社相互間の内部営業収益を除く。)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。
- 主要な損益情報等 (1) 営業収益 239,637百万円  
(2) 経常利益 18,163百万円  
(3) 当期純利益 9,113百万円  
(4) 純資産額 52,906百万円  
(5) 総資産額 641,736百万円
- \*7. 平成28年4月1日付で、三菱地所丸紅住宅サービス㈱は、三菱地所コミュニティ㈱に吸収合併されたことにより消滅しております。なお、三菱地所丸紅住宅サービス㈱の100%子会社である北海道バニーエステート㈱は、合併後は存続会社の100%子会社となります。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
ビル事業	1,626	[356]
生活産業不動産事業	321	[61]
住宅事業	3,116	[5,111]
海外事業	405	[6]
投資マネジメント事業	266	[29]
設計監理事業	596	[245]
ホテル事業	1,248	[465]
不動産サービス事業	487	[85]
その他の事業	164	[21]
全社(共通)	245	[48]
合計	8,474	[6,427]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[ ]内に国内年間平均人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
737人 [162人]	40歳 9か月	17年 1か月	11,633,802円

セグメントの名称	従業員数(人)	
ビル事業	324	[89]
生活産業不動産事業	92	[16]
住宅事業	42	[2]
海外事業	20	[6]
投資マネジメント事業	14	[1]
全社(共通)	245	[48]
合計	737	[162]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。

臨時従業員数は[ ]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当社(598名)、㈱北菱シティサービス(2名)及びRockefeller Group, Inc.(105名)にはそれぞれ労働組合が組織されておりますが、労使関係は円満裡に推移しており、特記すべき事項はありません。

なお、( )内は平成28年3月31日現在(Rockefeller Group, Inc.は平成27年12月31日現在)の組合員数であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 当年度の概況

当年度の業績は、営業収益が1,009,408百万円で前年度に比べ100,851百万円の減収（-9.1%）、営業利益は166,199百万円で9,866百万円の増益（+6.3%）、経常利益は144,851百万円で11,738百万円の増益（+8.8%）となりました。

特別損益につきましては、前年度において固定資産売却益36,551百万円、負ののれん発生益12,256百万円の計48,807百万円を特別利益に、固定資産除却関連損6,190百万円、減損損失73,725百万円、追加出資義務損失引当金繰入額1,804百万円の計81,719百万円を特別損失に計上したのに対して、当年度においては、固定資産売却益2,709百万円、投資有価証券売却益11,350百万円、未払金取崩益4,098百万円、追加出資義務損失引当金戻入益1,262百万円の計19,421百万円を特別利益に、固定資産除却関連損4,223百万円、減損損失2,561百万円、環境対策引当金繰入額5,068百万円、事業譲渡損失引当金繰入額10,570百万円の計22,423百万円を特別損失に計上しております。この結果、税金等調整前当期純利益は141,850百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度に比べ10,088百万円増益（+13.8%）の83,426百万円となりました。

当年度の業績及び各セグメントの業績は次の通りであります。

なお、当年度より当社の組織を一部改正したことに伴い、セグメント区分についても変更いたしました。

前年度まで「ビル事業」セグメントに含めていた商業・物流事業と、新規事業を含めた国内のオフィス・住宅を除くあらゆるアセットタイプの開発に係る事業を、「生活産業不動産事業」セグメントとして独立させております。また、前年度まで「海外事業」セグメントに含めていたロックフェラーグループインターナショナル社の投資マネジメント事業を、「投資マネジメント事業」セグメントに移管しております。

あわせて、前年度まで「不動産サービス事業」セグメントに含めていた三菱地所ハウスネット(株)の事業を、「住宅事業」セグメントに移管しております。

（単位：百万円）

区分	前年度	当年度	増減
営業収益	1,110,259	1,009,408	100,851
営業利益	156,332	166,199	9,866
経常利益	133,113	144,851	11,738
親会社株主に帰属する 当期純利益	73,338	83,426	10,088

（単位：百万円）

	前年度		当年度	
	営業収益	営業利益又は 営業損失（ ）	営業収益	営業利益又は 営業損失（ ）
ビル事業	484,816	102,820	422,349	108,940
生活産業不動産事業	105,706	26,162	86,569	25,842
住宅事業	383,887	11,532	345,226	18,035
海外事業	71,176	25,901	75,956	19,421
投資マネジメント事業	14,885	4,282	24,994	5,082
設計監理事業	19,467	663	21,279	1,754
ホテル事業	30,827	754	33,089	1,490
不動産サービス事業	20,543	1,105	19,815	602
その他の事業	3,747	16	3,882	37
調整額	24,799	16,906	23,754	14,933
合計	1,110,259	156,332	1,009,408	166,199

（注）前年度の業績については、当年度より変更したセグメント区分に組替えております。

(a) ビル事業

- ・当年度においては、建物賃貸収益は前年度に比べ増収となりましたが、その他収益は前年度に物件売却に伴う収益を計上したことから、減収となりました。  
なお、当社の平成28年3月末の空室率は2.22%となっております。
- ・この結果、当セグメントの営業収益は前年度に比べ62,467百万円減収の422,349百万円となり、営業利益は6,120百万円増益の108,940百万円となりました。
- ・平成20年からの10年間となる「第2ステージ」では、「第1ステージ」から取り組んできた丸の内再構築の更なる「拡がり」と「深まり」を目指し、「大手町・丸の内・有楽町地区」全域にその効果を波及させる計画であり、「大手町ホトリア」街区において「大手門タワー」が平成27年11月に、「大手町フィナンシャルシティ グランキューブ 及び 宿泊施設棟」が平成28年4月に竣工しました。なお、引き続き「大手町ホトリア」街区においては、「大手町パークビル」（平成28年度竣工予定）の工事が順調に進捗しております。

(単位：百万円)

摘 要	前年度		当年度	
	貸付面積等	営業収益	貸付面積等	営業収益
建物賃貸	貸付面積	347,757	貸付面積	353,958
	(所有) 2,210,582㎡		(所有) 2,074,338㎡	
	(転貸) 1,291,952㎡		(転貸) 1,395,283㎡	
	合計 3,502,534㎡		合計 3,469,621㎡	
ビル運営管理受託	管理受託面積 1,997,265㎡	19,389	管理受託面積 2,471,676㎡	21,146
営繕請負工事	受注件数 4,868件	14,500	受注件数 4,398件	14,597
	完成件数 4,659件		完成件数 4,348件	
地域冷暖房事業	供給先 オフィスビル87棟 ホテル5棟 地下鉄16駅舎	8,724	供給先 オフィスビル87棟 ホテル5棟 地下鉄16駅舎	8,387
その他	-	94,443	-	24,259
合 計	-	484,816	-	422,349

- (注) 1. 金額は消費税等抜きで表示しております。  
2. 営業収益には、セグメント間の内部営業収益又は振替高を含めております。  
3. 前年度の業績については、当年度より変更したセグメント区分に組替えております。

(b) 生活産業不動産事業

- ・当年度においては、前年度に保有する物件の売却に伴う収益を計上した反動等により、減収となりました。
- ・この結果、当セグメントの営業収益は前年度に比べ19,137百万円減収の86,569百万円となり、営業利益は319百万円減益の25,842百万円となりました。

(単位：百万円)

摘 要	営 業 収 益	
	前年度	当年度
生活産業不動産	105,706	86,569
合 計	105,706	86,569

- (注) 1. 金額は消費税等抜きで表示しております。  
2. 営業収益には、セグメント間の内部営業収益又は振替高を含めております。  
3. 前年度の業績については、当年度より変更したセグメント区分に組替えております。



(c) 住宅事業

- ・マンション事業の主な売上計上物件
  - 「ザ・レジデンス津田沼奏の杜」 (千葉県習志野市)
  - 「ザ・パークハウスグラン千鳥ヶ淵」 (東京都千代田区)
  - 「ザ・パークハウス神戸ハーバーランドタワー」 (兵庫県神戸市)
  - 「ザ・パークハウス二子玉川ガーデン」 (東京都世田谷区)
  - 「ザ・パークハウス千歳烏山グローリオ」 (東京都世田谷区)
- ・マンション事業において、売上計上戸数が前年度に比べ減少したため減収となりました。
- ・この結果、当セグメントの営業収益は345,226百万円と前年度に比べ38,661百万円の減収となりましたが、営業利益は前年度に比べ6,502百万円増益の18,035百万円となりました。

(単位：百万円)

摘要	前年度		当年度	
	販売数量等	営業収益	販売数量等	営業収益
マンション	売上計上戸数 4,603戸	239,422	売上計上戸数 3,868戸	215,762
住宅管理業務受託	受託件数 327,647件	42,606	受託件数 332,645件	48,052
注文住宅事業	-	32,521	-	30,909
その他	-	69,337	-	50,501
合計	-	383,887	-	345,226

- (注) 1. 金額は消費税等抜きで表示しております。  
 2. 営業収益には、セグメント間の内部営業収益又は振替高を含めております。  
 3. 他社との共同事業物件の売上計上戸数及び金額は当社持分によっております。  
 4. 前年度の業績については、当年度より変更したセグメント区分に組替えております。

(d) 海外事業

- ・当年度においては、保有する物件の売却に伴う収益を計上したこと等により、増収となりました。
- ・この結果、当セグメントの営業収益は75,956百万円と前年度に比べ4,779百万円の増収となりましたが、営業利益は前年度に比べ6,479百万円減益の19,421百万円となりました。

(単位：百万円)

摘要	前年度		当年度	
	貸付面積等	営業収益	貸付面積等	営業収益
不動産開発・賃貸	貸付面積 560,295㎡	67,857	貸付面積 474,918㎡	72,288
	管理受託面積 232,642㎡		管理受託面積 205,538㎡	
その他	-	3,319	-	3,667
合計	-	71,176	-	75,956

- (注) 1. 金額は消費税等抜きで表示しております。  
 2. 営業収益には、セグメント間の内部営業収益又は振替高を含めております。  
 3. 前年度の業績については、当年度より変更したセグメント区分に組替えております。

(e) 投資マネジメント事業

- ・当年度においては、TA Realty LLCを連結したこと等により、増収となりました。
- ・この結果、当セグメントの営業収益は24,994百万円と前年度に比べ10,109百万円の増収となり、営業利益は5,082百万円と前年度に比べ800百万円の増益となりました。

(単位：百万円)

摘 要	営 業 収 益	
	前年度	当年度
投資マネジメント	14,885	24,994
合 計	14,885	24,994

- (注) 1. 金額は消費税等抜きで表示しております。  
 2. 営業収益には、セグメント間の内部営業収益又は振替高を含めております。  
 3. 前年度の業績については、当年度より変更したセグメント区分に組替えております。

(f) 設計監理事業

- ・(株)三菱地所設計において、「大名古屋ビル」(愛知県名古屋市中村区)等の設計監理業務他の収益を計上しました。
- ・当年度においては、設計監理収益及び内装工事収益は1件当たり金額が増加したことにより増収となりました。
- ・この結果、当セグメントの営業収益は21,279百万円と前年度に比べ1,812百万円の増収となり、営業利益は前年度に比べ1,091百万円増益の1,754百万円となりました。

(単位：百万円)

摘 要	前年度		当年度	
	売上件数等	営業収益	売上件数等	営業収益
設計監理	受注件数	1,106件	受注件数	1,067件
	売上件数	1,090件	売上件数	1,077件
内装工事	受注件数	211件	受注件数	187件
	売上件数	203件	売上件数	195件
その他	-	1,770	-	1,418
合 計	-	19,467	-	21,279

- (注) 1. 金額は消費税等抜きで表示しております。  
 2. 営業収益には、セグメント間の内部営業収益又は振替高を含めております。

(g) ホテル事業

- ・ホテル事業統括会社である(株)ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツを中心に、「ロイヤルパークホテルズ」各ホテルの体質強化及び「ロイヤルパークホテル ザ (+都市名)」のブランド名による新たなホテル事業の展開を図っております。
- ・当年度においては、「ロイヤルパークホテル ザ 羽田」が通期稼働したこと等により、営業収益は33,089百万円と前年度に比べ2,261百万円増収となり、営業利益は前年度に比べ736百万円増益の1,490百万円となりました。

(単位：百万円)

摘 要	営 業 収 益	
	前年度	当年度
宿泊部門	13,636	15,870
レストラン・バー部門	6,689	6,852
宴会部門	8,178	8,337
その他	2,323	2,028
合 計	30,827	33,089

- (注) 1. 金額は消費税等抜きで表示しております。  
 2. 営業収益には、セグメント間の内部営業収益又は振替高を含めております。

(h) 不動産サービス事業

- ・当年度においては、不動産仲介収益は前年度並みとなりました。
- ・当セグメントの営業収益は19,815百万円と前年度に比べ728百万円の減収となり、営業利益は前年度に比べ503百万円減益の602百万円となりました。

(単位：百万円)

摘 要	前年度		当年度	
	売上件数等	営業収益	売上件数等	営業収益
不動産仲介	取扱件数 1,281件	7,329	取扱件数 1,278件	7,534
その他	-	13,214	-	12,281
合 計	-	20,543	-	19,815

- (注) 1. 金額は消費税等抜きで表示しております。  
 2. 営業収益には、セグメント間の内部営業収益又は振替高を含めております。  
 3. 前年度の業績については、当年度より変更したセグメント区分に組替えております。

## (2) 当年度の連結キャッシュ・フロー

当年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、税金等調整前当期純利益、社債の発行、長期借入れ等による収入、有形固定資産の取得等による支出により、前年度末に比べ213,902百万円増加し、412,392百万円となりました。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、135,821百万円の資金の増加（前年度比 64,257百万円）となりました。これは、税金等調整前当期純利益141,850百万円に非資金損益項目である減価償却費74,245百万円等を調整した資金の増加に、仕入債務の増減、たな卸資産の増減、エクイティ出資の増減等による資金の増減を加えたものであります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、231,003百万円の資金の減少（前年度比 184,435百万円）となりました。これは有形固定資産の取得等によるものであります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、309,237百万円の資金の増加（前年度比 + 498,346百万円）となりました。これは社債の発行、長期借入れ等によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

生産、受注及び販売の状況については、「1 業績等の概要」における各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

### 3【対処すべき課題】

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「まちづくりを通じて社会に貢献する」という基本使命のもと、「人を、想う力。街を、想う力。」というブランドスローガンを掲げ、企業グループとしての成長と、様々なステークホルダーとの共生とを高度にバランスさせながら、「真の企業価値の向上」を目指しています。

#### (2) 中長期的な経営戦略、目標とする経営指標及び会社の対処すべき課題

当社グループでは、より長期的な視点で外部環境に対応するため、平成23年度を初年度とする、10年間の長期基本戦略と3年間の中期戦略からなる“BREAKTHROUGH 2020”を平成23年6月に策定し、当社の将来像を以下の通り設定の上、その実現のための価値観、行動指針として、「5つの“Value”」「5つの“Action”」を掲げております。

平成23～32年度中長期経営計画 三菱地所グループの長期ビジョン	
「Mitsubishi Estate Group Vision : BREAKTHROUGH 2020」 都市の未来へ、世界を舞台に快適な空間と時間を演出する企業グループ	
5つの“Value”	5つの“Action”
“Innovative”	「都市再生の革新的な担い手としてチャレンジを続けます」
“Eco-conscious”	「環境への先進的取組みにより持続可能な成長を目指します」
“Customer-oriented”	「お客様を中心にお客様にとっての価値とは何かを考えます」
“Global”	「グローバルティの時代へ人も組織も事業も進化します」
“As One Team”	「グループ社員が一つになってビジョンに向かい進みます」

将来像に基づく長期基本戦略として、当社グループの事業を、資金投下によりデベロップメント事業を行い収益の柱とする「投資開発事業領域」（「オフィス」「商業・物流」「住宅」「海外」の4事業）と、プロフェッショナルなサービスにより価値を提供する「マネジメント・サービス事業領域」に分類し、両事業領域間の連携を更に高め「バリューチェーン」を強化することで、従来から強みのある「投資開発事業領域」におけるNo.1を確立し、グループとしての成長を目指すこととしております。

平成26年度からの3年間の中期戦略では、長期基本戦略を踏まえ、本期間を「企業価値向上を実現する3年間」と位置付け、以下の事業領域ごとのテーマ、全社テーマを設けています。

事業領域ごとのテーマ

#### ( ) 投資開発事業領域：開発機能の強化

##### オフィス事業

アジアNo.1都市丸の内の確立に向けて、世界をリードする街づくりを推進していきます。

また丸の内以外におけるマーケットに即した都市開発事業も積極展開していくと共に、既存ポートフォリオ価値向上に向けた取組みを強化していきます。

##### 商業・物流施設事業

商業施設開発の更なる推進と、より魅力的な施設運営による収益拡大を図ります。また底堅い物流施設賃借ニーズを背景にした事業展開を進めて参ります。

##### 住宅事業

住宅分譲事業において利益率確保に向けた取組みを強化すると共に、ストックビジネス、賃貸住宅事業の強化も図ります。

##### 海外事業

欧米事業を中心としつつ、住宅・商業施設等多様化したアジア事業を展開していきます。またバリューチェーンを活かしたビジネスモデルも推進していきます。

#### ( ) マネジメント・サービス事業領域：グループ力を生かしたソリューション＆サービスの提供

「オフィス（リーシング機能、PM機能）」、「商業・物流施設」、「投資マネジメント」、「設計監理」、「ホテル」、「不動産サービス」の各領域にて、プロ集団として顧客への価値提供力を向上させると共に、グループ内の連携とバリューチェーンの強化に努めます。

#### 全社的テーマ

- ( ) 資産ポートフォリオマネジメントの強化、経営基盤の強化  
適切な資産の入れ替えを行い、財務体質の強化を図ります。またリサーチ機能の強化・拡充により経営基盤を強化します。
- ( ) 事業ポートフォリオマネジメント  
適切な経営資源の配分により各事業分野において成長実現を図ります。また、事業環境の変化に対応し、新たなビジネスチャンスをつかむため、新規事業の検討を進めます。
- ( ) グループ経営  
グループ全体の効率化を図り、グループ経営を進化させます。
- ( ) 人財育成、人財配置  
当社グループの企業価値向上を支える人財の育成を行い、多様な人財が活躍する企業グループを目指します。
- ( ) リスクマネジメント、コンプライアンス  
PDCAサイクルの徹底によりリスクマネジメントの強化、コンプライアンスの徹底を図ります。
- ( ) 環境への取り組み  
大丸有スマートコミュニティの普及・浸透や新たな省エネルギーシステムの開発に取り組みます。
- ( ) 活力ある組織・風土づくり  
個人のライフスタイルに合わせた働き方支援によるワークライフバランスの実現やチャレンジ志向で働きがいのある職場作りに取り組みます。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要、基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要、並びに各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由は、以下の通りであります。

なお、当社は、平成28年6月29日開催の当社第117回定時株主総会における承認決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を更新しております。

また、平成23年6月1日に平成23年度を初年度とする中長期経営計画「BREAKTHROUGH 2020」（平成23～32年度）を策定・公表しております。

#### 一 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

#### 二 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

##### (イ) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループの企業価値は、不動産に関連する様々な事業・資産のポートフォリオをベースとし、これらの組み合わせや相互補完によりもたらされるシナジーにより高められると共に、不動産事業に関する専門的な知識、深い経験、ノウハウによって支えられています。具体的には、従来から強みがあり、収益の柱となっている、資金投下により開発事業を行う「投資開発事業領域」と、「オフィス（PM・リーシング）」、「商業・物流」、「投資マネジメント」、「設計監理」、「ホテル」、「不動産サービス」等、グループ力を生かしてソリューションサービスを提供する「マネジメント・サービス事業領域」との間のバリューチェーンを強化し、ハード・ソフト一体で顧客起点の価値創造を行うという視点から、オフィスビル、住宅、商業施設、物流施設、ホテル等の開発やこれらを組み合わせた複合開発、更にはより広範にわたる面的な開発等、様々なプロジェ

クトを推進しております。こうした様々な事業の推進にあたっては各ステークホルダーとの信頼関係の構築が不可欠であり、長期的視野に立った総合的なまちづくりが事業価値の最大化につながる重要な要素と考えております。

平成23年度を初年度とする中長期経営計画「BREAKTHROUGH 2020」（平成23～32年度）においては、国内市場の成熟化やグローバル化等、当社グループを取り巻く経営環境の変化を踏まえ、より長期的な視点で経営方針を定めるべく、10年間の長期基本戦略と3年間の中期戦略を定め、着実に事業に取り組んで参りました。平成26年度からの中期経営計画では、本計画期間を、「企業価値向上を実現する3年間」と位置付けており、成長性、効率性、健全性に関する全社計数目標を設定し、各事業領域における開発機能の更なる強化や、グループ内の連携、バリューチェーンの強化を推進すると共に、中期経営計画を実現するための組織体制の整備を行っております。あわせて、財務体質の強化を目的とした資産ポートフォリオマネジメント及びリサーチ機能の拡充等による経営基盤の強化、適切な経営資源配分による事業ポートフォリオマネジメントの推進等を全社テーマとして設定し、災害に強いまちづくりへの意識を重視しながら、人々のワークスタイル・ライフスタイルへの安心・安全・快適を軸にした新たな価値の提案・提供を行い、グループとして持続的に成長し社会に貢献する会社を目指し、企業価値・株主共同の利益の向上に鋭意取り組んでおります。

また、当社においては、コーポレートガバナンス機能の充実が、経営上の最重要課題の一つであるとの認識の下、多様なバックグラウンドを有する社外取締役を複数選任すると共に、取締役の任期を1年とする等、コーポレートガバナンス機能の強化を図って参りました。そのような中、取締役会による経営監督機能の更なる強化、並びに業務執行における権限・責任の明確化及び意思決定の迅速化を推進すると共に、経営の透明性・客観性の向上を図るべく、平成28年6月29日開催の当社第117回定時株主総会での承認を経て、指名委員会等設置会社へ移行いたしました。移行後は、全15名中7名を独立した社外取締役が占める取締役会の下で、独立した社外取締役が過半数を占める指名・監査・報酬の3委員会が設置される体制となることから、当該体制において、当社の中長期的な企業価値向上に資する、効率的かつ実効性のあるコーポレートガバナンス機能の更なる高度化を図って参ります。

当社の利益配分については、株主の皆様に対する安定的な利益還元に努めていくことを基本としながら、丸の内再構築をはじめとする今後の事業展開に伴う資金需要にも配慮しつつ、当社グループの業績の水準等を総合的に勘案し、連結配当性向25～30%程度を目処として決定していきたいと考えております。

(ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(本プラン)の内容の概要

#### 1. 本プランの目的

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止すると共に、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

#### 2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランに定める新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議がなされた場合に、当該決定時以降に限り当社株式の大量買付を行うことができるものとされています。

当社は、本プランにおける対抗措置の発動の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会において、その客観的な判断を経るものとしております。

買収者は、買付の開始に先立ち、買付の内容の検討に必要な所定の情報を提供するものとされ、また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買収者の買付の内容に対する意見や代替案等の情報を提供できるよう要求することができます。

独立委員会は、買付の内容や当社取締役会の代替案の検討、買収者との協議・交渉等を行い、かかる検討等の結果、買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株式の大量買付が濫用的な買付等である場合等、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社取締役会に対して、買収者による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる対抗措置の発動を勧告します。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行います。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意識確認総会を招集し、株主の意思を確認することがあります。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、1個の新株予約権につき、最大1株までの範囲内で当社取締役会が定める数の当社株式が発行されることから、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、平成28年6月29日開催の第117回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

### 三 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中長期経営計画、コーポレートガバナンスの強化及び株主に対する安定的な利益還元等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランについては「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を完全に充足していること、第117回定時株主総会において株主の皆様承認を得ていること、一定の場合に株主意思確認総会において株主意思を確認することとしていること、及び取締役の任期は1年であり、また当社取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等株主意思を重視するものであること、独立性の高い社外取締役によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) なお、当社は平成25年6月27日開催の第114回定時株主総会の決議に基づき更新した当社株式の大量取得行為に関する対応策の有効期間が同総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会である平成28年6月29日開催の第117回定時株主総会終結の時までとされていたことから、同定時株主総会の決議に基づき、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、旧プランの内容を一部改定した上で更新しております。上記は第117回定時株主総会決議に基づく更新後の本プランの内容の概要並びに具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由を記載しております。



#### 4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財政状態等に影響を及ぼす可能性のあるリスクについて、主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の皆様の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資家の皆様に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。本項における将来に関する事項は、当年度末現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1) 不動産市況悪化のリスク

国内外の要因により景気が悪化し、それに合わせて不動産市況が悪化する場合には、当社グループの業績に悪影響を与えるおそれがあります。その場合には、特に東京の賃貸オフィス市場の空室率及び分譲マンション市場の販売状況に注意を要するものと思われま

##### (2) 各種規制変更のリスク

当社グループは、現時点の規制に従って、また、規制上のリスク（当社グループが事業を営む国内外の市場における、法律、規則、政策、実務慣行、解釈、財政及びその他の政策の変更の影響を含みます。）を伴って、業務を遂行しております。将来における法律、規則、政策、実務慣行、解釈、財政及びその他の政策の変更並びにそれらによって発生する事態が、当社グループの業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) 金利上昇のリスク

日本銀行は、金融市場の信用収縮や世界的な景気後退への対応策として、量的・質的金融緩和を実施しておりますが、当該政策の変更や、国債増発に伴う需給バランスの悪化による金利の上昇等により、当社グループの業績や財政状態に悪影響が及ぶおそれがあります。

##### (4) 為替レート変動のリスク

当社グループの業務は為替レートの変動の影響を受けます。円が上昇した場合、外貨建て取引の円貨換算額は目減りすることになります。さらに、当社グループの資産及び負債の一部の項目は、連結財務諸表の作成のために円換算されております。これらの項目は元の現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。

##### (5) 株価下落のリスク

当社グループは上場及び非上場の株式を保有しております。全般的かつ大幅な株価下落が生じる場合には、保有有価証券に減損または評価差損が発生し、当社グループの業績に悪影響を与えるおそれがあります。

##### (6) 自然災害、人災等によるリスク

地震、暴風雨、洪水その他の自然災害、気候変動、及び事故、火災、戦争、暴動、テロその他の人災等が発生した場合には、当社グループの業績や財政状態に悪影響が及ぶおそれがあります。

#### 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 業績の状況

当年度における我が国経済は、企業収益の改善や雇用の伸びが必ずしも実質賃金や個人消費の上昇に結びついていないものの、大きな流れとしては緩やかな回復傾向にあるものと思われま

す。当不動産業界におきましては、オフィスビル賃貸市場では、空室率の改善が続き、都心5区の平均賃料は平成22年7月以来の水準まで回復しています。分譲マンション市場では、購入者の需要が堅調であり、契約率は概ね好調に推移しています。マイナス金利導入以降J-REIT市場も活況で、投資家が安定したリターンの見込まれる不動産投資商品に期待していることが改めて示されています。

今後の見通しとしては、国際金融市場の変動によりリスク回避的な動きが生じる可能性があり、国内マイナス金利の政策効果についても、やや長い目で見極める必要があります。国内不動産市場においても、施工費動向やキャッシュ・フローの推移等には引き続き注視が必要であります。

当社グループは、市場や事業を取り巻く外部環境が大きく変化する中、着実に事業に取り組んで参りましたが、今後も経営環境の変動、市場の変化に的確に対応し、経営の効率化、収益力の強化を図って参る所存であります。

当社グループの財源については、ビル賃貸事業が主力事業であることから、引き続き長期・固定資金を主体に調達しております。今後も、期間中の金利状況や、調達済有利子負債の償還期間等とのバランスも考慮しながら、調達手段に柔軟性を持たせつつ運営を行って参る所存であります。

### (2) キャッシュ・フローの状況

当年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税金等調整前当期純利益、社債の発行、長期借入れ等による収入、有形固定資産の取得等による支出により、前年度末に比べ213,902百万円増加し、412,392百万円となりました。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、135,821百万円の資金の増加（前年度比 64,257百万円）となりました。これは、税金等調整前当期純利益141,850百万円に非資金損益項目である減価償却費74,245百万円等を調整した資金の増加に、仕入債務の増減、たな卸資産の増減、エクイティ出資の増減等による資金の増減を加えたものであります。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、231,003百万円の資金の減少（前年度比 184,435百万円）となりました。これは有形固定資産の取得等によるものであります。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、309,237百万円の資金の増加（前年度比 + 498,346百万円）となりました。これは社債の発行、長期借入れ等によるものであります。

（注）本項における将来に関する事項は、当年度末現在において当社グループが判断したものであります。

## 第3【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

当社グループでは、再開発や既存ビルのリニューアル、情報化対応など、丸の内地区の魅力を高めることに重点を置き設備投資を実施しております。

当年度は、有形固定資産等の取得により、ビル事業で175,069百万円、生活産業不動産事業で40,098百万円、住宅事業で28,387百万円、海外事業で31,014百万円等、総額で275,316百万円の設備投資を実施いたしました。

ビル事業では、当社において、「大手町パークビル」、「大名古屋ビル」等の新築工事、既存ビルの修繕工事等を実施いたしました。また、当社及び匿名組合大手町第三インベストメントにおいて、「大手町フィナンシャルシティグランキューブ及び宿泊施設棟」の新築工事を実施いたしました。

なお、当連結会計年度より当社の組織を一部改正したことに伴い、セグメント区分についても変更いたしました。概要については、「第5 経理の状況（セグメント情報等）」をご覧ください。

### 2【主要な設備の状況】

#### (1) セグメント別内訳

セグメントの名称	帳簿価額（百万円）					従業員数 *3 [ 外、臨時 従業員 ] (人)
	土地（面積）*1 ( )	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	その他 *2	合計	
ビル事業	2,113,926 ( 483,793㎡ )	588,902	17,759	152,266	2,872,854	1,626 [356]
生活産業不動産事業	132,190 ( 857,584㎡ )	139,605	840	19,242	291,878	321 [61]
住宅事業	66,561 ( 4,548,918㎡ )	36,875	1,826	5,374	110,637	3,116 [5,111]
海外事業	153,551 ( 3,714,847㎡ )	93,418	1,460	32,999	281,429	405 [6]
投資マネジメント事業	6,139 ( 14,655㎡ )	17,676	64	184	24,063	266 [29]
設計監理事業	- ( -㎡ )	462	-	201	663	596 [245]
ホテル事業	4,534 ( 7,415㎡ )	12,149	61	1,655	18,400	1,248 [465]
不動産サービス事業	0 ( 146㎡ )	239	-	127	367	487 [85]
その他の事業	4,984 ( 99,901㎡ )	633	-	24	5,643	164 [21]
小計	2,481,888 ( 9,727,262㎡ )	889,962	22,013	212,075	3,605,939	8,229 [6,379]
消去又は全社	23,374 ( 55,884㎡ )	3,468	74	785	20,617	245 [48]
合計	2,505,262 ( 9,783,147㎡ )	886,494	21,939	212,861	3,626,556	8,474 [6,427]

(注)\*1. 信託土地を含んでおります。

\*2. 帳簿価額のその他に含まれる設備は、建設仮勘定、その他の有形固定資産（リース資産含む）及び借地権であります。

\*3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [ ] 内に国内年間平均人員を外数で記載しております。

(2) 会社別の主要な設備の状況

当社

(a) ビル事業

(ア) 賃貸用土地建物

名称	所在地	建物				土地		その他	合計
		規模	延面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	竣工	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)
大手町ビル	東京都千代田区	地上 9階 地下 3階	101,631 [592]	6,591	昭和33年	10,496	66,156	27	72,775
日本ビル	東京都千代田区	地上14階 地下 4階	130,314	3,492	昭和37年	4,671 [5,297]	17,523 [602]	43	21,060
新大手町ビル	東京都千代田区	地上10階 地下 3階	88,784	6,692	昭和33年	8,530	50,674	3	57,370
JXビル	東京都千代田区	地上20階 地下 5階	17,012	751	昭和45年	5,906	20,916	0	21,667
JFE商事ビル	東京都千代田区	地上13階 地下 3階	14,270	733	昭和47年	1,526	3,750	3	4,487
大手町フィナンシャルシティノースタワー・サウスタワー	東京都千代田区	地上35階 地下 4階	62,311 [45,517]	19,531	平成24年	10,936	30,930	149	50,610
朝日生命大手町ビル	東京都千代田区	地上29階 地下 4階	- [49,295]	-	昭和46年	-	-	-	-
JAビル	東京都千代田区	地上37階 地下 3階	15,534 [32,264]	2,604	平成21年	1,165	13,274	10	15,889
経団連会館	東京都千代田区	地上23階 地下 4階	10,461 [16,642]	2,315	平成21年	679	8,070	39	10,425
大手門タワー	東京都千代田区	地上22階 地下 5階	64,156 [44,463]	22,739	平成27年	4,025	103,067	53	125,861
東京銀行協会ビル	東京都千代田区	地上20階 地下 4階	11,215 [7,917]	1	平成 5年	976	7,570	220	7,792
三菱UFJ信託銀行本店ビル	東京都千代田区	地上30階 地下 4階	76,544 [23,769]	6,135	平成15年	3,240	21,393	86	27,614
丸の内ビル	東京都千代田区	地上37階 地下 4階	159,907	30,585	平成14年	10,027	73,228	455	104,269
新丸の内ビル	東京都千代田区	地上38階 地下 4階	193,685	36,804	平成19年	9,983	97,888	471	135,164
丸の内オアゾ	東京都千代田区	地上29階 地下 4階	83,291 [16,045]	12,921	平成16年	6,280	39,288	238	52,448
東京ビル	東京都千代田区	地上33階 地下 4階	115,059 [18,374]	17,776	平成17年	8,068	53,521	261	71,559
三菱ビル	東京都千代田区	地上15階 地下 4階	61,136	4,709	昭和48年	5,461	39,804	130	44,644
丸の内仲通りビル	東京都千代田区	地上10階 地下 4階	46,102	3,272	昭和38年	4,808	28,030	28	31,331
丸の内二丁目ビル	東京都千代田区	地上10階 地下 4階	47,754	4,855	昭和39年	4,364	39,840	59	44,756
岸本ビル	東京都千代田区	地上11階 地下 2階	12,582 [1,213]	1,444	昭和55年	1,154	8,913	6	10,363
新東京ビル	東京都千代田区	地上 9階 地下 4階	106,004	8,372	昭和38年	9,827	56,187	64	64,624
国際ビル	東京都千代田区	地上 9階 地下 6階	73,640 [942]	7,201	昭和41年	5,807	34,847	56	42,105
新国際ビル	東京都千代田区	地上 9階 地下 4階	67,753 [480]	4,204	昭和40年	6,982	33,713	87	38,005

名称	所在地	建物				土地		その他	合計
		規模	延面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	竣工	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)
新日石ビル	東京都千代田区	地上11階 地下 2階	7,495 [1,293]	688	昭和56年	737	5,095	3	5,788
丸の内パークビル・ 三菱一号館	東京都千代田区	地上34階 地下 4階	204,729	44,913	平成21年	11,662	85,702	2,374	132,990
丸の内永楽ビル	東京都千代田区	地上27階 地下 4階	84,980 [81]	24,000	平成24年	4,325	38,025	1,278	63,304
新有楽町ビル	東京都千代田区	地上14階 地下 4階	79,241 [3,104]	7,100	昭和42年	6,899	40,773	79	47,953
有楽町ビル	東京都千代田区	地上11階 地下 5階	42,159	3,804	昭和41年	3,551	20,636	100	24,541
ザ・ペニンシュラ東京 宛貸地	東京都千代田区	-	-	-	-	4,287	28,188	-	28,188
日比谷国際ビル	東京都千代田区	地上31階 地下 5階	128,402	11,070	昭和56年	10,111	44,573 [628]	27	55,671
山王パークタワー	東京都千代田区	地上44階 地下 4階	26,349 [107,798]	7,281	平成12年	1,814	3,630	673	11,585
三菱樹脂ビル	東京都中央区	地上 9階 地下 3階	18,224	958	昭和40年	1,726	15,812	-	16,770
新青山ビル	東京都港区	地上23階 地下 4階	98,806 [1,042]	10,978	昭和53年	9,804 [80]	23,865 [472]	1,041	35,885
三田国際ビル	東京都港区	地上26階 地下 3階	110,151	10,527	昭和50年	20,742	22,015	18	32,561
国際新赤坂ビル	東京都港区	地上24階 地下 3階	84,944	7,158	昭和55年	14,024	77,599	393	85,152
新宿フロントタワー	東京都新宿区	地上35階 地下 2階	79,442	10,669	平成23年	8,183	57,518	108	68,296
新宿イーストサイド スクエア	東京都新宿区	地上20階 地下 2階	102,132 [68,088]	22,784	平成24年	15,192	70,434	1,404	94,622
豊洲フロント	東京都江東区	地上15階 地下 2階	35,592 [70,140]	10,231	平成22年	4,658	11,306	861	22,399
横浜ランドマーク タワー	神奈川県横浜市西区	地上70階 地下 4階	395,408	26,399	平成 5年	38,061	41,586	303	68,289
大名古屋ビル	愛知県名古屋市中村区	地上34階 地下 4階	148,073	46,660	平成27年	6,988 [2,413]	10,388 [2,517]	47	57,097
グランフロント大阪	大阪府大阪市北区	地上38階 地下 3階	36,998 [72,056]	13,961	平成25年	3,325	34,661	225	48,848

- (注) 1. 帳簿価額及び面積には、信託受益権分を含んでおります。  
2. 建物延面積の [ ] 内は転貸借入面積で外数であります。  
3. 土地面積の [ ] 内は借地面積、帳簿価額の [ ] 内は借地権価額でそれぞれ外数であります。  
4. 帳簿価額のその他に含まれる設備は建物、土地以外の有形固定資産（建設仮勘定、リース資産含む）の合計を表示しています。

(イ) 建設中土地

名称	所在地	土地	
		面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)
大手町パークビル	東京都千代田区	9,338	239,026
(仮称)丸の内3-2計画	東京都千代田区	7,372	63,768

(b) 事業所別の状況

事業所名	所在地	セグメントの名称	従業員数(人)
本店	東京都千代田区	ビル事業、生活産業不動産事業、住宅事業、 海外事業、投資マネジメント事業、 全社(共通)	641
札幌支店	北海道札幌市中央区	ビル事業、住宅事業、全社(共通)	10
東北支店	宮城県仙台市青葉区	ビル事業、生活産業不動産事業、住宅事業、 全社(共通)	17
横浜支店	神奈川県横浜市西区	ビル事業、生活産業不動産事業、全社(共通)	12
名古屋支店	愛知県名古屋市中区	ビル事業、全社(共通)	16
大阪支店	大阪府大阪市北区	ビル事業、生活産業不動産事業、住宅事業、 全社(共通)	27
中国支店	広島県広島市中区	ビル事業、住宅事業、全社(共通)	7
九州支店	福岡県福岡市中央区	ビル事業、生活産業不動産事業、全社(共通)	7

(注)平成28年4月1日付で、大阪支店を関西支店に改称しております。

国内子会社

(a) ビル事業

(ア) 賃貸用建物

会社名	名称	所在地	建物			土地		その他 帳簿価額 (百万円)	合計 帳簿価額 (百万円)
			規模	延面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)		
(株)サンシャインシティ	サンシャインシティ	東京都 豊島区	地上60階 地下5階	510,042 [214]	51,119	55,719 [823]	103,936 [163]	7,189	162,245 [163]
当社及び(株)東京交通会館	東京交通会館ビル	東京都 千代田区	地上15階 地下4階	47,937	2,196	1,026 [4,885]	553 [41,883]	58	2,808 [41,883]
	有楽町駅前ビル	東京都 千代田区	地上21階 地下4階	9,566	2,444	1,427	24,779	4	27,228
豊洲三丁目開発特定目的会社	豊洲フォレシア	東京都 江東区	地上16階 地下2階	68,006 [33,495]	16,106	10,882	15,858	1,123	33,088

(注)1. 建物延面積の[ ]内は、借入面積で外数であります。

2. 土地面積の[ ]内は借地面積、帳簿価額の[ ]内は借地権価額でそれぞれ外数であります。

3. 帳簿価額のその他に含まれる設備は建物、土地以外の有形固定資産(建設仮勘定、リース資産含む)の合計を表示しています。

(イ) 建設中土地

会社名	名称	所在地	土地	
			面積(㎡)	帳簿価額(百万円)
当社及び 匿名組合大手町第三インベストメント	大手町フィナンシャルシティ グランキューブ及び宿泊施設棟	東京都千代田区	8,628	90,550

(b) 生活産業不動産事業  
 賃貸用建物

会社名	名称	所在地	建物			土地		その他 帳簿価額 (百万円)	合計 帳簿価額 (百万円)
			規模	延面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)		
当社及び(株)横浜スカイビル	スカイビル	神奈川県 横浜市西区	地上30階 地下 3階	68,420 [33,651]	21,200	5,661	1,194	139	22,534
三菱地所・サイモン(株)	御殿場プレミアム アウトレット	静岡県 御殿場市	地上 1階	72,879	17,508	326,153	33,605	1,299	52,412
当社及びアクアシティイン ベストメント特定目的会社	アクアシティ お台場	東京都 港区	地上 9階 地下 1階	89,581	9,927	25,072	28,557	77	38,561

(c) 事業所別の状況

会社名	セグメントの名称	事業所名	主な所在地	従業員数 (人)
三菱地所プロパティマネジメント㈱	ビル事業	本社 ほか	東京都千代田区	679
		横浜支店 ほか	神奈川県横浜市西区 ほか	260
㈱北菱シティサービス	〃	本社 ほか	北海道札幌市中央区 ほか	19
㈱グランドパーキングセンター	〃	本社	東京都千代田区	6
丸の内熱供給㈱	〃	本社、大手町センター ほか	東京都千代田区 ほか	114
㈱サンシャインシティ	〃	本店	東京都豊島区	112
有電ビル管理㈱	〃	本社	東京都千代田区	5
東京ガレーヂ㈱	〃	本社、駐車場施設 ほか	東京都千代田区 ほか	46
丸の内ダイレクトアクセス㈱	〃	本社	東京都千代田区	11
池袋地域冷暖房㈱	〃	本社 ほか	東京都豊島区	19
㈱東京交通会館	〃	本社	東京都千代田区	36
三菱地所リテールマネジメント㈱	生活産業不動産事業	本社 ほか	東京都港区 ほか	73
㈱イムズ	〃	本社 ほか	福岡県福岡市中央区 ほか	21
三菱地所・サイモン㈱	〃	本社、ほか9施設	東京都千代田区 ほか	117
㈱横浜スカイビル	〃	本社	神奈川県横浜市西区	18
㈱泉パークタウンサービス	住宅事業	本社	宮城県仙台市泉区	56
東日本開発㈱	〃	本社 ほか	静岡県駿東郡小山町	35
		東富士カントリークラブ	〃	44
		富士国際ゴルフ倶楽部	〃	66
㈱メックアーバンリゾート東北	〃	本社	宮城県仙台市泉区	72
三菱地所レジデンス㈱	〃	本社	東京都千代田区	708
		横浜事業部	神奈川県横浜市西区	36
		名古屋支店	愛知県名古屋市中区	40
		大阪支店	大阪府大阪市北区	107
		広島支店	広島県広島市中区	26
		福岡支店	福岡県福岡市中央区	21
		札幌営業所 ほか	北海道札幌市中央区 ほか	16
藤和那須リゾート㈱	〃	本社	栃木県那須郡那須町	36
㈱メックecoライフ	〃	本社	東京都千代田区	4
三菱地所ハウスネット㈱	〃	本社 ほか	東京都新宿区 ほか	262
三菱地所ホーム㈱	〃	本店 ほか	東京都港区 ほか	319
		大阪事業部	大阪府大阪市北区	15
㈱三菱地所住宅加工センター	〃	本社	千葉県千葉市美浜区	39
		大阪支店及び大阪工場	大阪府貝塚市	11
㈱菱栄ライフサービス	〃	本店	東京都世田谷区	32
三菱地所コミュニティホールディングス㈱	〃	本社	東京都千代田区	11
三菱地所コミュニティ㈱	〃	本社 ほか	東京都千代田区	382
		東京東支店 ほか	東京都台東区 ほか	404
三菱地所丸紅住宅サービス㈱	〃	東京本社	東京都千代田区	141
		大阪本社 ほか	大阪府大阪市北区 ほか	156
北海道ベニーエステート㈱	〃	本社	北海道札幌市中央区	30



会社名	セグメントの名称	事業所名	主な所在地	従業員数 (人)
三菱地所投資顧問(株)	投資マネジメント事業	本社	東京都千代田区	75
ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント(株)	"	本社	東京都千代田区	29
(株)三菱地所設計	設計監理事業	本店	東京都千代田区	447
		札幌支店	北海道札幌市中央区	5
		東北支店	宮城県仙台市青葉区	9
		名古屋支店	愛知県名古屋市中区	18
		大阪支店	大阪府大阪市北区	19
		九州支店	福岡県福岡市博多区	14
		上海事務所	中国上海	1
		シンガポール事務所	シンガポール	3
(株)メック・デザイン・インターナショナル	"	本社	東京都中央区	80
(株)ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツ	ホテル事業	本社 ほか	東京都千代田区 ほか	48
(株)横浜ロイヤルパークホテル	"	横浜ロイヤルパークホテル	神奈川県横浜市西区	501
(株)東北ロイヤルパークホテル	"	仙台ロイヤルパークホテル	宮城県仙台市泉区	102
(株)ロイヤルパークホテルマネジメント	"	本社 ほか	東京都千代田区 ほか	126
(株)ロイヤルパークホテル	"	ロイヤルパークホテル	東京都中央区	471
三菱地所リアルエステートサービス(株)	不動産サービス事業	本社	東京都千代田区	378
		横浜営業部	神奈川県横浜市西区	13
		札幌支店	北海道札幌市中央区	11
		東北支店 ほか	宮城県仙台市青葉区 ほか	12
		名古屋支店	愛知県名古屋市中区	4
		大阪支店	大阪府大阪市北区	57
		中国支店	広島県広島市中区	4
		九州支店	福岡県福岡市中央区	8
(株)メック・ヒューマンリソース	その他の事業	本社	東京都千代田区	40
メック情報開発(株)	"	本社 ほか	東京都千代田区	122
京葉土地開発(株)	"	本社	東京都千代田区	2

在外子会社  
(a) 海外事業  
(ア) 賃貸用建物

会社名	名称	所在地	建物			土地		その他 帳簿価額 (百万円)	合計 帳簿価額 (百万円)
			規模	延面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)		
Rockefeller Group, Inc. 及びその子会社	1271 Avenue of the Americas	米国ニューヨーク州	地上47階 地下 3階	171,539	25,332	7,649	24,537	103	49,973
	1221 Avenue of the Americas	米国ニューヨーク州	地上51階 地下 5階	237,126	17,248	10,075	17,960	180	35,388
Mitsubishi Estate Europe Limited 及びその子会社	Paternoster Square	英国ロンドン市	地上 8階 地下 2階	29,480	14,114	- [7,658]	- [3,631]	-	14,114 [3,631]
	1 Victoria Street	英国ロンドン市	地上 9階 地下 3階	31,161	14,971	7,900	16,161	-	31,133

- (注) 1. 土地面積の [ ] 内は借地面積、帳簿価額の [ ] 内は借地権価額で外数であります。  
2. 帳簿価額のその他に含まれる設備は建物、土地以外の有形固定資産（建設仮勘定、リース資産含む）の合計を表示しています。

(イ) 建設中土地

会社名	名称	所在地	土地	
			面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)
Mitsubishi Estate Europe Limited 及びその子会社	River Plate House 建替計画	英国ロンドン市	2,083	7,776

(b) 事業所別の状況

会社名	セグメントの名称	事業所名	所在地	従業員数 (人)
Rockefeller Group International, Inc.	海外事業 投資マネジメント事業	本社 ほか	米国ニューヨーク州 ほか	83
Rockefeller Group Development Corp.	海外事業	本社 ほか	米国ニューヨーク州 ほか	203
Rock-Miramar, Inc.	"	本社 ほか	米国フロリダ州 ほか	8
Rockefeller Group Technology Solutions, Inc.	"	本社 ほか	米国デラウェア州 ほか	62
Rockefeller Group Business Centers, Inc.	"	本社 ほか	米国ニューヨーク州 ほか	8
Mitsubishi Estate London Limited	"	本社	英国ロンドン市	11
Mitsubishi Estate Asia Pte.Ltd.	"	本社	シンガポール	14
TA Realty LLC	投資マネジメント事業	本社 ほか	米国マサチューセッツ州 ほか	79
Europa Capital	"	本社 ほか	英国ロンドン市	65

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、連結会社各社が個別に策定した事業計画に基づき計画しておりますが、事業部門全体及びグループ全体で投資効率をより向上させるべく、必要に応じて当社にて調整しております。

当年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は以下の通りであります。その所要資金につきましては、借入金、社債の発行及び自己資金でまかなう予定であります。資金需要に合わせ、その時点での最適な資金調達手段を選択することとしており、現時点で詳細は確定しておりません。

なお、当年度後1年間の設備投資は330,000百万円を予定しております。

#### (1) 設備の新設等計画

##### ビル事業

会社名	設備の名称	所在地	規模	投資予定金額		新築工事着工 及び 完了予定
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	
当社及び 匿名組合大手町 第三インベ ストメント	大手町フィナンシャル シティ グランキューブ 及び 宿泊施設棟 *1	東京都 千代田区	延床面積 約193,800㎡ 地上31階 地下4階	未定	49,570	平成26年 4月～ 平成28年 4月
当社	大手町パークビル *2	東京都 千代田区	延床面積 約149,000㎡ 地上29階 地下5階	未定	35,790	平成26年 4月～ 平成29年 1月
"	(仮称)丸の内3-2計画 *3	東京都 千代田区	延床面積 約173,000㎡ 地上30階 地下4階	未定	19,334	平成27年11月～ 平成30年10月
"	千駄ヶ谷五丁目北地区 第一種市街地再開発事業 *4	東京都 渋谷区	延床面積 約43,600㎡ 地上16階 地下2階	未定	280	平成29年 4月～ 平成31年 8月
"	常盤橋街区 再開発プロジェクト *5	東京都 千代田区 ほか	(A棟) 延床面積 約140,000㎡ 地上37階 地下5階	未定	6,923	平成30年度～ 平成33年度
			(B棟) 延床面積 約490,000㎡ 地上61階 地下5階	未定		平成35年度～ 平成39年度
			(C棟) 延床面積 約20,000㎡ 地下 4階	未定		平成30年度～ 平成39年度
			(D棟) 延床面積 約30,000㎡ 地上 9階 地下3階	未定		平成29年度～ 平成34年度

(注) \*1. 旧公庫ビル並びに旧日本政策投資銀行本社ビル等の跡地に2棟のビルを建設する計画であります。投資予定金額の総額については、建築工事費等が未確定であるため、未定であります。本事業は共同事業であり、既支払額は当社持分に係る金額を記載したものです。

\*2. 旧りそな・マルハビル及び旧三菱東京UFJ銀行大手町ビルの一體的な建替計画の内、旧三菱東京UFJ銀行大手町ビルの建替計画であります。投資予定金額の総額については、建築工事費等が未確定であるため、未定であります。

\*3. 当社が所有する富士ビルの他、同一街区の東京會館ビル、東京商工会議所ビルの3棟の一體的な建替計画であります。投資予定金額の総額については、建築工事費等が未確定であるため、未定であります。本事業は共同事業であり、既支払額は当社持分に係る金額を記載したものです。

\*4. 当社が所有する日本ブランドウィックビル、新宿パークビルの他、同一街区の日本製粉ビルの3棟の一體的な建替計画であります。投資予定金額の総額については、建築工事費等が未確定であるため、未定であります。本事業は共同事業であり、既支払額は当社持分に係る金額を記載したものです。

- \*5. 大和呉服橋ビル、日本ビル、朝日生命大手町ビル、JXビル及びJFE商事ビルの一体的な建替計画であります。  
 投資予定金額の総額については、建築工事費等が未確定であるため、未定であります。本事業は共同事業であり、既支払額は当社持分に係る金額を記載したものです。

(2) 設備の改修計画

会社名	設備の名称	所在地	セグメントの名称	投資予定金額		着手及び完了予定
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	
当社	既存ビル	東京都 千代田区 ほか	ビル事業	12,000	-	平成28年 4月 ~ 平成29年 3月

(注) 丸の内地区等のビルにおける設備改修工事等であります。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,980,000,000
計	1,980,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成28年6月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,390,397,097	同左	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	単元株式数は 1,000株であります。
計	1,390,397,097	同左		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

当社は会社法の規定に基づき新株予約権を発行しております。

取締役会の決議日(平成27年7月31日)

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	*1 33個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	*2 普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	33,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年8月18日 至 平成57年8月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,691円 資本組入額 1,346円	同左
新株予約権の行使の条件	*3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、質入 その他一切の処分不可	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	*4	同左

(注)\*1 新株予約権1個当たりの株式数は、1,000株であります。

\*2 単元株式数は1,000株であります。

\*3 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

- (4) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。
- (6) この他権利行使の条件及び細目については、新株予約権割当契約に定めるものとする。

\*4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定する。

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記 に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

当社は会社法の規定に基づき新株予約権を発行しております。

取締役会の決議日（平成26年7月31日）

	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年5月31日）
新株予約権の数	*1 38個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	*2 普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	38,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年8月16日 至 平成56年8月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,265円 資本組入額 1,133円	同左
新株予約権の行使の条件	*3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、質入 その他一切の処分不可	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	*4	同左

（注）\*1 新株予約権1個当たりの株式数は、1,000株であります。

\*2 単元株式数は1,000株であります。

\*3 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会

決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。
- (6) この他権利行使の条件及び細目については、新株予約権割当契約に定めるものとする。

\*4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。 )又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。 ) (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。 )をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。 )の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。 )を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。 )の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。 )は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。 )又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。



新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定する。

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

当社は会社法の規定に基づき新株予約権を発行しております。

取締役会の決議日（平成25年7月31日）

	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年5月31日）
新株予約権の数	*1 33個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	*2 普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	33,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月16日 至 平成55年8月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,339円 資本組入額 1,170円	同左
新株予約権の行使の条件	*3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、質入 その他一切の処分不可	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	*4	同左

（注）\*1 新株予約権1個当たりの株式数は、1,000株であります。

\*2 単元株式数は1,000株であります。

\*3 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株

予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。
- (6) この他権利行使の条件及び細目については、新株予約権割当契約に定めるものとする。

\*4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定する。

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

当社は会社法の規定に基づき新株予約権を発行しております。  
取締役会の決議日（平成24年7月31日）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	*1 47個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	*2 普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	47,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年8月16日 至 平成54年8月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,231円 資本組入額 616円	同左
新株予約権の行使の条件	*3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、質入 その他一切の処分不可	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	*4	同左

(注) \*1 新株予約権1個当たりの株式数は、1,000株であります。

\*2 単元株式数は1,000株であります。

\*3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。
- (6) この他権利行使の条件及び細目については、新株予約権割当契約に定めるものとする。

\*4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定する。

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

当社は会社法の規定に基づき新株予約権を発行しております。

取締役会の決議日（平成23年7月29日）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	*1 56個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	*2 普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	56,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月16日 至 平成53年8月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,045円 資本組入額 523円	同左
新株予約権の行使の条件	*3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、質入 その他一切の処分不可	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	*4	同左

(注) \*1 新株予約権1個当たりの株式数は、1,000株であります。

\*2 単元株式数は1,000株であります。

\*3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。
- (6) この他権利行使の条件及び細目については、新株予約権割当契約に定めるものとする。

\*4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。  
募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。  
ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率  
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。  
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。  
また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
次に準じて決定する。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項  
次に準じて決定する。  
以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
次に準じて決定する。

新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

当社は会社法の規定に基づき新株予約権を発行しております。

取締役会の決議日（平成22年7月30日）

	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年5月31日）
新株予約権の数	*1 41個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	*2 普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	41,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月17日 至 平成52年8月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,084円 資本組入額 542円	同左
新株予約権の行使の条件	*3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、質入 その他一切の処分不可	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	*4	同左

（注）\*1 新株予約権1個当たりの株式数は、1,000株であります。

\*2 単元株式数は1,000株であります。

\*3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。
- (6) この他権利行使の条件及び細目については、新株予約権割当契約に定めるものとする。

\*4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの



場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定する。

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

当社は会社法の規定に基づき新株予約権を発行しております。

取締役会の決議日（平成21年7月31日）

	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年5月31日）
新株予約権の数	*1 32個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	*2 普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	32,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月18日 至 平成51年8月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,283円 資本組入額 642円	同左
新株予約権の行使の条件	*3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、質入 その他一切の処分不可	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	*4	同左

（注）\*1 新株予約権1個当たりの株式数は、1,000株であります。

\*2 単元株式数は1,000株であります。

\*3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。
- (6) この他権利行使の条件及び細目については、新株予約権割当契約に定めるものとする。

\*4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株

予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（新株予約権者）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定する。

以下の 、 、 、 及び の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

当社は会社法の規定に基づき新株予約権を発行しております。

取締役会の決議日（平成20年7月31日）

	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年5月31日）
新株予約権の数	*1 13個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	*2 普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	13,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月16日 至 平成50年8月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,162円 資本組入額 1,081円	同左
新株予約権の行使の条件	*3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、質入 その他一切の処分不可	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	*4	同左

（注）\*1 新株予約権1個当たりの株式数は、1,000株であります。

\*2 単元株式数は1,000株であります。

\*3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。
- (6) この他権利行使の条件及び細目については、新株予約権割当契約に定めるものとする。

\*4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（新株予約権者）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定する。

以下の 、 、 、 及び の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

当社は会社法の規定に基づき新株予約権を発行しております。

取締役会の決議日（平成19年7月26日）

	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年5月31日）
新株予約権の数	*1 8個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	*2 普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	8,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月14日 至 平成49年8月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,017円 資本組入額 1,509円	同左
新株予約権の行使の条件	*3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、質入 その他一切の処分不可	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	*4	同左

（注）\*1 新株予約権1個当たりの株式数は、1,000株であります。

\*2 単元株式数は1,000株であります。

\*3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。
- (6) この他権利行使の条件及び細目については、新株予約権割当契約に定めるものとする。

\*4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（新株予約権者）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定する。

以下の 、 、 、 及び の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

当社は会社法の規定に基づき新株予約権を発行しております。

取締役会の決議日（平成18年7月27日）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	*1 10個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	*2 普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	10,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月15日 至 平成48年8月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,330円 資本組入額 1,165円	同左
新株予約権の行使の条件	*3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、質入 その他一切の処分不可	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	*4	同左

(注) \*1 新株予約権1個当たりの株式数は、1,000株であります。

\*2 単元株式数は1,000株であります。

\*3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。ただし、新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。
- (6) この他権利行使の条件及び細目については、新株予約権割当契約に定めるものとする。



\*4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（新株予約権者）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定する。

以下の 、 、 、 及び の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記 に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成21年4月 1日 ~ 平成22年3月31日 (注)	7,878,746	1,390,397,097	4,839	141,373	5,269	170,485

(注) 藤和不動産(株)との株式交換に伴う新株発行によるものであります。

交換比率 藤和不動産(株)の普通株式1株につき、当社の普通株式0.042株

藤和不動産(株)のA種優先株式1株につき、当社の普通株式0.585株

藤和不動産(株)のB種優先株式1株につき、当社の普通株式0.316株

藤和不動産(株)のE種優先株式1株につき、当社の普通株式0.572株

発行株数 7,878,746株、発行価格 1株当たり1,283円、資本組入額 1株当たり614.19円

(6)【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		156	55	723	758	17	32,992	34,701	-
所有株式数 (単元)		472,556	17,379	159,266	647,504	45	88,675	1,385,425	4,972,097
所有株式数の 割合(%)		34.11	1.25	11.50	46.74	0.00	6.40	100.00	-

(注) (株)証券保管振替機構名義の株式が、「その他の法人」に2単元及び「単元未満株式の状況」に462株含まれており、また自己株式は「個人その他」に2,957単元及び「単元未満株式の状況」に749株含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口	東京都港区浜松町2の11の3	81,876	5.88
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口	東京都中央区晴海1の8の11	54,313	3.90
明治安田生命保険(相) (常任代理人 資産管理サービス信託銀行(株))	東京都千代田区丸の内2の1の1 (東京都中央区晴海1の8の12)	46,882	3.37
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行(株))	338 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区新宿6の27の30)	37,374	2.68
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3の11の1)	35,158	2.52
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2の7の1)	31,135	2.23
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2の7の1	25,963	1.86
旭硝子(株)	東京都千代田区丸の内1の5の1	22,714	1.63
STATE STREET BANK - WEST PENSION FUND CLIENTS - EXEMPT 505233 (常任代理人 (株)みずほ銀行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都中央区月島4の16の13)	21,248	1.52
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 (株)みずほ銀行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都中央区月島4の16の13)	21,072	1.51
計	-	377,738	27.17

平成25年5月21日付にて(株)三菱UFJフィナンシャル・グループより株券等の大量保有報告書が提出されていますが、当事業年度末現在における実質保有の状況が完全に確認できないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該大量保有報告書による平成25年5月14日現在の株式所有状況は次の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2の7の1	36,963	2.66
三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区丸の内1の4の5	87,586	6.30
三菱UFJ投信(株)(注)	東京都千代田区丸の内1の4の5	5,359	0.39
三菱UFJモルガン・スタン レー証券(株)	東京都千代田区丸の内2の5の2	2,660	0.19

(注) 三菱UFJ投信(株)は平成27年7月1日付にて国際投信投資顧問(株)と合併し、三菱UFJ国際投信(株)に社名変更しております。

平成27年3月5日付にてブラックロック・ジャパン(株)より株券等の大量保有報告書が提出されていますが、当事業年度末現在における実質保有の状況が完全に確認できないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該大量保有報告書による平成27年2月27日現在の株式所有状況は次の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
ブラックロック・ジャパン(株)	東京都千代田区丸の内1の8の3	19,882	1.43
ブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー	米国 デラウェア州 ウィルミントン ベルビュー パークウェイ 100	3,778	0.27
ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ニュージャージー州 プリンストン ユニバーシティ スクウェア ドライブ 1	1,397	0.10
ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	1,891	0.14
ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルク大公国 セニガーバーク L-2633 ルート・ドゥ・トレベ 6D	1,771	0.13
ブラックロック・ライフ・リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	3,577	0.26
ブラックロック・アセット・マネジメント・カナダ・リミテッド	カナダ国 オンタリオ州 トロント市 ベイ・ストリート 161、2500号	1,555	0.11
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	アイルランド共和国 ダブリン インターナショナル・ファイナンシャル・サービス・センター JPモルガン・ハウス	8,033	0.58
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	15,564	1.12
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	25,111	1.81
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	1,991	0.14

(8)【議決権の状況】  
 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,957,000 (相互保有株式) 普通株式 10,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,382,458,000	1,382,458	
単元未満株式	普通株式 4,972,097		一単元(1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	1,390,397,097		
総株主の議決権		1,382,458	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」には(株)証券保管振替機構名義の株式2,000株(議決権2個)が含まれております。  
 2. 「単元未満株式」には当社所有の自己株式749株、(株)証券保管振替機構名義の株式462株が含まれております。

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三菱地所(株)	東京都千代田区 大手町1の6の1	2,957,000		2,957,000	0.21
日本創造企画(株)	東京都千代田区 丸の内3の3の1	10,000		10,000	0.00
計		2,967,000		2,967,000	0.21

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、平成18年6月29日の定時株主総会において、取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額の上限及び当該新株予約権の内容を決議したことを受け、同年7月27日の取締役会において、取締役の報酬の一部として、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、上記株主総会終結時に在任する当社取締役（ただし社外取締役を除く）に対して新株予約権を割り当てることを決議しております。

決議年月日	平成18年7月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	34,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

当社は、平成18年6月29日の定時株主総会において、取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額の上限及び当該新株予約権の内容を決議したことを受け、平成19年7月26日の取締役会において、取締役の報酬の一部として、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、在任する当社取締役（ただし社外取締役を除く）に対して新株予約権を割り当てることを決議しております。

決議年月日	平成19年7月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	21,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

当社は、平成18年6月29日の定時株主総会において、取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額の上限及び当該新株予約権の内容を決議したことを受け、平成20年7月31日の取締役会において、取締役の報酬の一部として、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、在任する当社取締役（ただし社外取締役を除く）に対して新株予約権を割り当てることを決議しております。

決議年月日	平成20年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	35,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

当社は、平成18年6月29日の定時株主総会において、取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額の上限及び当該新株予約権の内容を決議したことを受け、平成21年7月31日の取締役会において、取締役の報酬の一部として、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、在任する当社取締役（ただし社外取締役を除く）に対して新株予約権を割り当てることを決議しております。

決議年月日	平成21年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	79,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

当社は、平成18年6月29日の定時株主総会において、取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額の上限及び当該新株予約権の内容を決議したことを受け、平成22年7月30日の取締役会において、取締役の報酬の一部として、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、在任する当社取締役（ただし社外取締役を除く）に対して新株予約権を割り当てることを決議しております。

決議年月日	平成22年7月30日
付与対象者の区分及び人数	取締役9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	74,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上



当社は、平成18年6月29日の定時株主総会において、取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額の上限及び当該新株予約権の内容を決議したことを受け、平成23年7月29日の取締役会において、取締役の報酬の一部として、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、在任する当社取締役（ただし社外取締役を除く）に対して新株予約権を割り当てることを決議しております。

決議年月日	平成23年7月29日
付与対象者の区分及び人数	取締役10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	76,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

当社は、平成18年6月29日の定時株主総会において、取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額の上限及び当該新株予約権の内容を決議したことを受け、平成24年7月31日の取締役会において、取締役の報酬の一部として、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、在任する当社取締役（ただし社外取締役を除く）に対して新株予約権を割り当てることを決議しております。

決議年月日	平成24年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	78,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

当社は、平成18年6月29日の定時株主総会において、取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額の上限及び当該新株予約権の内容を決議したことを受け、平成25年7月31日の取締役会において、取締役の報酬の一部として、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、在任する当社取締役（ただし社外取締役を除く）に対して新株予約権を割り当てることを決議しております。

決議年月日	平成25年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	33,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

当社は、平成18年6月29日の定時株主総会において、取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額の上限及び当該新株予約権の内容を決議したことを受け、平成26年7月31日の取締役会において、取締役の報酬の一部として、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、在任する当社取締役（ただし社外取締役を除く）に対して新株予約権を割り当てることを決議しております。

決議年月日	平成26年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	38,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

当社は、平成18年6月29日の定時株主総会において、取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額の上限及び当該新株予約権の内容を決議したことを受け、平成27年7月31日の取締役会において、取締役の報酬の一部として、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、在任する当社取締役（ただし社外取締役を除く）に対して新株予約権を割り当てることを決議しております。

決議年月日	平成27年7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	33,000株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	87,270	228
当期間における取得自己株式	4,931	10

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の取得による株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 (注)	56,713	102		
保有自己株式数	2,957,749		2,962,680	

(注) 1. 当期間における処分自己株式には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのストックオプションの行使及び単元未満株式の売却等による株式は含まれておりません。

2. 当事業年度の内訳は、ストックオプションの行使(株式数51,000株)及び単元未満株式の売却等(株式数5,713株)であります。

### 3【配当政策】

当社は、丸の内再構築をはじめとする今後の事業展開に伴う資金需要にも配慮しつつ、配当を中心に、株主各位に対する安定的な利益還元を努めていくことを利益配分の基本方針とし、業績の水準等を総合的に勘案しながら、連結配当性向25%から30%程度を目処として、決定して参りたいと考えております。毎事業年度における配当は年2回（期末配当、中間配当）としており、配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期につきましては、中間配当金を1株につき7円としましたが、平成27年度連結決算において親会社株主に帰属する当期純利益は前年度から大幅に増益となりましたので、期末配当金については直前の配当予想から1株当たり2円増配し、1株当たり9円といたしました（1株当たり年間配当金は16円）。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年10月30日 取締役会決議	9,712	7
平成28年 6月29日 定時株主総会決議	12,486	9

内部留保資金につきましては、上記利益配分の考え方に記載の通り丸の内再構築をはじめとする今後の資金需要に充ちたいします。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

決算年月	平成24年3月 (平成23年度)	平成25年3月 (平成24年度)	平成26年3月 (平成25年度)	平成27年3月 (平成26年度)	平成28年3月 (平成27年度)
最高(円)	1,576	2,829	3,350	2,975.00	2,968.00
最低(円)	1,124	1,174	2,174	2,151.50	1,970.00

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高(円)	2,672.50	2,673.50	2,707.50	2,509.50	2,503.00	2,229.50
最低(円)	2,449.00	2,443.00	2,440.00	2,048.00	1,970.00	2,074.00

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

男性22名 女性1名 (役員のうち女性の比率4.3%)

(1) 取締役の状況

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	木村 恵司	昭和22年 2月21日生	昭和45年 5月 当社入社 平成 8年 6月 秘書部長 平成10年 1月 企画部長 平成12年 4月 企画本部経営企画部長 平成12年 6月 取締役企画本部経営企画部長 平成15年 4月 取締役兼常務執行役員企画管理本部副本部長 平成15年 6月 常務執行役員企画管理本部副本部長 平成16年 4月 専務執行役員海外事業部門担当 平成16年 6月 代表取締役兼専務執行役員海外事業部門担当 平成17年 6月 代表取締役 取締役社長 平成23年 4月 代表取締役 取締役会長 平成28年 6月 取締役会長(現任)	注3	28
取締役	杉山 博孝	昭和24年 7月 1日生	昭和49年 4月 当社入社 平成13年 4月 企画本部グループ企画部長 平成14年 4月 企画本部経理部長 平成15年 4月 企画管理本部経理部長 平成16年 4月 執行役員企画管理本部経理部長 平成17年 4月 執行役員企画管理本部総務部長 平成18年 4月 執行役員総務部長 平成19年 4月 常務執行役員総務部担当兼CSR推進部担当 平成19年 6月 取締役兼常務執行役員総務部担当兼 CSR推進部担当 平成20年 4月 取締役兼常務執行役員 総務部 CSR推進部 環境・防災 担当 平成21年 4月 取締役兼常務執行役員 経営企画部 グループ経営推進室 人事部 総務部 CSR推進部 コンプライアンス 環境・ 防災担当 平成22年 4月 取締役兼専務執行役員 経営企画部 グループ経営推進室 人事部 総務部 CSR推進部 コンプライアンス 環境・ 防災担当 平成22年 6月 代表取締役兼専務執行役員 経営企画部 グループ経営推 進室 人事部 総務部 CSR推進部 コンプライアンス 環 境・防災担当 平成23年 4月 代表取締役 取締役社長 平成28年 6月 取締役兼代表執行役 執行役社長(現任)	注3	25

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	加藤 讓	昭和29年 4月14日生	昭和52年 4月 当社入社 平成15年 4月 海外事業部長 平成18年 4月 三菱地所ビルマネジメント(株)専務取締役 平成19年 4月 執行役員及び三菱地所ビルマネジメント(株)取締役社長 平成22年 4月 常務執行役員及び三菱地所ビルマネジメント(株)取締役社長 平成23年 4月 常務執行役員 経営企画部 人事部 広報部担当 平成23年 6月 取締役兼常務執行役員 経営企画部 人事部 広報部担当 平成25年 4月 代表取締役兼専務執行役員 経営企画部 人事部 広報部 担当 平成26年 4月 代表取締役兼専務執行役員 海外業務企画部 欧米事業部 アジア事業部担当 平成27年 4月 代表取締役兼副社長執行役員 社長補佐 海外業務企画部 欧米事業部 アジア事業部担当 平成28年 6月 取締役兼代表執行役 執行役副社長 社長補佐 海外業務企 画部 欧米事業部 アジア事業部担当(現任)	注3	50
取締役	谷澤 淳一	昭和33年 1月 3日生	昭和56年 4月 当社入社 平成18年 4月 都市計画事業室長 平成22年 4月 ビルアセット開発部長 平成23年 4月 執行役員ビルアセット開発部長 平成24年 4月 執行役員経営企画部長 平成26年 4月 常務執行役員 経営企画部担当 平成26年 6月 取締役兼常務執行役員 経営企画部担当 平成26年10月 取締役兼常務執行役員 経営企画部 新事業創造部担当 平成28年 6月 取締役兼執行役常務 経営企画部 新事業創造部担当(現 任)	注3	5
取締役	吉田 淳一	昭和33年 5月26日生	昭和57年 4月 当社入社 平成19年 4月 人事企画部長 平成21年 4月 人事部長 平成23年 4月 ビルアセット業務部長 平成24年 4月 執行役員ビルアセット業務部長 平成26年 4月 常務執行役員 人事部 総務部 法務・コンプライアンス部 環境・CSR推進部 コンプライアンス リスクマネジメ ント 環境・防災担当 平成28年 6月 取締役兼執行役常務 人事部 総務部 法務・コンプライ アンス部 環境・CSR推進部 コンプライアンス リスクマ ネジメント 環境・防災担当(現任)	注3	5
取締役	片山 浩	昭和34年 3月 2日生	昭和56年 4月 当社入社 平成20年 4月 投資マネジメント事業推進室長 平成22年 4月 ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント(株)取締役 社長 平成24年 4月 執行役員及びジャパンリアルエステイトアセットマネジメ ント(株)取締役社長 平成28年 4月 常務執行役員 経理部 広報部担当 平成28年 6月 取締役兼執行役常務 経理部 広報部担当(現任)	注3	6

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	柳 澤 裕	昭和25年 9月 2日生	昭和49年 4月 当社入社 平成15年 4月 執行役員企画管理本部経営企画部長 平成17年 4月 執行役員企画管理本部経営企画部長兼内部監査室長 平成17年 6月 常務執行役員企画管理本部副本部長兼経営企画部長 平成18年 4月 常務執行役員経営企画部長兼人事企画部担当補佐 平成19年 4月 常務執行役員海外事業部副担当兼経営企画部長 平成20年 4月 常務執行役員 グローバル事業推進部 三菱地所ホーム(株)担当 平成21年 4月 常務執行役員 グローバル事業推進部 広報部三菱地所ホーム(株)担当 並びに内部監査室副担当 平成21年 6月 取締役兼常務執行役員 グローバル事業推進部 経理部 広報部 三菱地所ホーム(株)担当 並びに内部監査室副担当 平成22年 4月 取締役兼専務執行役員 グローバル事業推進部 経理部 広報部 三菱地所ホーム(株)担当 平成22年 6月 代表取締役兼専務執行役員 グローバル事業推進部 経理部 広報部 三菱地所ホーム(株)担当 平成23年 4月 代表取締役兼専務執行役員 グローバル事業推進部 経理部 三菱地所ホーム(株)担当 平成24年 4月 代表取締役兼専務執行役員 グローバル事業部 投資マネジメント事業部 三菱地所ホーム(株)担当 平成25年 4月 代表取締役兼副社長執行役員 社長補佐 ビル管理企画部 ビルソリューション推進部 ビル営業部 グローバル事業部担当 平成26年 4月 代表取締役兼副社長執行役員 社長補佐 ビル業務企画部 ビル運営事業部 街ブランド推進部 美術館室担当 平成27年 4月 取締役 平成27年 6月 常勤監査役 平成28年 6月 取締役(現任)	注3	14
取締役	大 草 透	昭和30年 6月24日生	昭和55年 4月 当社入社 平成20年 4月 経理部長 平成22年 4月 執行役員経理部長 平成25年 4月 常務執行役員 美術館室 経理部 総務部 法務・コンプライアンス部 環境・CSR推進部 コンプライアンス リスクマネジメント 環境・防災担当 平成25年 6月 取締役兼常務執行役員 美術館室 経理部 総務部 法務・コンプライアンス部 環境・CSR推進部 コンプライアンス リスクマネジメント 環境・防災担当 平成26年 4月 取締役兼常務執行役員 経理部 広報部担当 平成28年 4月 取締役(現任)	注3	21

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	松橋 功	昭和 8年 4月16日生	昭和31年 4月 (財)日本交通公社入社 平成 2年 6月 (株)日本交通公社代表取締役社長 平成 8年 6月 同社代表取締役会長 平成14年 6月 (株)ジェイティービー取締役相談役 平成16年 4月 成田国際空港(株)取締役会長 平成16年 6月 (株)ジェイティービー相談役(現任) 平成19年 6月 成田国際空港(株)取締役会長退任 平成19年 6月 当社取締役(現任)	注3	-
取締役	海老原 紳	昭和23年 2月16日生	昭和46年 4月 外務省入省 平成13年 1月 同省条約局長 平成14年 9月 同省北米局長 平成17年 1月 内閣官房副長官補 平成18年 3月 在インドネシア特命全権大使 平成20年 4月 在英国特命全権大使 平成23年 2月 外務省退官 平成27年 6月 当社取締役(現任)	注3	-
取締役	富岡 秀	昭和23年 4月15日生	昭和50年11月 モルガン銀行入社 平成 3年 2月 J Pモルガン証券会社東京支店長兼日本における代表者 平成10年 7月 同社取締役副会長 平成11年 4月 同社日本における代表者 平成13年 3月 同社ヴァイスチェアマン 平成14年10月 同社退社 平成18年 6月 当社取締役(現任)	注3	-
取締役	白川 方明	昭和24年 9月27日生	昭和47年 4月 日本銀行入行 平成14年 7月 同行理事 平成18年 7月 京都大学公共政策大学院教授 平成20年 3月 日本銀行副総裁 平成20年 4月 同行総裁 平成25年 3月 同退任 平成28年 6月 当社取締役(現任)	注3	-
取締役	長瀬 真	昭和25年 3月13日生	昭和47年 4月 全日本空輸(株)入社 平成21年 4月 同社代表取締役副社長執行役員 平成24年 4月 (株)ANA総合研究所代表取締役社長 平成28年 4月 ANAホールディングス(株)常勤顧問(現任) 平成28年 6月 当社取締役(現任)	注3	-
取締役	江上 節子 (戸籍上の氏名 楠本節子)	昭和25年 7月16日生	昭和58年 4月 (株)日本リクルートセンター「とらばーゆ」編集長 平成13年12月 東日本旅客鉄道(株)フロンティアサービス研究所長 平成21年 4月 武蔵大学大学院人文研究科教授(現任) 同大学社会学部教授(現任) 平成24年 4月 同大学社会学部長 平成27年 6月 当社取締役(現任)	注3	-
取締役	高 巖	昭和31年 3月10日生	平成 6年 4月 麗澤大学国際経済学部専任講師 平成13年 4月 同大学国際経済学部(現経済学部)教授(現任) 平成14年 4月 同大学大学院国際経済研究科(現経済研究科)教授 (現任) 平成21年 4月 同大学経済学部長 平成27年 6月 当社監査役 平成28年 6月 当社取締役(現任)	注3	-
計					154



- (注) 1. 平成28年6月29日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって指名委員会等設置会社に移行しております。
2. 取締役のうち、松橋功、海老原紳、富岡秀、白川方明、長瀬眞、江上節子及び高巖の7名は、社外取締役であります。
3. 選任（平成28年6月29日）後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 当社は指名委員会等設置会社であり、各委員会の構成は次の通りであります。なお、下線の委員は社外取締役であります。

指名委員会 委員長：松橋 功 委員：木村恵司、吉田淳一、白川方明、江上節子

監査委員会 委員長：柳澤 裕 委員：大草 透、富岡 秀、長瀬 眞、高 巖

報酬委員会 委員長：海老原紳 委員：谷澤淳一、吉田淳一、白川方明、江上節子

(2) 執行役の状況

役名	担当	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
代表執行役 執行役社長		杉山 博孝	昭和24年 7月 1日生	(1) 取締役の状況参照	注	25
代表執行役 執行役副社長	社長補佐 海外業務企画部 欧米事業部 アジア事業部担当	加藤 譲	昭和29年 4月14日生	(1) 取締役の状況参照	注	50
代表執行役 執行役専務	住宅業務企画部 資産活用室担当及び三菱地所レジデンス(株)取締役社長	小野 真路	昭和27年 6月 6日生	昭和51年 4月 当社入社 平成18年 4月 資産開発事業本部資産開発事業部長 平成19年 4月 執行役員資産開発事業部長 平成20年 4月 執行役員都市開発事業部長 平成22年 4月 常務執行役員 住宅企画業務部 パートナー事業部 賃貸住宅事業部 商品企画部 余暇事業室担当 平成22年 6月 取締役兼常務執行役員 住宅企画業務部 パートナー事業部 賃貸住宅事業部 商品企画部 余暇事業室担当 平成23年 1月 取締役兼常務執行役員及び三菱地所レジデンス(株)代表取締役副社長執行役員 平成23年 6月 常務執行役員及び三菱地所レジデンス(株)代表取締役副社長執行役員 平成25年 4月 専務執行役員及び三菱地所レジデンス(株)取締役社長 平成25年 6月 取締役兼専務執行役員及び三菱地所レジデンス(株)取締役社長 平成27年 4月 代表取締役兼専務執行役員 住宅業務企画部 資産活用室担当及び三菱地所レジデンス(株)取締役社長 平成28年 6月 代表執行役 執行役専務 住宅業務企画部 資産活用室担当及び三菱地所レジデンス(株)取締役社長(現任)	注	8
代表執行役 執行役専務	都市開発一部 都市開発二部 丸の内開発部 常盤橋開発部 開発推進部担当	合場 直人	昭和29年 9月26日生	昭和52年 4月 当社入社 平成16年 4月 ビル事業本部ビル事業企画部長 平成17年 4月 ビル事業本部ビル管理部長 平成19年 4月 執行役員ビル開発企画部長 平成20年 4月 執行役員ビルアセット開発部長 平成22年 4月 常務執行役員 ビルアセット開発部 都市計画事業室担当 平成24年 4月 常務執行役員 ビルアセット業務部 街ブランド企画部 美術館室 ビルアセット開発部 都市計画事業室担当 平成25年 4月 専務執行役員 ビルアセット業務部 街ブランド企画部 美術館室 ビルアセット開発部 都市計画事業室担当 平成25年 6月 代表取締役兼専務執行役員 ビルアセット業務部 街ブランド企画部 美術館室 ビルアセット開発部 都市計画事業室担当 平成26年 4月 代表取締役兼専務執行役員 都市開発一部 都市開発二部 丸の内開発部 常盤橋開発部 開発推進部担当 平成28年 4月 代表取締役兼専務執行役員 都市開発一部 都市開発二部 丸の内開発部 常盤橋開発部 開発推進部担当 平成28年 6月 代表執行役 執行役専務 都市開発一部 都市開発二部 丸の内開発部 常盤橋開発部 開発推進部担当(現任)	注	20

役名	担当	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役 執行役専務	ビル業務企画部 ビル運 営事業部 街ブランド推 進部 美術館室担当	林 総一郎	昭和29年 4月11日生	昭和52年 4月 当社入社 平成15年 4月 ビル事業本部丸の内営業管理部長 平成17年 4月 ビル事業本部丸の内・大手町営業管理部長 平成19年 4月 執行役員丸の内・大手町営業管理部長 平成20年 4月 執行役員テナント営業部長 平成22年 4月 執行役員大阪支店長 平成23年 1月 常務執行役員大阪支店長 平成24年 4月 常務執行役員 大阪支店担当 平成26年 4月 専務執行役員 大阪支店担当 平成27年 4月 専務執行役員 ビル業務企画部 ビル運営事業 部 街ブランド推進部 美術館室担当 平成27年 6月 代表取締役兼専務執行役員 ビル業務企画部 ビル運営事業部 街ブランド推進部 美術館室 担当 平成28年 6月 代表執行役 執行役専務 ビル業務企画部 ビ ル運営事業部 街ブランド推進部 美術館室担 当(現任)	注	15
執行役専務	関西支店担当	岩田 研一	昭和30年 8月 4日生	昭和54年 4月 当社入社 平成18年 4月 ビル営業部長 平成20年 4月 リーシング営業部長 平成21年 4月 執行役員リーシング営業部長 平成23年 4月 執行役員及び三菱地所ビルマネジメント(株)取 締役社長 平成25年 4月 常務執行役員及び三菱地所ビルマネジメント (株)取締役社長 平成26年 4月 常務執行役員及び三菱地所プロパティマネジ メント(株)代表取締役社長執行役員 平成27年 4月 常務執行役員 大阪支店担当 平成28年 4月 専務執行役員 関西支店担当 平成28年 6月 執行役専務 関西支店担当(現任)	注	14
代表執行役 執行役専務	ソリューション業務企画 部 ソリューション営業 一部 ソリューション営 業二部 ソリューション 営業三部担当	興野 敦郎	昭和31年 8月 8日生	昭和54年 4月 当社入社 平成17年 4月 開発業務部長 平成20年 4月 住宅企画業務部長 平成21年 4月 執行役員住宅企画業務部長 平成22年 4月 執行役員住宅企画業務部長兼余暇事業室長 平成23年 1月 執行役員及び三菱地所レジデンス(株)取締役専 務執行役員 平成25年 4月 常務執行役員及び三菱地所レジデンス(株)代表 取締役副社長執行役員 平成28年 4月 専務執行役員 ソリューション業務企画部 ソ リューション営業一部 ソリューション営業二 部 ソリューション営業三部担当 平成28年 6月 代表執行役 執行役専務 ソリューション業務 企画部 ソリューション営業一部 ソリユ ーション営業二部 ソリューション営業三部担当 (現任)	注	13
執行役常務	生活産業不動産業務企画 部 商業施設運営事業部 商業施設開発部 商業施 設営業部 物流施設事業 部担当	田島 穰	昭和33年 1月24日生	昭和55年 4月 当社入社 平成20年 4月 経営企画部長 平成22年 4月 執行役員経営企画部長 平成24年 4月 執行役員ビルアセット開発部長 平成25年 4月 常務執行役員 都市開発業務部 都市開発事業 部 再開発事業部 物流施設事業部担当 平成26年 4月 常務執行役員 商業・物流業務企画部 商業施 設運営事業部 商業施設開発部 商業施設営業 部 物流施設事業部担当 平成27年 4月 常務執行役員 生活産業不動産業務企画部 商 業施設運営事業部 商業施設開発部 商業施設 営業部 物流施設事業部担当 平成28年 6月 執行役常務 生活産業不動産業務企画部 商業 施設運営事業部 商業施設開発部 商業施設営 業部 物流施設事業部担当(現任)	注	12

役名	担当	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役常務	投資マネジメント事業部 担当	有森 鉄治	昭和32年 6月 9日生	昭和55年 4月 当社入社 平成17年 4月 三菱地所投資顧問㈱取締役社長 平成23年 4月 執行役員及び三菱地所投資顧問㈱取締役社長 平成25年 4月 常務執行役員 不動産活用推進一部 不動産活用推進二部担当 平成26年 4月 常務執行役員 法人ソリューション営業部 不動産ソリューション営業部担当 平成28年 4月 常務執行役員 投資マネジメント事業部担当 平成28年 6月 執行役常務 投資マネジメント事業部担当 (現任)	注	7
執行役常務	経営企画部 新事業創造 部担当	谷澤 淳一	昭和33年 1月 3日生	(1) 取締役の状況参照	注	5
執行役常務	人事部 総務部 法務・コ ンプライアンス部 環 境・CSR推進部 コ ンプライアンス リスクマ ネジメント 環境・防災 担当	吉田 淳一	昭和33年 5月26日生	(1) 取締役の状況参照	注	5
執行役常務	ビル営業部担当	湯浅 哲生	昭和34年 9月22日生	昭和58年 4月 当社入社 平成22年 4月 ビル管理企画部長 平成23年 4月 ビル営業部長 平成24年 4月 執行役員ビル営業部長 平成26年 4月 常務執行役員 ビル営業部担当 平成28年 6月 執行役常務 ビル営業部担当(現任)	注	6
執行役常務	経理部 広報部担当	片山 浩	昭和34年 3月 2日生	(1) 取締役の状況参照	注	6
計						186

(注) 平成28年6月29日から平成29年3月31日までであります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制

当社グループは、「住み、働き、憩う方々に満足いただける、地球環境にも配慮した魅力あふれるまちづくりを通じて、真に価値ある社会の実現に貢献する」という基本使命の実現に向けて、「人を、想う力。街を、想う力。」というブランドスローガンを掲げ、「真の企業価値の向上」を目指しており、そのためには企業グループとしての成長と、様々なステークホルダーとの共生とを高度にバランスさせることが求められるものと認識しております。当該基本使命のもと、当社グループは、株主価値重視の経営を目指しており、経営監督と業務執行それぞれの役割明確化と機能強化を図りつつ経営の透明性、客観性の確保に努めるとともに、効率的且つ健全なグループ経営のために活力と柔軟性を軸としたマネジメントシステムの再構築を進めております。中でもコーポレート・ガバナンスは最も重要なシステムの一つとして捉えており、当社グループに最も適した仕組みづくりを絶えず追求しております。

#### ・企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は従来より、監査役会設置会社の下での執行役員制度の導入や社外取締役の複数選任等により、業務執行と監査・監督等の区分・統制化を図りつつ経営の透明性、客観性の確保に努めて参りましたが、平成28年6月29日開催の定時株主総会での承認を経て、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行いたしました。指名委員会等設置会社への移行は、取締役会の機能を経営監督に特化すると共に、個別の業務執行の決定については可能な限り執行役に権限委譲を行い、業務執行権限・責任の明確化及び意思決定の迅速化を推進することにより、執行・監督それぞれの更なる役割明確化と機能強化を図ることを目的とするものです。また、社外取締役が過半数を占める指名・監査・報酬の3委員会が、取締役候補者の指名や役員報酬決定、取締役・執行役の職務執行の監査等を行うことにより、意思決定プロセスの高度化及び透明性の向上を図ることが、株主をはじめとするステークホルダーの負託に応えると共に、中長期的な企業価値向上の実現に資するものと判断し、現在の体制を採用したものであります。

#### (ア) 取締役会

取締役会は、当社の経営の基本方針を決定すると共に、取締役及び執行役の職務執行の監督を行っております。平成28年6月29日現在、15名の取締役で構成され、うち社外取締役は7名となっており、議長は執行役を兼務しない取締役会長が務めております。取締役会は、法令又は定款で定める取締役会決議事項以外の業務執行について、大幅に執行役に権限委譲を行っており、業務執行責任・権限の明確化と意思決定の迅速化を図っております。

#### (イ) 委員会

##### ( ) 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提出する取締役選解任に関する議案の内容を決定します。平成28年6月29日現在の委員は5名、うち3名が社外取締役です。また、取締役候補者の指名プロセスの高度化及び透明性確保の観点から、委員長を社外取締役としております。

##### ( ) 監査委員会

監査委員会は、取締役及び執行役の職務執行の監査や監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選解任並びに不再任に関する議案の内容の決定等を行います。平成28年6月29日現在の委員は5名、うち3名が社外取締役です。また、監査委員会監査の実効性を確保する観点から、委員長は常勤監査委員である社内取締役としております。

##### ( ) 報酬委員会

報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬決定に係る方針及び個人別の報酬額の決定を行います。平成28年6月29日現在の委員は5名、うち3名が社外取締役です。また、役員報酬決定プロセスの高度化及び透明性確保の観点から、委員長を社外取締役としております。

#### (ウ) 執行役

執行役は、取締役会の決議により選任し、取締役会から委任された業務執行の決定及び業務の執行を行います。平成28年6月29日現在の執行役は13名となっております。

#### (エ) 執行役員及びグループ執行役員

執行役員及びグループ執行役員は取締役会の決議により選任し、所管部署又は所管グループ会社における業務の執行を行います。平成28年6月29日現在、執行役員は9名、グループ執行役員は8名となっております。

#### (オ) 各種会議体の概要

「経営戦略委員会」は、当社グループ全体の経営戦略に関する議論を行う場であり、社長、専務以上の執行役及び社長の指名する者で構成され、定期的開催しております。

「経営会議」は、当社グループの業務執行に係る重要な意思決定を行う機関であり、社長以下、代表執行役、各事業グループのラインスタッフ部署及びコーポレートスタッフ担当役員、常勤監査委員及び社長の指名する者で構成され、原則として毎週1回の頻度で開催しております。

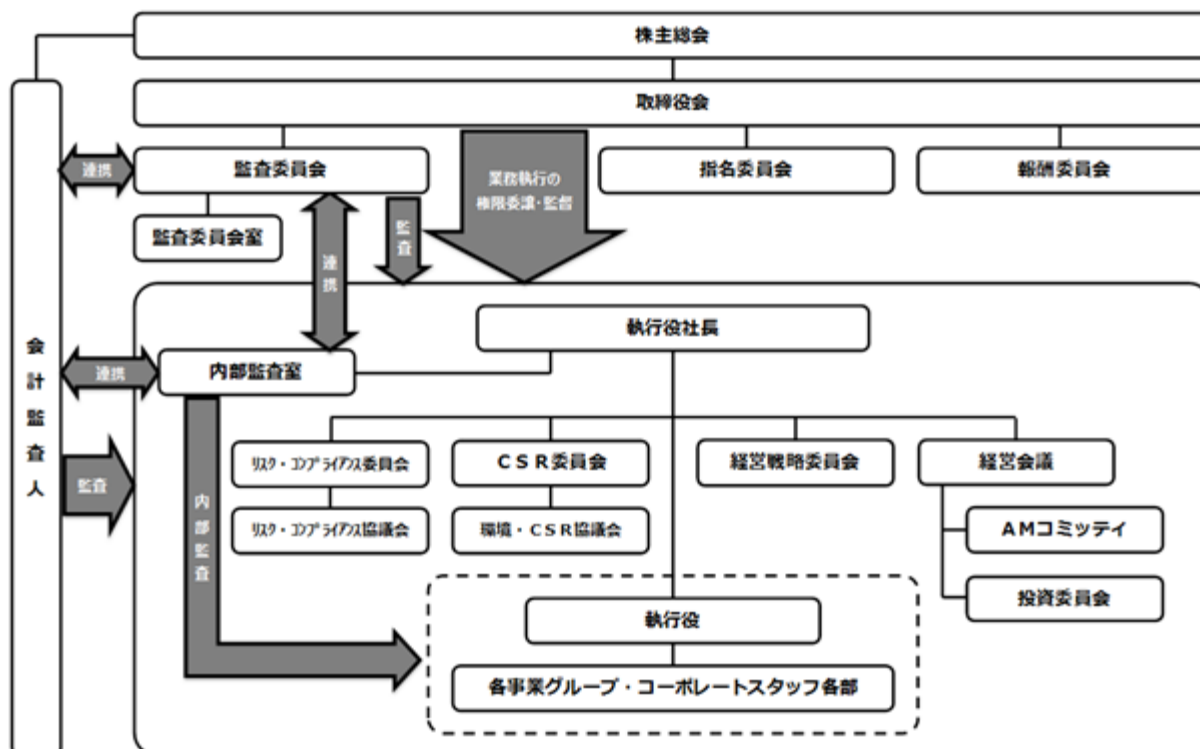
この「経営会議」における議論・経営判断の高度化を図るため、下部組織として投資開発事業領域の事業戦略等の協議や進捗状況の確認等を行う「AMコミティ」や、特に重要な投資案件について「経営会議」で審議する前に論点等を整理する「投資委員会」を設置しております。

「CSR委員会」は、当社グループの環境に関する重要な事項並びに社会貢献及びCSR全般の推進に関する重要な事項の審議を行うための場として設置されたもので、当社の社長（委員長・議長）、各事業グループ及びコーポレートスタッフ担当役員、並びに主要グループ会社社長等で構成され、取締役会長及び常勤監査委員も参加し、年2回の定例開催と適宜臨時開催をしております。

「リスク・コンプライアンス委員会」は、当社グループにおけるリスクマネジメント及びコンプライアンスの推進を統括する機関として、当社の社長（委員長・議長）、リスクマネジメント・コンプライアンス担当役員、各事業グループの担当役員及びコーポレートスタッフ担当役員、並びに主要グループ会社社長等で構成され、取締役会長及び常勤監査委員も参加し、年4回の定例開催と適宜臨時開催を実施することとしております。

〔当社グループのコーポレート・ガバナンス体制〕

平成28年6月29日現在



・内部統制システムの整備の状況及びリスク管理体制の整備の状況

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制は以下の通りであります。

(ア) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、当社グループの保有する情報資産を適切に取り扱い、情報セキュリティを継続的に実践し、向上させるため、「三菱地所グループ情報管理基本規程」に基づき、リスクマネジメント担当役員を最高情報管理責任者とし、リスク・コンプライアンス委員会が全社的な統括を行う。

そうした体制の下、具体的には、当社の保有する情報の保護や取扱いに必要な管理対策全般について定める「情報管理対策規程」及び「情報取扱規則」等、文書の保存方法・期間や廃棄ルール等、文書の保管及び廃棄に関する管理対策を定める「重要書類保管規則」「処理済文書整理規則」、情報システム及び電子情報の保護に関する管理対策を定める「三菱地所グループ情報システム管理指針」「情報システム取扱規則」等を定め、それらの運用を通じて、執行役の職務の執行に係る情報の適切な保存及び管理を行う。

(イ) 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループでは、当社グループが企業経営を行っていく上で、事業に関連する内外の様々なリスクを適切に評価及び管理し、当社グループの企業価値を維持・増大していくために、当社グループにおける全ての事業活動を対象としてリスクマネジメントを実践する。

具体的には、当社グループの全ての役職員によって遂行されるべきリスクマネジメント体制を制度化することにより適切なリスクマネジメントを実現するべく、「三菱地所グループリスクマネジメント規程」を制定し、その定めにより、当社において、当社グループのリスクマネジメントの推進を統括する機関として「リスク・コンプライアンス委員会」を、また、リスクマネジメントに関する情報の集約等、実務的な合議体として「リスク・コンプライアンス協議会」をそれぞれ位置づけるほか、取締役会の決議により任命されたリスクマネジメント担当役員をリスクマネジメントの統括責任者とし、各事業グループラインスタッフ部署長及びコーポレートスタッフ部署長等を「リスクマネジメント責任者」とし、また当社グループ各社に「リスクマネジメント担当責任者」を定め、事業グループ内管理とその統括を行う形でリスクマネジメントを実施する。

一方、こうしたリスクマネジメント体制を基礎としつつ、当社においては、具体的な事業の中で、特に重要な投資案件の意思決定にあたっては、「経営会議」での審議の前に、経営会議の諮問機関である「投資委員会」で審議を行い、リスクの内容や程度、リスクが顕在化した場合に備えた対応策等についてチェックを行う。

また、緊急事態発生時の行動指針や連絡・初動体制については、取締役会の決議により防災担当役員を任命してその整備に当たることとしており、「緊急事態対応マニュアル」や大地震、大火災、爆発等の非常災害に係る事前の予防対策や災害発生時の体制等に関する「災害対策要綱」を定め、定期的な訓練や見直し、拡充を行うと共に、非常時における事業継続を目的とする事業継続計画についても、「三菱地所グループ事業継続計画ガイドライン」に基づき策定した「事業継続計画基本計画書」「事業継続計画行動計画書」を運用し、適宜改定を行うことにより、環境変化に対応する。

内部監査室は、リスクマネジメントの実効を高めるべく、「内部監査規程」に従って内部監査活動を行う。

(ウ) 当社の執行役並びに子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、企業の社会的責任を果たしていく中で、当社の執行役並びに子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するために、当社グループに適した経営機構の整備を絶えず追求する。この方針の下、当社では、機関設計として指名委員会等設置会社を採用し、業務執行の決定に関する権限を大幅に執行役に委任することで、経営監督機能と業務執行機能の強化、経営の効率化及び意思決定の迅速化を図っているほか、担当役員制や「取締役会規則」「稟議規程」等の社内規則に基づく職務権限及び意思決定ルールを整備により、効率的に職務の執行が行われる体制とする。

(エ) 当社の執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループでは、「三菱地所グループ基本使命」「三菱地所グループ行動憲章」「三菱地所グループ行動指針」を定め、その徹底を図ることで、役職員が遵守すべき行動規準を示すと共に、当社では、指名委員会等設置会社として、社外取締役の活用等を通じた取締役会による経営監督、監査委員会による監査活動等を行うほか、リスク・コンプライアンス委員会による全社的な統括、リスク・コンプライアンス協議会による実務的な協議、法務・コンプライアンス部による予防法務活動、コンプライアンス推進活動及びリスクマネジメント推進活動、内部監査室による内部監査活動等を通じて、執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

また、当社では、「コンプライアンス規程」の定めに基づき、取締役会の決議により、当社全体のコンプライアンスに関する総合的な管理及び推進業務を担当する「コンプライアンス担当役員」を任命するほか、各部署長に対しては「コンプライアンス推進委員」を委嘱し、各部署においてコンプライアンスの率先垂範を求める。

このほか、コンプライアンスに関する相談及び連絡等の当社グループ及び取引先も含めた窓口として社内及び社外にヘルプラインを設置し、運用する。

(オ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループでは、グループ全体の行動規範となる「三菱地所グループ基本使命」「三菱地所グループ行動憲章」「三菱地所グループ行動指針」等を定め、リスク・コンプライアンス委員会による統括の下、その徹底を図ることで、グループをあげて遵法経営の実践、企業倫理の実践及び業務の適正の確保に努める。

また、当社グループでは、当社の各事業グループラインスタッフ部署に所管事業領域におけるグループ会社に係る業務を担当させるほか、経営企画部の部内組織としてグループ会社の経営推進とスタッフ機能の支援を主な任務とする「経営企画部グループ経営推進室」を設置し、全社経営計画とグループ会社に関する施策を連動させる体制を構築すると共に「三菱地所グループ経営規程」の運用を通じて、一定の重要事項については必ず当社とグループ会社が協議ないし情報交換を行うこととすることなどにより、グループ会社の経営の適正、効率性の促進とリスクマネジメントの強化に努め、当社グループ全体の価値最大化の達成を目標としてグループ経営に取り組んでいる。

更には、当社グループにおける財務報告の信頼性の確保に向け、「三菱地所グループ/財務報告に係る内部統制の基本的な方針（基本規程）」を定め、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応する。

- (カ) 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

「職制」の定めにより、監査委員会の職務を補助すべき組織として「監査委員会室」を設置する。監査委員会室には、専任の室長以下、監査委員会の職務の補助に必要な人員を配置する。

監査委員会室の室長は、監査委員会の指示に従い所属員を指揮し担当事務を遂行する。

- (キ) 前号の使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会室長の人事異動、懲罰等については、監査委員会の同意を得た上で行うこととする。また、監査委員会室長以外の監査委員会室員の人事異動、懲罰等については、監査委員会室長と事前に協議の上行うこととする。

- (ク) 当社の取締役、執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

当社では、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、取締役、執行役、使用人を問わず、速やかにその旨を監査委員会に対して報告することはもとより、稟議書等の重要書類については社内規則により常勤監査委員への書類回覧を義務づける。また、内部監査室による内部監査結果、法務・コンプライアンス部によるコンプライアンス推進活動の状況、リスクマネジメント推進活動の状況、コンプライアンスに関する相談及び連絡等の当社グループ及び取引先も含めた窓口として当社内及び社外に設置したヘルプラインの運用状況等、監査委員会の職務上必要と判断される事項について定期的に報告を行う。また、「三菱地所グループ経営規程」等の定めにより、グループ会社の取締役等や使用人より報告を受けた事項について、常勤監査委員が出席する経営会議等において情報共有を図る。

- (ケ) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社グループでは、全ての役職員は、「三菱地所グループリスクマネジメント規程」の定めにより、リスクに関わる情報を収集し報告する責任を負うと共に、公益通報者保護法を踏まえ、当社内及び社外に設置したヘルプラインについて、相談・連絡者に対する保護や是正措置等の通知に係る対応方針等を定めた「ヘルプライン運営規則」に基づき運用すること等により、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

- (コ) 監査委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員は、監査委員会が定める監査基準により、監査委員会の職務の執行上必要と認める費用について、予め会社に請求することができ、また、緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に償還を請求することができる。

当社は、監査委員の請求に基づき、監査委員会の職務の執行に必要な費用を支払う。

- (サ) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査委員は、監査委員会が定める監査基準に従い、社長をはじめとする当社経営陣、法務・コンプライアンス部、内部監査室、及び当社会計監査人等と定期的に会合を行い、意見交換等を行う。

また、常勤監査委員は、経営会議等重要な会議に出席する。



#### 内部監査及び監査委員会監査、会計監査の状況

内部監査室では、全社的なリスク評価に基づいて策定された中期並びに年次の監査計画にしたがい内部監査を実施し、内部統制の整備・運用状況が適切かどうかを確認しております。監査結果についてはすべて社長に報告すると共に、社長報告後、常勤監査委員、コンプライアンス担当役員にも内容を説明しております。また、経営会議等にもその概要を報告しております。監査において発見された問題点については、監査対象事業グループ・部署等に通知して改善のための措置を求めると共に、改善の状況についての確認を行っております。内部監査室と会計監査人とは、それぞれの監査計画、監査結果を情報共有するほか、内部監査室は経営者による財務報告に係る内部統制の報告に関する事務局として、会計監査人による監査と連携して財務報告に係る内部統制評価等を推進しております。内部監査室スタッフとしては平成28年6月29日現在、室長以下計7名を配置しております。

監査委員会監査においては、監査の実効性を確保する観点から、常勤監査委員を2名設置しております。常勤監査委員は、監査委員会が定める監査基準、監査の方針、監査計画等に従って、取締役会その他重要な会議に出席するほか、執行役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査します。また、常勤監査委員は、会計監査人及び内部監査室と定期的に会合を持って連携を図り、監査委員会においてこれらの活動によって得られた情報を報告し、各監査委員はこれを共有した上で、意見交換や重要事項の協議を行います。監査委員会においても、会計監査人から監査計画や監査実施体制及び監査結果の報告を受け、連携に努めます。また、監査委員会の職務を補佐すべき組織として「監査委員会室」を設置し、専任の室長及び副室長の他、監査委員会の職務に関連性の深い他部署業務を兼務する室員、総勢6名を配置しております。なお、常勤監査委員の柳澤裕は、平成21年6月から平成24年3月まで当社経理担当役員を務めており、同じく常勤監査委員の大草透は、平成20年4月から平成25年3月まで当社経理部長を、平成25年4月から平成28年3月まで当社経理担当役員を務めており、それぞれ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

会計監査では、会社法及び金融商品取引法に基づき、監査契約を締結している新日本有限責任監査法人が、年間の監査計画に従い、監査を実施しております。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名：指定有限責任社員・業務執行社員 中村和臣、小川伊智郎、寒河江祐一郎
- ・監査業務に係る補助者の構成：公認会計士22名、その他33名

## 社外取締役

当社の社外取締役は7名であります。社外取締役の松橋功、海老原紳、富岡秀、白川方明、長瀬眞、江上節子及び高巖の7氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

当社は、社外取締役を選任することにより、的確な情報共有と充実した審議を基盤とした経営判断に努めております。各社外取締役は、これまでの経営経験やマネジメント経験、国際経験又は専門分野における見識等を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点での経営の監督とチェック機能を果たしております。取締役会においては、社長又は担当役員から当社及びグループ会社の営業活動の状況、内部統制の状況等について定期的に報告を行っており、充実した審議を通じ、主に経営陣から独立した客観的視点での助言等を得ております。

当社の社外取締役の選任に際しての独立性に関する基準は以下の通りです。

### 社外取締役の選任に際しての独立性基準

当社の社外取締役は、会社に対する善管注意義務を遵守すると共に、当社グループの基本使命を理解し、当社グループの中長期的な企業価値向上に資する資質及び能力、更には、自らの経営経験やマネジメント経験、又は専門分野における経験や知見等を活かし、特定の利害関係者の利益に偏らず、株主共同の利益に資するかどうかの観点から客観的で公平公正な判断をなし得る人格・識見を有する者の中から候補者を指名します。但し、原則として、東京証券取引所が定める独立性基準及び次に掲げる社外取締役の独立性基準のいずれかに該当する者は選任しません。

イ. 当社の総議決権数の10%を超える議決権を保有する株主又はその業務執行者

ロ. 直近年度における当社との取引金額が当社の連結営業収益の2%を超える取引先又はその業務執行者

ハ. 当社の会計監査人である監査法人の代表社員、社員又は従業員

ニ. 当社が専門的サービスの提供を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等で、直近年度における当社からの報酬額が1,000万円を超える者

### 取締役の定数及び取締役の選任の決議要件

当社の取締役は18名以内とする旨を定款に定めております。

当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う旨を定款に定めております。

### 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。また、株主への機動的な利益配分を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	637	548	88	10
監査役 (社外監査役を除く)	35	35	-	2
社外役員	95	95	-	10

ロ. 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)		報酬等の総額 (百万円)
			基本報酬	ストック オプション	
木村 恵司	取締役	提出会社	92	16	108
杉山 博孝	取締役	提出会社	92	13	105

ハ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

( ) 役員の報酬について

当社は平成28年6月29日開催の定時株主総会決議により、指名委員会等設置会社に移行しており、社外取締役を委員長とし、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会において、取締役及び執行役の報酬を決定しております。

( ) 報酬の基本方針

- ・ 中長期的・持続的企業価値向上と株主価値共有の実現  
 経営戦略や中期経営計画における中長期的な業績目標と連動し、持続的な企業価値の向上と株主との価値共有を実現する報酬制度
- ・ 適切なインセンティブの付与  
 戦略目標や株主等の期待に沿った、経営陣の適切なりスクテイクやチャレンジを促すインセンティブ性を備える報酬制度
- ・ 説明責任の確保  
 報酬委員会での客観的な審議・判断を通じて、株主に対して高い説明責任を果たすことのできる報酬制度

( ) 報酬体系

報酬は基本報酬と変動報酬で構成しております。変動報酬は短期的な業績評価に基づき支給する報酬と、中長期的な業績評価に基づき株式等で支給する報酬で構成しております。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については、報酬は基本報酬のみとしております。

取締役の退職慰労金制度については、平成18年度の株主総会決議により廃止しております。

株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

166銘柄 194,852百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
(前年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	48,852,342	36,331	安定した資金調達に資するため
三菱商事(株)	13,088,457	31,680	テナントとの良好な関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
日本空港ビルデング(株)	3,111,400	22,650	グループ会社を含めた取引関係の維持・強化に資するため
旭硝子(株)	22,703,030	17,889	テナントとの良好な関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
三菱重工業(株)	23,469,976	15,544	グループ会社を含めた取引関係の維持・強化に資するため
三菱倉庫(株)	7,331,109	13,745	グループ会社を含めた取引関係の維持・強化に資するため
大成建設(株)	17,604,450	11,953	テナントとの良好な関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
東海旅客鉄道(株)	367,900	7,999	安定的な協力・協業関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
三菱電機(株)	5,577,294	7,967	テナントとの良好な関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
麒麟ホールディングス(株)	5,044,338	7,954	グループ会社を含めた取引関係の維持・強化に資するため
平和不動産(株)	4,274,100	7,214	安定的な協力・協業関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
三菱マテリアル(株)	17,397,000	7,028	テナントとの良好な関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
(株)ニコン	3,510,000	5,651	テナントとの良好な関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
東日本旅客鉄道(株)	565,200	5,448	安定的な協力・協業関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
トヨタ自動車(株)	598,462	5,016	グループ会社を含めた取引関係の維持・強化に資するため
(株)三菱ケミカルホールディングス	5,646,000	3,944	グループ会社を含めた取引関係の維持・強化に資するため
(株)八十二銀行	3,441,500	2,918	安定した資金調達に資するため
(株)横浜銀行	3,452,500	2,430	安定した資金調達に資するため
信越化学工業(株)	308,212	2,419	テナントとの良好な関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
東宝(株)	794,100	2,333	安定的な協力・協業関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
三菱UFJリース(株)	3,760,000	2,237	テナントとの良好な関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
清水建設(株)	2,738,650	2,226	グループ会社を含めた取引関係の維持・強化に資するため
小田急電鉄(株)	1,802,000	2,207	グループ会社を含めた取引関係の維持・強化に資するため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)ふくおかフィナンシャルグループ	3,108,000	1,923	安定した資金調達に資するため
(株)大林組	2,404,961	1,875	テナントとの良好な関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
(株)三菱総合研究所	681,900	1,869	グループ会社を含めた取引関係の維持・強化に資するため
(株)ルネサンス	1,419,000	1,785	安定的な協力・協業関係を維持・強化して企業価値向上に資するため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
東京海上ホールディングス(株)	6,929,500	31,449	議決権行使の指図権限を有しております
三菱電機(株)	10,656,000	15,222	議決権行使の指図権限を有しております
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,306,400	3,202	議決権行使の指図権限を有しております

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

(当年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
三菱商事(株)	13,088,457	24,946	テナントとの良好な関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	38,439,942	20,046	安定した資金調達に資するため
旭硝子(株)	22,703,030	13,985	テナントとの良好な関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
日本空港ビルデング(株)	3,111,400	12,445	グループ会社を含めた取引関係を維持・強化に資するため
三菱倉庫(株)	7,331,109	10,835	グループ会社を含めた取引関係の維持・強化に資するため
三菱重工業(株)	23,469,976	9,812	グループ会社を含めた取引関係の維持・強化に資するため
大成建設(株)	12,133,450	9,027	テナントとの良好な関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
東海旅客鉄道(株)	367,900	7,323	安定的な協力・協業関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
キリンホールディングス(株)	4,371,938	6,898	グループ会社を含めた取引関係の維持・強化に資するため
三菱電機(株)	5,577,294	6,578	テナントとの良好な関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
(株)ニコン	3,510,000	6,044	テナントとの良好な関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
平和不動産(株)	4,274,100	5,983	安定的な協力・協業関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
三菱マテリアル(株)	17,397,000	5,532	テナントとの良好な関係を維持・強化して企業価値向上に資するため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
東日本旅客鉄道(株)	565,200	5,489	安定的な協力・協業関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
トヨタ自動車(株)	598,462	3,562	グループ会社を含めた取引関係の維持・強化に資するため
(株)三菱ケミカルホールディングス	5,646,000	3,317	グループ会社を含めた取引関係の維持・強化に資するため
(株)大林組	2,404,961	2,669	テナントとの良好な関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
清水建設(株)	2,738,650	2,612	グループ会社を含めた取引関係の維持・強化に資するため
(株)三菱総合研究所	681,900	2,430	グループ会社を含めた取引関係の維持・強化に資するため
東宝(株)	794,100	2,351	安定的な協力・協業関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
小田急電鉄(株)	1,802,000	2,207	グループ会社を含めた取引関係の維持・強化に資するため
三菱UFJリース(株)	3,760,000	1,857	テナントとの良好な関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
信越化学工業(株)	308,212	1,795	テナントとの良好な関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
(株)ルネサンス	1,419,000	1,768	安定的な協力・協業関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
(株)八十二銀行	3,441,500	1,669	安定した資金調達に資するため
日本水産(株)	2,789,900	1,526	テナントとの良好な関係を維持・強化して企業価値向上に資するため
東京瓦斯(株)	2,183,000	1,145	テナントとの良好な関係を維持・強化して企業価値向上に資するため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
東京海上ホールディングス(株)	6,929,500	26,332	議決権行使の指図権限を有しております
三菱電機(株)	10,656,000	12,568	議決権行使の指図権限を有しております
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,306,400	2,245	議決権行使の指図権限を有しております

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前年度		当年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	136	10	137	19
連結子会社	185	4	178	4
計	321	14	315	24

【その他重要な報酬の内容】

(前年度)

当社連結子会社であるRockefeller Group International, Inc.、MEC USA, Inc. 他は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst&Young LLPに対して、監査証明業務に基づく報酬923千ドルを支払っております。

当社連結子会社であるMitsubishi Estate Europe Limited、Mitsubishi Estate London Limited 他は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst&Young LLPに対して、監査証明業務に基づく報酬165千ポンド、非監査業務に基づく報酬182千ポンドを支払っております。

当社連結子会社であるMitsubishi Estate Asia Pte.Ltd. 他は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst&Young LLPに対して、監査証明業務に基づく報酬36千シンガポールドルを支払っております。

(当年度)

当社連結子会社であるRockefeller Group International, Inc.、MEC USA, Inc. 他は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst&Young LLPに対して、監査証明業務に基づく報酬1,047千ドルを支払っております。

当社連結子会社であるMitsubishi Estate Europe Limited、Mitsubishi Estate London Limited 他は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst&Young LLPに対して、監査証明業務に基づく報酬182千ポンド、非監査業務に基づく報酬182千ポンドを支払っております。

当社連結子会社であるMitsubishi Estate Asia Pte.Ltd. 他は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst&Young LLPに対して、監査証明業務に基づく報酬36千シンガポールドル、非監査業務に基づく報酬43千シンガポールドルを支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務(公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務)の内容は、社債発行に係るコンフォートレター作成業務等であります。

(当年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務(公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務)の内容は、マイナンバー制度対応助言業務等であります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する報酬については、監査計画に基づく監査日数、当社の規模や業務の特性等の要素を勘案し、監査公認会計士等と協議を行い、監査役会の同意を得た上で、監査報酬を決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。  
具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集等に努めております。また、公益財団法人財務会計基準機構等の行うセミナーに参加しております。



## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	197,169	412,983
受取手形及び営業未収入金	35,873	35,261
有価証券	2,179	14
販売用不動産	52,102	54,827
仕掛販売用不動産	314,305	366,354
開発用不動産	8,646	8,905
未成工事支出金	6,594	7,942
その他のたな卸資産	*2 1,002	*2 1,014
エクイティ出資	*1 251,249	*1 276,842
繰延税金資産	17,010	14,552
その他	65,244	55,764
貸倒引当金	571	528
流動資産合計	950,806	1,233,935
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	*3 2,155,976	*3 2,217,339
減価償却累計額及び減損損失累計額	1,309,324	1,330,845
建物及び構築物（純額）	846,652	886,494
機械装置及び運搬具	*3 91,933	*3 92,957
減価償却累計額及び減損損失累計額	70,771	71,017
機械装置及び運搬具（純額）	21,161	21,939
土地	*3,*6 1,839,707	*3,*6 1,955,451
信託土地	*6 532,774	*6 549,811
建設仮勘定	90,694	122,261
その他	*3 44,051	*3 44,797
減価償却累計額及び減損損失累計額	29,029	29,692
その他（純額）	15,022	15,105
有形固定資産合計	3,346,013	3,551,062
<b>無形固定資産</b>		
借地権	87,021	75,494
その他	33,210	32,289
無形固定資産合計	120,232	107,784
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	*1,*3 280,809	*1,*3 216,334
長期貸付金	1,448	1,406
敷金及び保証金	112,397	115,382
退職給付に係る資産	23,194	9,810
繰延税金資産	10,504	16,170
その他	*1 57,840	*1 61,578
貸倒引当金	1,722	1,623
投資その他の資産合計	484,473	419,058
固定資産合計	3,950,719	4,077,904
資産合計	4,901,526	5,311,840

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び営業未払金	95,632	58,331
短期借入金	*3 77,881	*3 103,125
1年内返済予定の長期借入金	*3 86,617	*3 163,651
コマーシャル・ペーパー	28,000	-
1年内償還予定の社債	40,225	78,023
未払法人税等	9,934	22,903
繰延税金負債	205	-
事業譲渡損失引当金	-	10,570
その他	181,210	234,271
流動負債合計	519,707	670,877
<b>固定負債</b>		
社債	645,000	825,000
長期借入金	*3 1,044,387	*3 1,114,426
受入敷金保証金	381,605	393,309
繰延税金負債	206,079	180,205
再評価に係る繰延税金負債	*6 280,672	*6 265,912
退職給付に係る負債	23,068	32,464
役員退職慰労引当金	656	685
環境対策引当金	-	5,068
負ののれん	*5 77,172	*5 83,827
その他	83,012	*3 80,882
固定負債合計	2,741,655	2,981,782
負債合計	3,261,362	3,652,660
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	141,373	141,373
資本剰余金	162,638	161,188
利益剰余金	538,687	600,116
自己株式	5,259	5,385
株主資本合計	837,440	897,293
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	127,609	89,945
繰延ヘッジ損益	5	30
土地再評価差額金	*6 504,756	*6 521,248
為替換算調整勘定	20,798	13,900
退職給付に係る調整累計額	5,238	12,676
その他の包括利益累計額合計	658,398	612,387
新株予約権	500	529
非支配株主持分	143,825	148,970
純資産合計	1,640,163	1,659,180
負債純資産合計	4,901,526	5,311,840

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
営業収益	1,110,259	1,009,408
営業原価	*1 869,318	*1 756,820
営業総利益	240,941	252,588
販売費及び一般管理費	*2 84,609	*2 86,388
営業利益	156,332	166,199
営業外収益		
受取利息	287	284
受取配当金	4,577	4,556
持分法による投資利益	1,372	605
その他	2,850	5,503
営業外収益合計	9,087	10,949
営業外費用		
支払利息	21,072	20,183
固定資産除却損	*4 4,780	*4 6,064
その他	6,454	6,049
営業外費用合計	32,306	32,296
経常利益	133,113	144,851
特別利益		
固定資産売却益	*3 36,551	*3 2,709
負ののれん発生益	12,256	-
投資有価証券売却益	-	11,350
未払金取崩益	-	4,098
追加出資義務損失引当金戻入益	-	1,262
特別利益合計	48,807	19,421
特別損失		
固定資産除却関連損	*4 6,190	*4 4,223
減損損失	*5 73,725	*5 2,561
追加出資義務損失引当金繰入額	1,804	-
環境対策引当金繰入額	-	5,068
事業譲渡損失引当金繰入額	-	10,570
特別損失合計	81,719	22,423
税金等調整前当期純利益	100,201	141,850
法人税、住民税及び事業税	23,190	43,994
法人税等調整額	9,814	422
法人税等合計	13,375	43,571
当期純利益	86,825	98,278
非支配株主に帰属する当期純利益	13,487	14,851
親会社株主に帰属する当期純利益	73,338	83,426

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	86,825	98,278
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	51,636	37,665
繰延ヘッジ損益	46	4
土地再評価差額金	28,832	15,320
為替換算調整勘定	28,255	5,810
退職給付に係る調整額	9,866	17,907
持分法適用会社に対する持分相当額	1,279	586
その他の包括利益合計	*1 119,824	*1 46,644
包括利益	206,650	51,633
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	192,734	36,255
非支配株主に係る包括利益	13,915	15,378

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	141,373	170,485	465,757	4,811	772,805
会計方針の変更による累積的影響額			889		889
会計方針の変更を反映した当期首残高	141,373	170,485	464,868	4,811	771,915
当期変動額					
剰余金の配当			16,651		16,651
親会社株主に帰属する当期純利益			73,338		73,338
自己株式の取得				556	556
自己株式の処分		3		109	112
土地再評価差額金の取崩			17,272		17,272
連結範囲の変動			139		139
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		7,850			7,850
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	7,847	73,819	447	65,524
当期末残高	141,373	162,638	538,687	5,259	837,440

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	75,971	125	493,153	8,249	4,748	556,252	494	117,540	1,447,093
会計方針の変更による累積的影響額									889
会計方針の変更を反映した当期首残高	75,971	125	493,153	8,249	4,748	556,252	494	117,540	1,446,203
当期変動額									
剰余金の配当									16,651
親会社株主に帰属する当期純利益									73,338
自己株式の取得									556
自己株式の処分									112
土地再評価差額金の取崩									17,272
連結範囲の変動									139
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									7,850
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	51,637	130	11,603	29,048	9,986	102,145	5	26,284	128,435
当期変動額合計	51,637	130	11,603	29,048	9,986	102,145	5	26,284	193,960
当期末残高	127,609	5	504,756	20,798	5,238	658,398	500	143,825	1,640,163

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	141,373	162,638	538,687	5,259	837,440
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	141,373	162,638	538,687	5,259	837,440
当期変動額					
剰余金の配当			20,812		20,812
親会社株主に帰属する当期純利益			83,426		83,426
自己株式の取得				228	228
自己株式の処分		3	25	102	73
土地再評価差額金の取崩			1,160		1,160
連結範囲の変動					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1,446			1,446
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	1,449	61,428	126	59,852
当期末残高	141,373	161,188	600,116	5,385	897,293

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	127,609	5	504,756	20,798	5,238	658,398	500	143,825	1,640,163
会計方針の変更による累積的影響額									-
会計方針の変更を反映した当期首残高	127,609	5	504,756	20,798	5,238	658,398	500	143,825	1,640,163
当期変動額									
剰余金の配当									20,812
親会社株主に帰属する当期純利益									83,426
自己株式の取得									228
自己株式の処分									73
土地再評価差額金の取崩									1,160
連結範囲の変動									-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									1,446
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	37,663	25	16,492	6,898	17,914	46,010	29	5,145	40,836
当期変動額合計	37,663	25	16,492	6,898	17,914	46,010	29	5,145	19,016
当期末残高	89,945	30	521,248	13,900	12,676	612,387	529	148,970	1,659,180

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	100,201	141,850
減価償却費	72,696	74,245
有形固定資産除売却損益(は益)	31,727	2,931
有価証券売却損益(は益)	81	11,350
減損損失	73,725	2,561
社債発行費	78	1,660
のれん償却額	4,667	6,144
負ののれん発生益	12,256	-
持分法による投資損益(は益)	1,372	605
引当金の増減額(は減少)	317	15,525
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	309	2,780
受取利息及び受取配当金	4,865	4,840
支払利息	21,099	20,189
売上債権の増減額(は増加)	5,957	900
たな卸資産の増減額(は増加)	110,219	33,202
エクイティ出資の増減額(は増加)	35,973	32,487
前渡金の増減額(は増加)	668	1,283
敷金及び保証金の増減額(は増加)	904	2,987
仕入債務の増減額(は減少)	9,708	41,614
未払消費税等の増減額(は減少)	2,616	4,672
預り敷金及び保証金の増減額(は減少)	1,729	11,489
その他	33,245	33,428
小計	250,585	173,301
利息及び配当金の受取額	5,120	5,312
利息の支払額	21,267	19,210
法人税等の支払額	34,360	23,582
営業活動によるキャッシュ・フロー	200,078	135,821
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	642	592
定期預金の預入による支出	642	592
有価証券の売却及び償還による収入	110	10
有形固定資産の売却による収入	165,888	21,840
有形固定資産の取得による支出	176,877	273,365
投資有価証券の売却及び償還による収入	514	18,055
投資有価証券の取得による支出	832	1,548
借地権の売却による収入	1,756	965
借地権の取得による支出	453	1,951
短期貸付金の回収による収入	16	12
短期貸付けによる支出	5	-
長期貸付金の回収による収入	88	38
長期貸付けによる支出	14	4
共同事業による収入	-	6
共同事業による支出	85	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	10,978
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	*2 34,441	*2 3,040
その他	2,232	3,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	46,568	231,003

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（ は減少）	10,219	26,262
コマーシャル・ペーパーの純増減額（ は減少）	28,000	28,000
ファイナンス・リース債務の返済による支出	973	1,107
長期借入れによる収入	286,762	247,372
長期借入金の返済による支出	446,958	115,717
社債の発行による収入	41,290	255,781
社債の償還による支出	58,068	39,055
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	32,570	-
自己株式の純増減額（ は増加）	526	216
配当金の支払額	16,656	20,670
非支配株主への配当金の支払額	5,028	8,411
その他	5,399	6,999
財務活動によるキャッシュ・フロー	189,109	309,237
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,235	153
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	34,363	213,902
現金及び現金同等物の期首残高	224,739	198,489
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	6,658	-
株式移転に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,455	-
現金及び現金同等物の期末残高	*1 198,489	*1 412,392



【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 194社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

アクアシティインベストメント特定目的会社は持分の追加取得により、匿名組合大手町第三インベストメント他13社は新規設立により、連結子会社を含めております。

一方、新宿六丁目特定目的会社他5社は解散により、連結子会社から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社は日本橋2丁目開発特定目的会社であります。

非連結子会社は、総資産の合計額、営業収益の合計額、当期純損益の額のうち持分に見合う額の合計額及び利益剰余金の額のうち持分に見合う額の合計額等が、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用非連結子会社の数 0社

(2) 持分法適用関連会社の数 65社

そのうち主要な関連会社は㈱東京流通センターであります。

潤泰創新開発股份有限公司他6社については新規出資により、持分法適用関連会社としております。

一方、1101K, INC. 他4社については持分を売却したことにより持分法適用関連会社から除外しております。

(3) 主要な持分法非適用会社の名称等

主要な持分法非適用非連結子会社は日本橋2丁目開発特定目的会社、主要な持分法非適用関連会社は常盤橋インベストメント特定目的会社であります。これらは、当期純損益の額のうち持分に見合う額の合計額及び利益剰余金の額のうち持分に見合う額の合計額等が、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用しておりません。

(4) その他

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のロックフェラーグループ社及び海外子会社147社、㈱メックecoライフ他4社の決算日は12月31日、京葉土地開発㈱他2社の決算日は1月31日であり、同日現在の決算財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(当社及び国内連結子会社は定額法、在外連結子会社は利息法)

その他有価証券

投資有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

エクイティ出資

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

販売用不動産

主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛販売用不動産

同上

開発用不動産

同上

未成工事支出金

同上

固定資産

当社及び国内連結子会社は減損会計を適用しております。在外連結子会社は米国会計基準により処理しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び国内連結子会社は主として定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法

在外連結子会社は定額法

(主な耐用年数)

建物及び構築物 2~75年

無形固定資産

定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見積期間(主として5年)に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により計上しているほか、貸倒懸念債権等特定の債権については、債権の回収可能性を個別に検討して計上しております。

役員退職慰労引当金

連結子会社においては、役員の退職による退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理等、環境対策に伴い発生する損失の見積額を計上しております。

事業譲渡損失引当金

事業の譲渡に伴い発生する損失の見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(1年~10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(1年~15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産及び負債は当該子会社の決算日の直物為替相場、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の為替換算調整勘定として表示しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金・社債
通貨スワップ	借入金・社債

ヘッジ方針

リスクヘッジ取引は、「市場リスク管理規定」及び「リスク別管理要項」等の内規に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクのヘッジを目的としております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、その効果の発現する期間の見積もりが可能な場合には、その見積期間で均等償却し、僅少なものについては一括償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、以下のものを対象としております。

手許現金

随時引き出し可能な預金

容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資

(10) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

(分類1) から(分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

(分類2) 及び(分類3) に係る分類の要件

(分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

(分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

(分類4) に係る分類の要件を満たす企業が(分類2) 又は(分類3) に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成28年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額は、現在評価中であります。

「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」

(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)

(1) 概要

平成28年度税制改正において、平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物の法人税法上の減価償却方法について、定率法が廃止されて定額法のみとなる見直しが行われたことに対応するため、公表されたものであります。

(2) 適用予定日

平成28年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額は、現在評価中であります。

(会計上の見積りの変更)

環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づくポリ塩化ビフェニル(PCB) 廃棄物の処理につきましても、見積額の重要性が増したため、当連結会計年度より環境対策引当金(5,068百万円)を計上し、同繰入額を特別損失に計上しております。この結果、税金等調整前当期純利益は5,068百万円減少しております。

(表示方法の変更)

「企業結合に関する会計基準」等の適用に伴う変更

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日) 第39項に掲げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

(連結貸借対照表関係)

\*1 非連結子会社及び関連会社の株式等及び出資金の額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
エクイティ出資(出資金)	225,728百万円	245,871百万円
投資有価証券(株式等)	19,017百万円	20,037百万円
その他(その他の投資(出資金等))	150百万円	650百万円

\*2 その他のたな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
貯蔵品	534百万円	532百万円
商品	468百万円	482百万円

\*3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次の通りであります。

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
建物及び構築物	133,660百万円	112,625百万円
機械装置及び運搬具	1,910百万円	1,658百万円
土地	167,536百万円	178,669百万円
その他(その他の有形固定資産)	0百万円	0百万円
投資有価証券	68百万円	68百万円
計	303,176百万円	293,023百万円

(2) 担保付債務

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
短期借入金	100百万円	100百万円
1年内返済予定の長期借入金	10,321百万円	8,738百万円
長期借入金	41,565百万円	37,630百万円
その他(その他の固定負債)		5,106百万円
計	51,986百万円	51,575百万円

## 4 偶発債務

## (1) 保証債務

下記の金融機関借入金に対し債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成27年3月31日)		当連結会計年度 (平成28年3月31日)	
(関係会社)		(関係会社)	
佐倉ゴルフ開発㈱	120百万円		
(その他)		(その他)	
住宅購入者	55,861百万円	住宅購入者	46,812百万円
その他	30百万円	その他	18百万円
計	56,011百万円	計	46,830百万円

住宅購入者の保証債務は、主として購入者の住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関に対する連帯保証債務であります。

## (2) 事業引受保証

下記の金融機関借入金に対し事業引受保証を行っております。

前連結会計年度 (平成27年3月31日)		当連結会計年度 (平成28年3月31日)	
Flushing Commons	2,115百万円	Flushing Commons	3,927百万円
Property Owner,LLC	(17,545千米ドル)	Property Owner,LLC	(32,566千米ドル)
TRCC/Rock Outlet	2,736百万円	TRCC/Rock Outlet	3,109百万円
Center,LLC	(22,700千米ドル)	Center,LLC	(25,779千米ドル)
RG-IPA NG Phase I,LLC	1,320百万円	RG-IPA NG Phase I,LLC	297百万円
	(10,950千米ドル)		(2,468千米ドル)
Market Street Office	7,474百万円	Market Street Office	7,685百万円
Trustee Pte.Ltd.	(82,000千シンガポールドル)	Trustee Pte.Ltd.	(90,000千シンガポールドル)
Allamanda Residential	4,104百万円	Allamanda Residential	2,753百万円
Development Pte.Ltd.	(45,025千シンガポールドル)	Development Pte.Ltd.	(32,250千シンガポールドル)
Bishan Residential	4,658百万円		
Development Pte.Ltd.	(51,112千シンガポールドル)		
計	22,408百万円	計	17,773百万円

ロックフェラーグループ社は、Flushing Commons Property Owner,LLC、TRCC/Rock Outlet Center,LLC及びRG-IPA NG Phase I,LLCの事業について、債権者に対し持分相当額の事業引受保証を行っております。また、三菱地所アジア社は、Market Street Office Trustee Pte.Ltd.及びAllamanda Residential Development Pte.Ltd.の事業について、債権者に対し持分相当額の事業引受保証を行っております。

## (3) 追加出資義務

下記の金融機関借入金の返済義務に関連し追加出資義務を負っております。

前連結会計年度 (平成27年3月31日)		当連結会計年度 (平成28年3月31日)	
大手町デベロップメント特定目的会社	27,691百万円	大手町デベロップメント特定目的会社	34,216百万円

大手町デベロップメント特定目的会社への追加出資義務については、当社の出資割合である50%となります。

\*5 のれん及び負ののれん

のれん及び負ののれんは相殺して表示しております。なお、相殺前の金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
のれん	33,128百万円	26,952百万円
負ののれん	110,301百万円	110,780百万円
純額	77,172百万円	83,827百万円

\*6 土地の再評価

当社及び一部の連結子会社では「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税効果相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

(連結損益計算書関係)

\*1 収益性の低下による簿価切下額は、以下の通りであり、営業原価に含めております。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
	14,265百万円	1,728百万円

\*2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
従業員給料手当	23,073百万円	24,549百万円
広告宣伝費	9,651百万円	8,967百万円
役員退職慰労引当金繰入額	111百万円	128百万円
退職給付費用	1,701百万円	110百万円
貸倒引当金繰入額	595百万円	24百万円

\*3 固定資産売却益の内訳

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

「固定資産売却益」の主なものは、信託土地の売却によるものであります。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

「固定資産売却益」の主なものは、信託土地、建物及び構築物の売却によるものであります。

\*4 以下の通り固定資産除却関連損を計上しました。

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

固定資産除却関連損6,190百万円は、富士ビルの建て替え等に係る損失であります。

なお、営業外費用の固定資産除却損4,780百万円は、営業中の建物の造作等除却に係る経常的な損失ではありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

固定資産除却関連損4,223百万円は、J X ビルの建て替え等に係る損失であります。

なお、営業外費用の固定資産除却損6,064百万円は、営業中の建物の造作等除却に係る経常的な損失ではありません。



\*5 以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

主な用途	種類	場所
賃貸資産その他（計23ヶ所）	土地、建物等	神奈川県横浜市 米国ニューヨーク州他

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグループ化を行いました。なお、社宅等は共用資産としております。

その結果、地価の下落に伴い帳簿価額に対して著しく時価が下落している資産グループ及び賃料水準の低下や市況の悪化等により収益性が著しく低下した資産グループ23件について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（73,725百万円）として特別損失に計上しました。

その内訳は、土地14,084百万円、建物及び構築物他59,641百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額あるいは使用価値により測定しており、正味売却価額は主として不動産鑑定士による鑑定評価額を使用しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを主として5%で割り引いて算定しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

主な用途	種類	場所
賃貸資産その他（計5ヶ所）	土地、建物等	千葉県千葉市他

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグループ化を行いました。なお、社宅等は共用資産としております。

その結果、地価の下落に伴い帳簿価額に対して著しく時価が下落している資産グループ及び賃料水準の低下や市況の悪化等により収益性が著しく低下した資産グループ5件について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（2,561百万円）として特別損失に計上しました。

その内訳は、土地1,665百万円、建物及び構築物他895百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額あるいは使用価値により測定しており、正味売却価額は主として不動産鑑定士による鑑定評価額を使用しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを主として5%で割り引いて算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

\*1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	68,920百万円	46,472百万円
組替調整額	27	11,315
税効果調整前	68,892	57,788
税効果額	17,256	20,122
その他有価証券評価差額金	51,636	37,665
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	286	416
組替調整額	133	399
税効果調整前	152	16
税効果額	106	21
繰延ヘッジ損益	46	4
土地再評価差額金：		
税効果額	28,832	15,320
為替換算調整勘定：		
当期発生額	27,988	5,904
税効果調整前	27,988	5,904
税効果額	267	94
為替換算調整勘定	28,255	5,810
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	14,373	25,173
組替調整額	635	798
税効果調整前	15,009	25,972
税効果額	5,142	8,064
退職給付に係る調整額	9,866	17,907
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	1,279	586
その他の包括利益合計	119,824	46,644

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	1,390,397	-	-	1,390,397
合計	1,390,397	-	-	1,390,397
自己株式				
普通株式(注)	2,780	208	61	2,927
合計	2,780	208	61	2,927

(注)自己株式の株式数の増加208千株は、単元未満株式の買取りによる増加88千株及び連結子会社吸収合併に反対する株主からの自己株式の買取りによる増加120千株、減少61千株はストックオプション行使による減少57千株及び単元未満株式の売却による減少4千株によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプションとしての 新株予約権		-	-	-	-	500
連結子会社	-		-	-	-	-	-
合計			-	-	-	-	500

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	8,325	6	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年10月31日 取締役会	普通株式	8,325	6	平成26年9月30日	平成26年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	11,099	利益剰余金	8	平成27年3月31日	平成27年6月29日

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	1,390,397	-	-	1,390,397
合計	1,390,397	-	-	1,390,397
自己株式				
普通株式（注）	2,927	87	56	2,957
合計	2,927	87	56	2,957

（注）自己株式の株式数の増加87千株は、単元未満株式の買取りによる増加87千株、減少56千株はストックオプション行使による減少51千株及び単元未満株式の売却による減少5千株によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストックオプションとしての 新株予約権		-				529
連結子会社	-		-				-
合計			-				529

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	11,099	8	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	9,712	7	平成27年9月30日	平成27年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	12,486	利益剰余金	9	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

\*1 現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	197,169百万円	412,983百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	605百万円	605百万円
取得日から満期又は償還まで の期間が3か月以内の有価証券	1,925百万円	14百万円
現金及び現金同等物	198,489百万円	412,392百万円

\*2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

株式の取得により新たに連結子会社となった会社の連結開始時の資産及び負債の内訳並びに当該連結子会社株式の取得価額と取得による支出(純額)との関係は次の通りであります。

流動資産	948百万円
固定資産	36,338百万円
のれん	14,459百万円
流動負債	781百万円
固定負債	4,127百万円
非支配株主持分	7,486百万円
為替換算調整勘定	1,129百万円
株式取得価額	38,221百万円
未払額	3,628百万円
新規連結子会社の現金及び現金同等物	151百万円
差引: 取得による支出	34,441百万円

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

株式の取得により新たに連結子会社となった会社の連結開始時の資産及び負債の内訳並びに当該連結子会社株式の取得価額と取得による支出(純額)との関係は次の通りであります。

流動資産	1,169百万円
固定資産	22,974百万円
のれん	248百万円
流動負債	147百万円
固定負債	19,398百万円
株式取得価額	4,846百万円
支配獲得時までの株式取得価額	703百万円
段階取得に係る差益	95百万円
新規連結子会社の現金及び現金同等物	1,006百万円
差引: 取得による支出	3,040百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借主側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	5,058	6,489
1年超	51,449	177,078
合計	56,508	183,567

(貸主側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	244,839	243,282
1年超	863,259	865,525
合計	1,108,098	1,108,807

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。資金運用については流動性を重要視し、運用期間を短期とすることにより、市場リスクを極力回避しております。デリバティブ取引は、金利変動リスクのヘッジ、支払金利の軽減及び為替変動リスクの回避を主眼とし、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

エクイティ出資は、主に資産流動化法に基づく特定目的会社に対する優先出資、不動産投資信託の投資口に対する出資及び特別目的会社に対する匿名組合出資等であり、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

賃借物件において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日及び償還日は最長で決算日後60年であります。このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約であります。金利スワップについては、変動金利による資金調達の支払利息を固定化することにより、金利変動リスクをヘッジする取引を行っております。なお、一部の連結子会社は、当社と同様の取引方針及び利用目的で金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権、敷金及び保証金について、各セグメントにおける担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用しております。有価証券及び投資有価証券等については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	197,169	197,169	-
(2) 受取手形及び営業未収入金	35,873		
貸倒引当金（*1）	571		
	35,301	35,301	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	624	636	12
その他有価証券	257,502	257,502	-
子会社株式及び関連会社株式	60	665	604
(4) エクイティ出資	9,673	9,673	-
資産計	500,332	500,949	617
(1) 支払手形及び営業未払金	95,632	95,632	-
(2) 短期借入金	77,881	77,881	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	86,617	86,617	-
(4) コマーシャル・ペーパー	28,000	28,000	-
(5) 1年内償還予定の社債	40,225	40,225	-
(6) 社債	645,000	675,272	30,272
(7) 長期借入金	1,044,387	1,054,830	10,443
負債計	2,017,744	2,058,459	40,715

（\*1）受取手形及び営業未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。



当連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	412,983	412,983	-
(2) 受取手形及び営業未収入金	35,261		
貸倒引当金（*1）	528		
	34,733	34,733	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	405	425	19
其他有価証券	189,926	189,926	-
子会社株式及び関連会社株式	60	587	527
(4) エクイティ出資	11,129	11,129	-
資産計	649,239	649,786	546
(1) 支払手形及び営業未払金	58,331	58,331	-
(2) 短期借入金	103,125	103,125	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	163,651	163,651	-
(4) コマーシャル・ペーパー	-	-	-
(5) 1年内償還予定の社債	78,023	78,023	-
(6) 社債	825,000	874,718	49,718
(7) 長期借入金	1,114,426	1,146,046	31,619
負債計	2,342,558	2,423,896	81,338

（\*1）受取手形及び営業未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は主として取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) エクイティ出資

これらの時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

これらの時価については、市場価格等によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元金金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額(百万円)

区分	平成27年3月31日	平成28年3月31日
非上場株式等*1	24,801	25,954
エクイティ出資*2	241,575	265,712
敷金及び保証金*3	112,397	115,382
受入敷金保証金*4	381,605	393,309

- \*1 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。
- \*2 エクイティ出資のうち、市場価格がないものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。
- \*3 賃借物件において預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。
- \*4 賃貸物件における賃借人から預託されている受入敷金保証金は、市場価格がなく、かつ、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であり、その他の預託金等についても、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	197,169	-	-	-
受取手形及び営業未収入金	35,873	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	25	170	184	-
社債	-	243	-	-
その他	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	-	54	41	-
合計	233,067	468	225	-

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	412,983	-	-	-
受取手形及び営業未収入金	35,261	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	5	195	204	-
社債	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	-	108	9	-
合計	448,249	303	213	-

(注4) 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額  
 前連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	40,200	70,000	85,000	65,000	75,000	350,000
長期借入金	86,617	173,328	136,473	140,369	153,360	440,855
合計	126,817	243,328	221,473	205,369	228,360	790,855

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	78,000	85,000	65,000	75,000	50,000	550,000
長期借入金	163,651	142,678	141,166	157,002	115,642	557,936
合計	241,651	227,678	206,166	232,002	165,642	1,107,936

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの			
国債・地方債等	320	333	12
社債	-	-	-
その他	-	-	-
小計	320	333	12
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの			
国債・地方債等	59	59	-
社債	243	243	0
その他	-	-	-
小計	303	303	0
合計	624	636	12

当連結会計年度(平成28年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの			
国債・地方債等	405	425	19
社債	-	-	-
その他	-	-	-
小計	405	425	19
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	405	425	19

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	255,360	80,318	175,042
債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	9,675	4,491	5,183
小計	265,036	84,810	180,225
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	220	268	48
債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	10	10	-
その他	-	-	-
その他	1,909	2,042	133
小計	2,139	2,321	181
合計	267,176	87,131	180,044

当連結会計年度（平成28年3月31日）

種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	188,127	71,594	116,532
債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	11,130	4,491	6,638
小計	199,257	76,086	123,171
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	1,789	2,218	429
債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	9	142	133
小計	1,798	2,361	562
合計	201,056	78,447	122,609



3 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	89	82	-
債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	-	-	-
合計	89	82	-

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	17,937	11,350	16
債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	-	-	-
合計	17,937	11,350	16

4 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式173百万円の減損処理を行っております。当連結会計年度においては、その他有価証券で時価のある株式0百万円の減損処理を行っております。

なお、売買目的以外の有価証券については、その時価が取得価額に比して30%程度以上下落した場合、著しい下落と判断しております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	16,311		245	245

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	27,244	27,244	53
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	168,390	163,900	(*)

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(\*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	30,634	30,634	70
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	193,903	189,757	(*)

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(\*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 金利通貨関連

前連結会計年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	金利スワップ取引 受取固定・支払変動 通貨スワップ取引 日本円支払・米ドル受取	長期借入金	25,000	25,000	1,985
	金利スワップ取引 受取固定・支払変動 通貨スワップ取引 米ドル支払・日本円受取	社債	7,600		1,370
	金利スワップ取引 受取固定・支払変動 通貨スワップ取引 英ポンド支払・日本円受取	社債	12,600		1,105

（注）時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	金利スワップ取引 受取固定・支払変動 通貨スワップ取引 日本円支払・米ドル受取	長期借入金	49,400	49,400	6,796
	金利スワップ取引 受取固定・支払変動 通貨スワップ取引 英ポンド支払・日本円受取	社債	8,000		611

（注）時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

## (退職給付関係)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として積立型、非積立型の退職一時金制度、確定給付企業年金制度、及び確定拠出年金制度等を設けております。

また、当社は退職一時金及び確定給付企業年金の支払に備えるため退職給付信託を設定しております。

在外連結子会社であるロックフェラーグループ社は外部拠出による確定給付型年金制度を採用しております。

なお、当社の執行役員及び一部の連結子会社の退職給付の算定にあたっては、簡便法を採用しております。

## 2 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	109,844百万円	119,284百万円
会計方針の変更による累積的影響額	1,370百万円	-
会計方針の変更を反映した期首残高	111,215百万円	119,284百万円
勤務費用	4,627百万円	4,603百万円
利息費用	1,742百万円	1,811百万円
数理計算上の差異の発生額	2,877百万円	13,966百万円
退職給付の支払額	4,704百万円	5,293百万円
為替換算調整	2,523百万円	12百万円
その他	1,001百万円	120百万円
退職給付債務の期末残高	119,284百万円	134,263百万円

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	95,509百万円	119,099百万円
期待運用収益	2,560百万円	3,089百万円
数理計算上の差異の発生額	17,251百万円	11,207百万円
事業主からの拠出額	4,300百万円	4,168百万円
退職給付の支払額	3,003百万円	3,879百万円
為替換算調整	1,688百万円	9百万円
その他	793百万円	25百万円
年金資産の期末残高	119,099百万円	111,304百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	104,451百万円	118,193百万円
年金資産	119,099百万円	111,304百万円
非積立型制度の退職給付債務	14,648百万円	6,888百万円
	14,832百万円	16,070百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	184百万円	22,959百万円
退職給付に係る負債	23,068百万円	32,464百万円
退職給付に係る資産	23,194百万円	9,810百万円
その他(その他の流動負債)	310百万円	305百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	184百万円	22,959百万円

(注) 在外連結子会社であるロックフェラーグループ社において退職給付に係る負債を米国会計基準に従い「その他(その他の流動負債)」に計上しております。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
勤務費用	4,627百万円	4,603百万円
利息費用	1,742百万円	1,811百万円
期待運用収益	2,560百万円	3,089百万円
数理計算上の差異の費用処理額	712百万円	690百万円
過去勤務費用の費用処理額	77百万円	107百万円
その他	231百万円	135百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	4,676百万円	2,663百万円

(注) 簡便法を採用している当社の執行役員及び連結子会社の退職給付費用は「勤務費用」に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
過去勤務費用	77百万円	107百万円
数理計算上の差異	15,086百万円	25,864百万円
合計	15,009百万円	25,972百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
未認識過去勤務費用	386百万円	225百万円
未認識数理計算上の差異	6,206百万円	19,599百万円
合計	6,592百万円	19,373百万円

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
債券	20%	22%
株式	58%	54%
一般勘定	10%	11%
その他	12%	13%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度44%、当連結会計年度40%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
退職給付見込額の期間配分方法	主として給付算定式基準	主として給付算定式基準
割引率	0.7～4.65%	0.0～3.85%
長期期待運用収益率	1.0～7.0%	1.0～6.75%
予想昇給率	0.4～4.0%	0.4～4.0%
過去勤務費用の額の処理年数	1年から10年 (主として発生時の従業員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数 による定額法による)	1年から10年 (主として発生時の従業員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数 による定額法による)
数理計算上の差異の処理年数	1年から15年 (発生時の従業員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数による定 額法による)	1年から15年 (発生時の従業員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数による定 額法による)

3 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度240百万円、当連結会計年度160百万円であります。

(ストックオプション等関係)

1. スtockオプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
営業原価	38百万円	43百万円
販売費及び一般管理費	47百万円	45百万円
計	86百万円	88百万円

2. スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

	平成18年 ストック オプション	平成19年 ストック オプション	平成20年 ストック オプション	平成21年 ストック オプション	平成22年 ストック オプション	平成23年 ストック オプション	平成24年 ストック オプション	平成25年 ストック オプション	平成26年 ストック オプション	平成27年 ストック オプション
付与対象者の 区分及び人数	取締役 8名 *1	取締役 9名 *1	取締役 9名 *1	取締役 10名 *1	取締役 9名 *1	取締役 10名 *1	取締役 9名 *1	取締役 9名 *1	取締役 9名 *1	取締役 9名 *1
ストック オプション数 *2	普通株式 34,000株	普通株式 21,000株	普通株式 35,000株	普通株式 79,000株	普通株式 74,000株	普通株式 76,000株	普通株式 78,000株	普通株式 33,000株	普通株式 38,000株	普通株式 33,000株
付与日	平成18年 8月14日	平成19年 8月13日	平成20年 8月15日	平成21年 8月17日	平成22年 8月16日	平成23年 8月15日	平成24年 8月15日	平成25年 8月15日	平成26年 8月15日	平成27年 8月17日
権利確定条件	*3	*3	*3	*3	*3	*3	*3	*3	*3	*3
対象勤務期間	定めは ありません	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
権利行使期間	平成18年 8月15日 から 平成48年 8月14日 まで*3	平成19年 8月14日 から 平成49年 8月13日 まで*3	平成20年 8月16日 から 平成50年 8月15日 まで*3	平成21年 8月18日 から 平成51年 8月17日 まで*3	平成22年 8月17日 から 平成52年 8月16日 まで*3	平成23年 8月16日 から 平成53年 8月15日 まで*3	平成24年 8月16日 から 平成54年 8月15日 まで*3	平成25年 8月16日 から 平成55年 8月15日 まで*3	平成26年 8月16日 から 平成56年 8月15日 まで*3	平成27年 8月18日 から 平成57年 8月17日 まで*3

(注) \*1 当社の取締役(社外取締役を除く)が付与対象者であります。

\*2 株式数に換算して記載しております。

\*3 権利確定条件及び権利行使期間

新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) スtockオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストックオプションの数

	平成18年 ストック オプション	平成19年 ストック オプション	平成20年 ストック オプション	平成21年 ストック オプション	平成22年 ストック オプション	平成23年 ストック オプション	平成24年 ストック オプション	平成25年 ストック オプション	平成26年 ストック オプション	平成27年 ストック オプション
権利確定前(株)										
前連結会計年度末	10,000	8,000	13,000	32,000	41,000	43,000	39,000	30,000	38,000	-
付与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000
失効	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	4,000	2,000	4,000	8,000	8,000	7,000	-	-	-	-
未確定残	6,000	6,000	9,000	24,000	33,000	36,000	39,000	30,000	38,000	33,000
権利確定後(株)										
前連結会計年度末	-	-	-	13,000	16,000	20,000	23,000	3,000	-	-
権利確定	4,000	2,000	4,000	8,000	8,000	7,000	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	13,000	16,000	7,000	15,000	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
未行使残	4,000	2,000	4,000	8,000	8,000	20,000	8,000	3,000	-	-

単価情報

	平成18年 ストック オプション	平成19年 ストック オプション	平成20年 ストック オプション	平成21年 ストック オプション	平成22年 ストック オプション	平成23年 ストック オプション	平成24年 ストック オプション	平成25年 ストック オプション	平成26年 ストック オプション	平成27年 ストック オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-	2,592	2,583	2,704	2,700	-	-	-
付与日における公正 な評価単価 (円)	2,329	3,016	2,161	1,282	1,083	1,044	1,230	2,338	2,264	2,690

3. ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成27年ストックオプションについての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式  
主な基礎数値及び見積方法

平成27年ストックオプション	
株価変動性 *1	38%
予想残存期間 *2	15年
予想配当 *3	14円 / 株
無リスク利率 *4	0.80%

(注) \*1 15年間(平成12年8月18日から平成27年8月17日まで)の株価実績に基づき算定しております。

\*2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

\*3 平成27年3月期の配当実績によっております。

\*4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。



(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
税務上の繰越欠損金	2,400百万円	1,646百万円
退職給付に係る負債	10,122百万円	16,567百万円
たな卸資産評価損	15,422百万円	12,969百万円
固定資産評価損	93,272百万円	88,898百万円
資本連結における固定資産評価差額	11,326百万円	11,144百万円
投資有価証券評価損	2,592百万円	6,250百万円
エクイティ出資評価損	5,155百万円	7,437百万円
土地再評価差額金	27,005百万円	26,361百万円
未払賞与	2,618百万円	2,681百万円
その他	38,251百万円	50,151百万円
繰延税金資産小計	208,167百万円	224,108百万円
評価性引当額	73,652百万円	93,370百万円
繰延税金資産合計	134,515百万円	130,737百万円
<b>繰延税金負債</b>		
固定資産圧縮積立金	66,084百万円	62,271百万円
土地再評価差額金	280,866百万円	265,912百万円
資本連結における固定資産評価差額	116,852百万円	113,392百万円
固定資産評価差額	38,727百万円	36,668百万円
その他有価証券評価差額金	56,481百万円	36,496百万円
その他	34,946百万円	31,391百万円
繰延税金負債合計	593,958百万円	546,132百万円
繰延税金の純額(負債)	459,442百万円	415,394百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
当社の法定実効税率	35.64%	33.06%
(調整)		
当社と連結子会社の実効税率の差による差異	0.23%	1.04%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.41%	0.27%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.63%	5.54%
回収可能性の検討による繰延税金資産の増減	2.18%	10.68%
関係会社の配当可能利益に対する税効果	0.19%	0.11%
持分法投資損益	0.45%	0.10%
負ののれん発生益	4.36%	-
関係会社への投資に係る一時差異の実現	7.42%	-
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	12.26%	4.76%
その他	0.28%	4.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.35%	30.72%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額、以下同じ）は6,707百万円減少し、法人税等調整額の金額は同額減少しております。

更に、土地再評価差額金に係る繰延税金負債の金額が14,936百万円、その他有価証券評価差額金に係る繰延税金負債の金額が2,040百万円、それぞれ減少し、退職給付に係る調整累計額に係る繰延税金負債が223百万円増加しております。また、純資産の部の土地再評価差額金、その他有価証券評価差額金がそれぞれ同額増加し、退職給付に係る調整累計額が同額減少しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

名称 アクアシティインベストメント特定目的会社

事業の内容 不動産の保有・開発・売却

企業結合を行った主な理由

事業運営について機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするため、他の出資者が保有する優先出資を取得し完全子会社化しました。

企業結合日

平成27年11月2日

企業結合の法的形式

優先出資取得

結合後企業の名称

アクアシティインベストメント特定目的会社

取得した出資比率

取得前 16.7%

取得後 100.0%

取得企業を決定するに至った主な根拠

優先出資を取得した結果、当社がアクアシティインベストメント特定目的会社を実質的に支配することとなったためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業又は取得した事業の業績の期間

平成27年11月1日から平成28年1月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得直前に保有していた優先出資の企業結合日における時価 799百万円

企業結合日に交付した現金及び預金 4,047百万円

取得原価 4,846百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響額が軽微であるため、記載を省略しております。

(5) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

95百万円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

248百万円

発生原因

優先出資の取得原価が企業結合時における時価純資産を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

償却方法及び償却期間

一括償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 1,169百万円、固定資産 22,974百万円、資産合計 24,144百万円

流動負債 147百万円、固定負債 19,398百万円、負債合計 19,546百万円

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響額が軽微であるため、記載を省略しております。なお、当該影響の概算額については監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

定期借地契約に伴う原状回復義務及び建物等の賃借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

契約に基づく残存年数等を使用見込期間と見積り、割引率は0.0%～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
期首残高	1,316百万円	1,122百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	279百万円	1,586百万円
時の経過による調整額	22百万円	24百万円
資産除去債務の履行による減少額	175百万円	43百万円
その他の増減額	320百万円	-
期末残高	1,122百万円	2,689百万円

2. 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

以下の通り、一部の資産除去債務については資産除去債務計上額より除いております。

(1) 一部の有形固定資産に使用されている石綿について、当該有形固定資産を除去する際に、石綿障害予防規則の要求する特別な方法で除去する義務に係る債務

当該有形固定資産については、建物の解体時に石綿の除去義務が発生しますが、過去において多数の関係者との調整が必要な再開発等による取壊し以外に解体実績はなく、老朽化等を原因とする資産の物理的使用可能期間の予測による債務の履行時期の見積りが困難であり、具体的な経営計画に基づかない限り解体時期を見積ることができません。また、石綿対策として、テナント退去時等、除去工事が可能な状況になった石綿は適時自主的に除去を実施しておりますが、当該自主的な除去作業の今後の進捗について過去におけるテナントの退去実績等から合理的に見積ることが難しく、当該有形固定資産の解体時における残存石綿量を見積ることができません。更に、当該石綿を除去するためのみにかかる費用を通常の解体費用と区分して見積めることは、困難であります。これらの理由から、決算日現在入手可能な証拠を勘案し最善の見積りを行いました。資産除去債務の範囲及び金額に対する蓋然性の予測が困難でありますので、当該債務について資産除去債務計上額から除いております。

(2) 一部の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務に係る債務

商業施設の一部においては、定期借地契約上、契約期間が終了し返却する際の原状回復を求められているものがありますが、当該施設については実質的に再契約等により継続使用することが可能であり、また契約上、原状回復義務の履行の可能性を減ずる特約がある等の理由により、履行時期が不明確であります。また事業戦略上も、環境的にも事業を継続する状況であり、当該債務の履行を想定しておりません。このため、決算日現在入手可能な証拠を勘案し最善の見積りを行いました。資産除去債務の範囲及び金額に対する蓋然性の予測が困難でありますので、当該債務について資産除去債務計上額から除いております。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域及び海外(米国、英国等)において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。

なお、国内の賃貸オフィスビルの一部については、当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次の通りであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
賃貸等不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	3,074,645	3,135,413
期中増減額	60,767	191,691
期末残高	3,135,413	3,327,104
期末時価	5,220,983	5,792,464
賃貸等不動産として使用される部分を含む 不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	224,577	182,779
期中増減額	41,798	96
期末残高	182,779	182,876
期末時価	277,955	286,600

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、以下によっております。

(1) 国内の不動産については、主に「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

(2) 海外の不動産については、主に現地の鑑定人による鑑定評価額であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次の通りであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
賃貸等不動産		
賃貸収益	395,188	413,622
賃貸費用	263,237	280,688
差額	131,950	132,934
その他損益	1,525	9,997
賃貸等不動産として使用される部分を含む 不動産		
賃貸収益	15,166	15,909
賃貸費用	15,408	12,625
差額	242	3,283
その他損益	44,605	340

(注) 1. 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は、計上されておりません。

なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、建物管理費用、租税公課等)については、賃貸費用に含まれております。

2. 前連結会計年度におけるその他損益は、固定資産売却益(36,376百万円)、減損損失(71,592百万円)等であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会、その他の会議体が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループにおいて、管掌する事業・業務領域に則した共通の事業・業務目標と目標管理の責任を持つ組織単位として、複数の事業グループで構成される事業領域ごとに業績を集計し、これを報告セグメントとして業績の開示を行っております。報告セグメントの主要な内容は以下の通りであります。

ビル事業	オフィスビル等の開発・賃貸・管理運営、駐車場事業、地域冷暖房事業
生活産業不動産事業	商業施設・物流施設等を中心とした、オフィス・住宅を除くあらゆるアセットタイプの開発・賃貸・管理運営
住宅事業	マンション・戸建住宅等の建設・販売・賃貸・管理・リフォーム・不動産仲介、不動産受託販売、ニュータウンの開発、余暇施設の運営、注文住宅の設計・請負
海外事業	海外における不動産開発・賃貸・管理運営
投資マネジメント事業	不動産投資マネジメント
設計監理事業	建築及び土木工事の設計監理、建築工事・内装工事等の請負
ホテル事業	ホテル施設の開発・運営
不動産サービス事業	不動産仲介・管理・賃貸・不動産関係総合コンサルティング

当連結会計年度より当社の組織を一部改正したことに伴い、セグメント区分についても変更いたしました。前連結会計年度まで「ビル事業」セグメントに含めていた商業・物流事業と、新規事業を含めた国内のオフィス・住宅を除くあらゆるアセットタイプの開発に係る事業を、「生活産業不動産事業」セグメントとして独立させております。また、前連結会計年度まで「海外事業」セグメントに含めていたロックフェラーグループインターナショナル社の投資マネジメント事業を、「投資マネジメント事業」セグメントに移管しております。あわせて、前連結会計年度まで「不動産サービス事業」セグメントに含めていた三菱地所ハウスネット(株)の事業を、「住宅事業」セグメントに移管しております。なお、前連結会計年度については、セグメント区分変更後の数値に置き換えて表示しております。

2. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント									その他の事業 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸表計上額 (注)3
	ビル事業	生活産業 不動産事業	住宅事業	海外事業	投資マネジ メント事業	設計監 理事業	ホテル 事業	不動産 サービス 事業	計				
営業収益													
(1)外部顧客への営業収益	477,028	103,149	381,799	71,007	14,769	11,628	30,341	19,599	1,109,322	937	1,110,259	-	1,110,259
(2)セグメント間の 内部営業収益又は振替高	7,788	2,557	2,088	169	115	7,839	486	944	21,989	2,809	24,799	24,799	-
計	484,816	105,706	383,887	71,176	14,885	19,467	30,827	20,543	1,131,311	3,747	1,135,059	24,799	1,110,259
セグメント利益又は損失( )	102,820	26,162	11,532	25,901	4,282	663	754	1,105	173,222	16	173,238	16,906	156,332
セグメント資産	3,094,967	321,405	602,263	479,785	146,538	24,985	28,034	23,972	4,721,954	27,696	4,749,650	151,876	4,901,526
その他の項目													
減価償却費(注)4	48,665	11,294	2,762	6,404	1,029	103	1,322	300	71,883	159	72,042	654	72,696
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額(注)4	87,536	33,168	22,167	21,261	24,927	677	3,290	349	193,379	382	193,762	2,304	191,457

(注)1. 「その他の事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報システムの開発、保守管理、給与厚生研修関連業務の受託等を行っております。

2. セグメント利益又は損失の調整額 16,906百万円には、セグメント間取引消去 1,531百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 15,374百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

セグメント資産の調整額151,876百万円には、全社資産323,690百万円、セグメント間消去 171,814百万円が含まれております。

その他の項目の減価償却費調整額654百万円は、全社資産の償却額及びセグメント間消去であります。また有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 2,304百万円は、全社資産の増減額及びセグメント間消去であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書における営業利益と調整しております。

4. その他の項目の減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用の償却額及び増減額が含まれております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント									その他の事業 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表計上 額 (注)3
	ビル事業	生活産業 不動産事業	住宅事業	海外事業	投資マネジ メント事業	設計監 理事業	ホテル 事業	不動産 サービス 事業	計				
営業収益													
(1)外部顧客への営業収益	415,050	84,130	344,064	75,578	24,851	13,020	32,681	19,354	1,008,732	675	1,009,408	-	1,009,408
(2)セグメント間の 内部営業収益又は振替高	7,298	2,438	1,161	377	143	8,259	407	461	20,547	3,206	23,754	23,754	-
計	422,349	86,569	345,226	75,956	24,994	21,279	33,089	19,815	1,029,280	3,882	1,033,162	23,754	1,009,408
セグメント利益又は損失( )	108,940	25,842	18,035	19,421	5,082	1,754	1,490	602	181,170	37	181,133	14,933	166,199
セグメント資産	3,208,271	372,779	748,400	515,844	141,126	27,474	28,417	23,608	5,065,923	23,501	5,089,424	222,415	5,311,840
その他の項目													
減価償却費(注)4	43,752	12,288	3,085	7,033	5,413	126	1,527	284	73,512	90	73,602	642	74,245
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額(注)4	175,904	40,272	29,144	35,472	378	116	1,295	433	283,017	29	283,046	369	283,416

(注)1. 「その他の事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報システムの開発、保守管理、給与厚生研修関連業務の受託等を行っております。

2. セグメント利益又は損失の調整額 14,933百万円には、セグメント間取引消去 1,081百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 13,852百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

セグメント資産の調整額222,415百万円には、全社資産480,395百万円、セグメント間消去 257,979百万円が含まれております。

その他の項目の減価償却費調整額642百万円は、全社資産の償却額及びセグメント間消去であります。また有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額369百万円は、全社資産の増減額及びセグメント間消去であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書における営業利益と調整しております。

4. その他の項目の減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用の償却額及び増減額が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの情報は「セグメント情報」の「2. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報」に同様の記載をしているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への営業収益及び本邦に所在している有形固定資産の金額が、いずれも連結損益計算書の営業収益及び連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、特定の顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの情報は「セグメント情報」の「2. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報」に同様の記載をしているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への営業収益及び本邦に所在している有形固定資産の金額が、いずれも連結損益計算書の営業収益及び連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、特定の顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント									その他の事業	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	ビル事業	生活産業 不動産事業	住宅事業	海外事業	投資マネジメント事業	設計監理事業	ホテル事業	不動産サービス事業	計				
減損損失	49,973	-	571	22,663	-	-	-	-	73,207	517	73,725	-	73,725

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント									その他の事業	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	ビル事業	生活産業 不動産事業	住宅事業	海外事業	投資マネジメント事業	設計監理事業	ホテル事業	不動産サービス事業	計				
減損損失	-	-	451	-	860	-	35	-	1,347	1,214	2,561	-	2,561



【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント									その他の事業	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	ビル事業	生活産業 不動産事業	住宅事業	海外事業	投資マネジ メント事業	設計監 理事業	ホテル 事業	不動産 サービス 事業	計				
のれん償却額	409	69	3,312	-	875	-	-	-	4,667	-	4,667	-	4,667
のれん未償却残高	-	-	13,125	-	20,003	-	-	-	33,128	-	33,128	-	33,128

（単位：百万円）

	報告セグメント									その他の事業	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	ビル事業	生活産業 不動産事業	住宅事業	海外事業	投資マネジ メント事業	設計監 理事業	ホテル 事業	不動産 サービス 事業	計				
負ののれん償却額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
負ののれん未償却残高	97,828	12,472	-	-	-	-	-	-	110,301	-	110,301	-	110,301

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント									その他の事業	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	ビル事業	生活産業 不動産事業	住宅事業	海外事業	投資マネジ メント事業	設計監 理事業	ホテル 事業	不動産 サービス 事業	計				
のれん償却額	409	318	3,030	-	2,386	-	-	-	6,144	-	6,144	-	6,144
のれん未償却残高	-	-	10,094	-	16,857	-	-	-	26,952	-	26,952	-	26,952

（単位：百万円）

	報告セグメント									その他の事業	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	ビル事業	生活産業 不動産事業	住宅事業	海外事業	投資マネジ メント事業	設計監 理事業	ホテル 事業	不動産 サービス 事業	計				
負ののれん償却額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
負ののれん未償却残高	98,238	12,542	-	-	-	-	-	-	110,780	-	110,780	-	110,780

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

前連結会計年度において、ビル事業セグメントで12,256百万円の負ののれん発生益を計上しております。これは、前連結会計年度に当社が匿名組合ファースト・エムを取得した際、匿名組合出資の取得原価が企業結合時における時価純資産を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識したものであります。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員 の 近親者	当社常務 執行役員 有森鉄治の 義父				0.00	住宅建築工事 の請負等	建物の 請負工事	26		

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引金額については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	杉山 博孝			当社代表 取締役	0.00	住宅建築工事 の請負等	建物の 請負工事	17		

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引金額については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	1,078.11円	1,088.11円
1株当たり当期純利益金額	52.85円	60.13円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	52.84円	60.12円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	73,338	83,426
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(百万円)	73,338	83,426
普通株式の期中平均株式数(株)	1,387,562,495	1,387,463,731
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	350,775	310,955
(うち、新株予約権(株))	(350,775)	(310,955)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の 概要		

(重要な後発事象)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

名称 大日本企業株式会社

事業の内容 不動産の保有

企業結合を行う主な理由

当社におけるポートフォリオの価値向上に向けた取組みの一環として、不動産を保有する会社の株式を取得することとなりました。

企業結合日

平成28年7月1日

企業結合の法的形式

株式取得

結合後企業の名称

大日本企業株式会社

取得した議決権比率

100.0%

取得企業を決定するに至った主な根拠

株式を取得した結果、当社が被取得企業を実質的に支配することとなったためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現金及び預金	56,000百万円
--------	-----------

取得原価	56,000百万円
------	-----------

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

影響額が軽微であるため、記載を省略しております。

(4) 発生するのれんの金額、発生原因

現在算定中であります。

(5) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現在算定中であります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (年・%)	担保	償還期限
当社	第31回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成 9年 9月26日	10,000	10,000	3.125		平成29年 9月26日
	第40回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成10年 7月23日	10,000	10,000	3.0		平成30年 7月23日
	第48回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成12年 5月15日	10,000	10,000	2.5		平成32年 5月15日
	第56回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成14年 8月 8日	10,000	10,000	2.42		平成34年 6月20日
	第58回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成14年 10月29日	10,000	10,000	2.9		平成44年 5月20日
	第61回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成14年 12月20日	10,000	10,000	2.615		平成44年 11月22日
	第64回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成15年 4月16日	10,000	10,000	1.5		平成34年 12月20日
	第65回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成15年 4月22日	20,000	20,000	2.04		平成44年 12月20日
	第67回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成15年 6月19日	10,000	10,000	1.72		平成45年 4月20日
	第72回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成16年 10月28日	10,000	10,000	2.28		平成36年 9月20日
	第74回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成17年 6月30日	15,000	15,000 (15,000)	1.443		平成28年 6月30日
	第75回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成17年 7月20日	10,000 (10,000)		1.295		平成27年 7月21日
	第76回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成17年 10月14日	10,000 (10,000)		1.572		平成27年 10月14日
	第77回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成18年 10月24日	10,000	10,000 (10,000)	1.985		平成28年 10月24日
	第78回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成19年 2月 7日	10,000	10,000 (10,000)	1.88		平成28年 12月20日
	第79回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成19年 4月23日	10,000	10,000 (10,000)	1.79		平成29年 3月17日
	第80回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成19年 6月 8日	10,000	10,000	2.305		平成39年 3月19日
	第81回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成19年 7月30日	10,000	10,000	2.045		平成29年 7月28日
	第82回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成19年 9月20日	10,000	10,000	1.825		平成29年 9月20日
	第83回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成19年 9月20日	10,000	10,000	2.385		平成39年 9月17日
	第84回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成19年 10月19日	15,000	15,000	2.52		平成39年 10月19日
	第85回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成19年 10月30日	10,000	10,000	1.975		平成31年 10月30日
	第86回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成19年 10月30日	10,000	10,000	2.425		平成39年 10月29日
	第87回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成19年 11月15日	20,000	20,000	1.77		平成29年 11月15日
	第88回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成19年 11月30日	10,000	10,000	1.805		平成31年 11月29日
	第89回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成20年 1月31日	10,000	10,000	2.075		平成35年 1月31日
第90回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成20年 4月24日	10,000	10,000	1.65		平成30年 4月24日	
第91回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成20年 6月 4日	10,000	10,000	2.005		平成30年 6月 4日	

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (年・%)	担保	償還期限
当社	第92回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成20年 7月24日	15,000	15,000	1.84		平成30年 7月24日
	第93回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成20年 7月30日	10,000	10,000	2.555		平成40年 7月28日
	第94回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成20年 9月12日	10,000	10,000	1.72		平成30年 9月20日
	第95回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成21年 6月10日	15,000	15,000	1.87		平成31年 6月10日
	第96回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成21年 7月29日	10,000	10,000	1.62		平成31年 7月29日
	第97回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成21年 10月29日	10,000	10,000	1.53		平成31年 10月29日
	第98回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成22年 7月29日	10,000	10,000	1.165		平成32年 6月19日
	第99回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成23年 6月14日	15,000	15,000 (15,000)	0.553		平成28年 6月14日
	第100回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成23年 6月14日	10,000	10,000	0.811		平成30年 6月14日
	第101回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成23年 6月14日	15,000	15,000	1.262		平成33年 6月14日
	第102回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成23年 9月15日	20,000	20,000	1.103		平成33年 9月15日
	第103回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成23年 12月22日	10,000	10,000 (10,000)	0.459		平成28年 12月22日
	第104回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成23年 12月22日	10,000	10,000	1.095		平成33年 12月22日
	第105回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成24年 3月23日	20,000	20,000	1.178		平成34年 3月23日
	第106回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成24年 4月27日	20,000	20,000	0.428		平成29年 4月27日
	第107回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成24年 4月27日	20,000	20,000	1.087		平成34年 4月27日
	第108回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成24年 5月31日	10,000	10,000	0.631		平成31年 5月31日
	第109回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成24年 5月31日	30,000	30,000	1.026		平成34年 5月31日
	第110回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成24年 9月14日	10,000	10,000	0.571		平成31年 9月13日
	第111回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成24年 9月14日	10,000	10,000	0.929		平成34年 9月14日
	第112回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成24年 12月27日	15,000	15,000	0.577		平成32年 12月25日
	第113回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成24年 12月27日	10,000	10,000	1.067		平成36年 12月27日
	第114回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成25年 3月15日	15,000	15,000	0.187		平成30年 3月15日
	第115回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成25年 3月15日	15,000	15,000	0.540		平成33年 3月15日
	第116回無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)	平成26年 9月19日	20,000	20,000	0.643		平成36年 9月19日
	第1回利払繰延条項・期限前償還条 項付無担保社債(劣後特約付)	平成28年 2月3日		75,000	1.020		平成88年 2月3日
	第2回利払繰延条項・期限前償還条 項付無担保社債(劣後特約付)	平成28年 2月3日		75,000	3ML+88bp		平成88年 2月3日
	第3回利払繰延条項・期限前償還条 項付無担保社債(劣後特約付)	平成28年 2月3日		70,000	1.330		平成88年 2月3日
	第4回利払繰延条項・期限前償還条 項付無担保社債(劣後特約付)	平成28年 2月3日		30,000	1.480		平成88年 2月3日

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (年・%)	担保	償還期限
*1	在外子会社発行普通社債	平成26年 7月29日 ～平成27年 8月27日	千米\$ 167,777 (167,777) [20,225] [(20,225)]	千米\$ 66,525 (66,525) [8,023] [(8,023)]	0.504～1.189		平成27年 1月29日 ～平成28年 7月27日
合計			685,225 (40,225)	903,023 (78,023)			

(注)\*1 在外子会社であるRockefeller Group, Inc.の子会社が発行する社債を記載しております。なお、金利スワップ及び通貨スワップを利用しており、スワップ実行後の値を記載しております。また、[ ]内に各期末の為替レート(前連結会計年度120.55円/ドル、当連結会計年度120.61円/ドル)による円換算額を記載しております。

- 2 当期末残高のうち、1年以内に償還が予定されるものを( )内に内書で表示しております。
- 3 連結決算日後5年内における償還予定額は以下の通りであります。

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
社債	78,000	85,000	65,000	75,000	50,000

【借入金等明細表】

区分	当期末首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	161,893	576,404	0.37	
1年以内に返済予定の長期借入金	86,789	163,797	0.25	
1年以内に返済予定のリース債務	993	906		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,047,887	1,117,856	0.78	平成29年～平成47年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	6,250	5,904		平成29年～平成43年
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー(1年以内返済予定)	28,000		0.08	
小計	1,331,814	1,864,870		
内部取引の消去	87,684	476,855		
合計	1,244,130	1,388,014		

- (注) 1 平均利率は、当期末残高に対する当期末の利率を加重平均しております。なお、短期借入金、1年以内に返済予定の長期借入金及び長期借入金には在外子会社の借入金を含んでおります。
- 2 当社及び連結子会社は、主としてリース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法を用いているため、リース債務の平均利率の記載を省略しております。
- 3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下の通りであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	142,678	141,166	157,002	115,642
リース債務	2,250	332	3,074	95

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(百万円)	223,847	484,996	711,965	1,009,408
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	40,351	87,843	127,263	141,850
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	23,296	56,272	78,434	83,426
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	16.79	40.56	56.53	60.13

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 金額(円)	16.79	23.77	15.97	3.60



## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	60,664	296,027
営業未収入金	*1 18,424	*1 21,048
販売用不動産	22,013	18,548
仕掛販売用不動産	6,981	5,752
開発用不動産	8,529	8,758
エクイティ出資	*4 253,484	*4 251,137
関係会社短期貸付金	70,799	466,003
繰延税金資産	3,695	2,004
その他	*1 27,818	*1 19,520
貸倒引当金	869	1,675
流動資産合計	471,543	1,087,124
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	510,636	551,848
機械装置及び運搬具	2,433	2,932
土地	1,453,038	1,471,855
信託土地	530,431	548,550
建設仮勘定	71,976	77,909
その他	6,231	5,627
有形固定資産合計	2,574,747	2,658,724
<b>無形固定資産</b>		
借地権	8,280	9,805
その他	2,978	2,910
無形固定資産合計	11,259	12,715
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	*1,*2 261,949	*1,*2 196,532
関係会社株式	627,838	398,442
長期貸付金	*1 1,436	*1 1,278
敷金及び保証金	*1 96,340	*1 99,190
前払年金費用	9,138	12,433
その他	*1 13,833	*1 20,408
貸倒引当金	312	302
投資その他の資産合計	1,010,224	727,983
固定資産合計	3,596,231	3,399,423
資産合計	4,067,775	4,486,547

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
営業未払金	¥ 20,972	¥ 17,922
短期借入金	43,250	31,750
1年内返済予定の長期借入金	73,186	150,186
コマーシャル・ペーパー	28,000	-
1年内償還予定の社債	20,000	70,000
未払法人税等	297	9,451
預り金	¥ 154,908	¥ 241,415
追加出資義務損失引当金	1,804	541
その他	¥ 34,889	¥ 47,808
流動負債合計	377,307	569,076
<b>固定負債</b>		
社債	645,000	825,000
長期借入金	905,439	975,234
受入敷金保証金	¥ 312,011	¥ 318,795
繰延税金負債	118,851	103,932
再評価に係る繰延税金負債	280,634	265,890
退職給付引当金	2,463	2,591
債務履行引受引当金	4,116	3,997
環境対策引当金	-	5,068
負ののれん	68,669	68,669
その他	¥ 63,449	¥ 58,506
固定負債合計	2,400,634	2,627,685
負債合計	2,777,942	3,196,761
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	141,373	141,373
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	170,485	170,485
その他資本剰余金	3	-
資本剰余金合計	170,488	170,485
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	21,663	21,663
<b>その他利益剰余金</b>		
特別償却準備金	3,626	3,982
固定資産圧縮積立金	125,093	138,282
固定資産圧縮特別勘定積立金	10,805	-
別途積立金	108,254	108,254
繰越利益剰余金	79,723	98,374
利益剰余金合計	349,167	370,556
自己株式	5,259	5,385
株主資本合計	655,770	677,029
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	125,482	87,635
土地再評価差額金	508,079	524,591
評価・換算差額等合計	633,562	612,226
新株予約権	500	529
純資産合計	1,289,833	1,289,785
負債純資産合計	4,067,775	4,486,547

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
営業収益		
ビル事業収益	327,224	335,267
その他の事業収益	87,458	45,683
営業収益合計	*2 414,683	*2 380,951
営業原価		
ビル事業費用	243,945	246,811
その他の事業費用	72,331	38,837
営業原価合計	*2 316,276	*2 285,648
営業総利益	98,406	95,302
販売費及び一般管理費	*1,*2 20,841	*1,*2 19,377
営業利益	77,564	75,925
営業外収益		
受取利息	*2 647	*2 583
受取配当金	*2 21,812	*2 13,212
その他	*2 2,703	*2 3,611
営業外収益合計	25,163	17,407
営業外費用		
支払利息	*2 6,993	*2 7,275
社債利息	10,407	10,389
固定資産除却損	2,924	2,847
その他	*2 2,527	*2 5,049
営業外費用合計	22,853	25,562
経常利益	79,875	67,770
特別利益		
固定資産売却益	35,985	1,124
投資有価証券売却益	-	11,332
混同による債権債務消滅差益	6,856	-
追加出資義務損失引当金戻入益	-	1,262
特別利益合計	42,842	13,719
特別損失		
固定資産除却関連損	6,190	4,223
減損損失	46,057	-
追加出資義務損失引当金繰入額	1,804	-
環境対策引当金繰入額	-	5,068
特別損失合計	54,052	9,291
税引前当期純利益	68,665	72,199
法人税、住民税及び事業税	701	21,314
法人税等調整額	16,615	7,466
法人税等合計	17,317	28,780
当期純利益	51,347	43,418

【ビル事業費用明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
不動産賃借料		98,346	40.3	100,057	40.5
租税公課		33,372	13.7	35,799	14.5
減価償却費		37,997	15.6	35,771	14.5
水道光熱費		24,641	10.1	23,597	9.6
建物管理費用		19,362	7.9	19,140	7.8
運営委託費		7,547	3.1	7,626	3.1
人件費		5,676	2.3	5,868	2.4
修繕維持費		3,614	1.5	3,807	1.5
その他諸経費		13,386	5.5	15,142	6.1
合計		243,945	100.0	246,811	100.0

【その他の事業費用明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
不動産賃貸費用		28,265	39.1	25,995	66.9
直接販売原価		35,794	49.5	6,514	16.8
人件費		2,722	3.8	2,996	7.7
その他諸経費		5,549	7.6	3,330	8.6
合計		72,331	100.0	38,837	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	
当期首残高	141,373	170,485	-	170,485	21,663	2,912	90,932	-	108,254
会計方針の変更による累積的影響額									
会計方針の変更を反映した当期首残高	141,373	170,485	-	170,485	21,663	2,912	90,932	-	108,254
当期変動額									
剰余金の配当									
当期純利益									
自己株式の取得									
自己株式の処分			3	3					
特別償却準備金の積立						1,208			
特別償却準備金の取崩						494			
固定資産圧縮積立金の積立							35,100		
固定資産圧縮積立金の取崩							939		
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立								10,805	
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩									
土地再評価差額金の取崩									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	3	3	-	713	34,161	10,805	-
当期末残高	141,373	170,485	3	170,488	21,663	3,626	125,093	10,805	108,254

	株主資本				評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計							
当期首残高	74,313	298,075	4,811	605,123	75,964	496,501	572,465	494	1,178,084
会計方針の変更による累積的影響額	877	877		877					877
会計方針の変更を反映した当期首残高	73,435	297,198	4,811	604,245	75,964	496,501	572,465	494	1,177,206
当期変動額									
剰余金の配当	16,651	16,651		16,651					16,651
当期純利益	51,347	51,347		51,347					51,347
自己株式の取得			556	556					556
自己株式の処分			109	112					112
特別償却準備金の積立	1,208								-
特別償却準備金の取崩	494								-
固定資産圧縮積立金の積立	35,100								-
固定資産圧縮積立金の取崩	939								-
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	10,805								-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩									-
土地再評価差額金の取崩	17,272	17,272		17,272					17,272
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					49,518	11,578	61,097	5	61,102
当期変動額合計	6,287	51,968	447	51,524	49,518	11,578	61,097	5	112,626
当期末残高	79,723	349,167	5,259	655,770	125,482	508,079	633,562	500	1,289,833

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
						特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金
当期首残高	141,373	170,485	3	170,488	21,663	3,626	125,093	10,805	108,254
会計方針の変更による累積的影響額									
会計方針の変更を反映した当期首残高	141,373	170,485	3	170,488	21,663	3,626	125,093	10,805	108,254
当期変動額									
剰余金の配当									
当期純利益									
自己株式の取得									
自己株式の処分			3	3					
特別償却準備金の積立						1,013			
特別償却準備金の取崩						658			
固定資産圧縮積立金の積立							14,226		
固定資産圧縮積立金の取崩							1,037		
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立									
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩								10,805	
土地再評価差額金の取崩									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	3	3	-	355	13,188	10,805	-
当期末残高	141,373	170,485	-	170,485	21,663	3,982	138,282	-	108,254

	株主資本				評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計							
	繰越利益剰余金								
当期首残高	79,723	349,167	5,259	655,770	125,482	508,079	633,562	500	1,289,833
会計方針の変更による累積的影響額									-
会計方針の変更を反映した当期首残高	79,723	349,167	5,259	655,770	125,482	508,079	633,562	500	1,289,833
当期変動額									
剰余金の配当	20,812	20,812		20,812					20,812
当期純利益	43,418	43,418		43,418					43,418
自己株式の取得			228	228					228
自己株式の処分	25	25	102	73					73
特別償却準備金の積立	1,013								-
特別償却準備金の取崩	658								-
固定資産圧縮積立金の積立	14,226								-
固定資産圧縮積立金の取崩	1,037								-
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立									-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	10,805								-
土地再評価差額金の取崩	1,191	1,191		1,191					1,191
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					37,847	16,511	21,336	29	21,307
当期変動額合計	18,651	21,389	126	21,259	37,847	16,511	21,336	29	47
当期末残高	98,374	370,556	5,385	677,029	87,635	524,591	612,226	529	1,289,785

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)  
子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法  
その他有価証券  
投資有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

エクイティ出資

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 個別法による原価法  
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛販売用不動産 同上

開発用不動産 同上

4 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

ただし、横浜ランドマークタワー及び平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法

無形固定資産 定額法

5 繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用処理

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により計上しているほか、貸倒懸念債権等特定の債権については、債権の回収可能性を個別に検討して計上しております。

(2) 追加出資義務損失引当金

追加出資義務の履行に伴い発生する損失の見積額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職による給付及び執行役員の退職による退職慰労金の支払いに備えるため、従業員については当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、執行役員については内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

従業員に係る退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により、過去勤務費用は発生時より、数理計算上の差異は翌事業年度より、それぞれ費用処理しております。

(4) 債務履行引受引当金

債務履行の引受けに伴い発生する損失の見積額を計上しております。

(5) 環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理等、環境対策に伴い発生する損失の見積額を計上しております。

## 7 ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を、振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については振当処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利スワップ	借入金・社債
通貨スワップ	借入金
為替予約	関係会社株式

### (3) ヘッジ方針

当社のリスクヘッジ取引は、当社の内規である「市場リスク管理規定」及び「リスク別管理要項」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクのヘッジを目的としております。

## 8 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。



( 会計上の見積りの変更 )

環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づくポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理につきましては、見積額の重要性が増したため、当事業年度より環境対策引当金（5,068百万円）を計上し、同繰入額を特別損失に計上しております。この結果、税引前当期純利益は5,068百万円減少しております。

(貸借対照表関係)

\*1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期金銭債権	10,730百万円	9,001百万円
長期金銭債権	9,777百万円	9,756百万円
短期金銭債務	163,070百万円	250,838百万円
長期金銭債務	5,955百万円	5,583百万円

\*2 担保に供している資産及び担保付債務  
担保に供している資産

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券	65百万円	65百万円

3 偶発債務

(1) 保証債務

下記の金融機関借入金等に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
佐倉ゴルフ開発(株)	120百万円	
三菱地所ロンドン社	56,492百万円 (317,250千英ポンド)	三菱地所ロンドン社 64,322百万円 (397,250千英ポンド)
(株)菱栄ライフサービス	312百万円	(株)菱栄ライフサービス 290百万円
その他	1百万円	
計	56,926百万円	計 64,613百万円

佐倉ゴルフ開発(株)の債務について、債権者に対し当社は同社に対する共同出資者と連帯保証しておりますが、当社の負担割合は49%とすることで共同出資者と合意しております。

(2) キープウェルアグリメント

下記の社債等に対し信用を補完することを目的とし、キープウェルアグリメント(同意書)を締結しております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
MEC Finance USA	15,604百万円 (うち3,004百万円は25,000千米ドル)	MEC Finance USA 40,113百万円 (うち32,113百万円は285,000千米ドル)

(3) 追加出資義務

下記の金融機関借入金の返済義務に関連し追加出資義務を負っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
大手町デベロップメント特定目的会社	27,691百万円	大手町デベロップメント特定目的会社 34,216百万円

大手町デベロップメント特定目的会社への追加出資義務については、当社の出資割合である50%となります。

\*4 エクイティ出資

エクイティ出資のうち、関係会社に該当する匿名組合及び特定目的会社に対する匿名組合出資及び優先出資等の金額は次の通りであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
匿名組合出資及び優先出資等	230,308百万円	226,317百万円

( 損益計算書関係 )

\*1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前事業年度 ( 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日 )	当事業年度 ( 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日 )
従業員給料手当	4,180百万円	4,276百万円
出向者給料手当	4,174百万円	4,242百万円
減価償却費	853百万円	799百万円
退職給付引当金繰入額	627百万円	1,312百万円
貸倒引当金繰入額	260百万円	73百万円
貸倒損失	31百万円	29百万円
販売費に属する費用のおおよその割合	2%	1%
一般管理費に属する費用のおおよその割合	98%	99%

\*2 関係会社との取引

	前事業年度 ( 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日 )	当事業年度 ( 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日 )
営業収益	34,353百万円	31,080百万円
営業費用	76,523百万円	56,194百万円
営業取引以外の取引高	134,820百万円	37,400百万円

(有価証券関係)  
 子会社株式及び関連会社株式  
 前事業年度(平成27年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	6	134	128
合計	6	134	128

当事業年度(平成28年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	6	118	112
合計	6	118	112

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額  
 (単位:百万円)

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
子会社株式	621,037	391,047
関連会社株式	6,795	7,389

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
退職給付引当金	7,923百万円	6,421百万円
未払賞与	867百万円	857百万円
投資有価証券評価損	4,821百万円	4,783百万円
たな卸資産評価損	1,490百万円	1,984百万円
ゴルフ会員権評価損	295百万円	288百万円
固定資産評価損	66,816百万円	63,947百万円
土地再評価差額金	25,762百万円	25,184百万円
債務履行引受引当金	1,331百万円	1,321百万円
エクイティ出資評価損	7,206百万円	9,108百万円
税務上の繰越欠損金	150百万円	-
組織再編に伴う事業移転	6,566百万円	9,093百万円
その他	10,239百万円	21,220百万円
繰延税金資産小計	133,471百万円	144,212百万円
評価性引当額	60,717百万円	83,210百万円
繰延税金資産合計	72,754百万円	61,001百万円
<b>繰延税金負債</b>		
固定資産圧縮積立金	64,973百万円	61,040百万円
退職給付信託設定益	7,809百万円	7,393百万円
土地再評価差額金	280,828百万円	265,890百万円
その他有価証券評価差額金	56,469百万円	36,490百万円
固定資産評価差額	38,727百万円	36,668百万円
その他	19,735百万円	21,336百万円
繰延税金負債合計	468,544百万円	428,820百万円
繰延税金の純額(負債)	395,790百万円	367,818百万円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.64%	33.06%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.25%	0.27%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	9.93%	14.92%
住民税均等割	0.02%	0.02%
回収可能性の検討による繰延税金資産の増減	8.56%	26.91%
税率変更による期末繰延税金資産負債の修正	9.12%	5.28%
その他	0.20%	0.20%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.22%	39.86%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額、以下同じ）は3,809百万円減少し、法人税等調整額の金額は同額減少しております。

更に、土地再評価差額金に係る繰延税金負債の金額が14,935百万円、その他有価証券評価差額金に係る繰延税金負債の金額が2,041百万円減少し、純資産の部の土地再評価差額金、その他有価証券評価差額金がそれぞれ同額増加しております。

(企業結合等関係)

「1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

「1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載をしているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の 種 類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累 計 額
有形 固定資産	建物及び構築物	510,636	111,846	33,887	36,747	551,848	950,895
	機械装置及び運搬具	2,433	1,294	353	442	2,932	8,640
	土地	1,453,038 [789,180]	47,642	28,825 (451) [ 1,767]	-	1,471,855 [790,948]	-
	信託土地	530,431 [ 466]	18,119	-	-	548,550 [ 466]	-
	建設仮勘定	71,976	58,336	52,403	-	77,909	-
	その他	6,231	562	98	1,067	5,627	9,973
	計	2,574,747	237,801	115,568 (451)	38,256	2,658,724	969,509
無形 固定資産	借地権	8,280	1,524	-	-	9,805	-
	その他	2,978	746	15	799	2,910	2,188
	計	11,259	2,271	15	799	12,715	2,188

- (注) 1. 「当期減少額」及び「当期償却額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。
2. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の[ ]内は内書きで、土地再評価差額(税効果考慮前)の残高であります。また、「当期減少額」欄の[ ]内は内書きで、土地再評価差額(税効果考慮前)の増減であり、減損損失の計上等によるものであります。
3. 「減価償却累計額」欄には減損損失累計額が含まれております。
4. 建物及び構築物の増加の主なものは、大名古屋ビル取得 49,371百万円であります。
5. 建物及び構築物の減少の主なものは、ザ・ペニンシュラ売却 9,366百万円であります。
6. 土地の増加の主なものは、(仮称)丸の内3-2計画に係る取得 17,647百万円であります。
7. 建設仮勘定の増加の主なものは、大手町パークビルの建設工事費 22,651百万円であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	1,181	1,978	1,181	1,978
追加出資義務損失引当金	1,804	-	1,262	541
債務履行引受引当金	4,116	-	119	3,997
環境対策引当金	-	5,068	-	5,068



(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・売渡し 株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	
手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL <a href="http://www.mec.co.jp/j/group/koukoku/index.htm">http://www.mec.co.jp/j/group/koukoku/index.htm</a>
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、同法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増しの請求をする権利以外の権利を有しておりません。
2. 当社は、平成21年4月30日を効力発生日とする藤和不動産(株)との株式交換に伴い、株券電子化制度実施施行時に同社が開設した特別口座に係る地位を承継していることから、旧藤和不動産(株)株主のための特別口座管理機関は引き続き三井住友信託銀行(株)としておりましたが、平成27年12月2日をもって、旧藤和不動産(株)株主のための特別口座の口座管理機関を三菱UFJ信託銀行(株)に変更いたしました。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |                                   |  |  |  |
|-----------------------------------|--|--|--|
| (1) 有価証券報告書<br>及びその添付書類<br>並びに確認書 | 事業年度<br>(第111期)                          | 自 平成26年 4月 1日<br>至 平成27年 3月31日   | 平成27年 6月26日<br>関東財務局長に提出。  |
| (2) 有価証券報告書の訂正報告書及びその確認書          |  |  | 平成27年 7月14日<br>関東財務局長に提出。<br>事業年度(第111期)(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。  |
| (3) 内部統制報告書及びその添付書類               |  |  | 平成27年 6月26日<br>関東財務局長に提出。  |
| (4) 発行登録追補書類及びその添付書類              |  |  | 平成28年 1月28日<br>平成28年 6月21日<br>関東財務局長に提出。   |
| (5) 訂正発行登録書                       |  |  | 平成27年 6月26日<br>平成27年 6月30日<br>平成27年 7月14日<br>平成27年 8月 3日<br>平成27年 8月13日<br>平成27年 8月20日<br>平成27年11月12日<br>平成28年 1月 8日<br>平成28年 1月29日<br>平成28年 2月12日<br>平成28年 2月24日<br>平成28年 5月11日<br>関東財務局長に提出。 |
| (6) 四半期報告書及び<br>確認書               | (第112期第1四半期<br>第112期第2四半期<br>第112期第3四半期) | 自 平成27年 4月 1日<br>至 平成27年 6月30日 )<br>自 平成27年 7月 1日<br>至 平成27年 9月30日 )<br>自 平成27年10月 1日<br>至 平成27年12月31日 ) | 平成27年 8月13日<br>関東財務局長に提出。<br>平成27年11月12日<br>関東財務局長に提出。<br>平成28年 2月12日<br>関東財務局長に提出。  |

(7) 臨時報告書

平成27年 6月30日

関東財務局長に提出。

平成27年6月26日開催の当社第116回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

平成27年 8月 3日

関東財務局長に提出。

当社は、平成27年7月31日開催の取締役会において、会社法第236条第1項、第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に基づき、新株予約権の募集事項を決定し、当社の取締役（社外取締役を除く9名）に対して、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

平成28年 1月29日

関東財務局長に提出。

当社は、平成28年1月28日開催の取締役会において、特定子会社の異動に係る決議をいたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

平成28年 2月24日

関東財務局長に提出。

平成28年2月18日開催の当社取締役会において、代表取締役の異動を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき提出するものであります。

平成28年 5月11日

関東財務局長に提出。

平成28年4月27日開催の当社取締役会において、代表者の異動を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき提出するものであります。

(8) 臨時報告書の訂正報告書

平成27年 8月20日

関東財務局長に提出。

平成27年8月3日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月29日

三菱地所株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 村 和 臣

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 川 伊 智 郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寒 河 江 祐 一 郎

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱地所株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱地所株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、三菱地所株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、三菱地所株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月29日

三菱地所株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 村 和 臣

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 川 伊 智 郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寒 河 江 祐 一 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱地所株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱地所株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。